

平成二十九年農林水産省令第六十三号

農業保険法施行規則

農業災害補償法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十四号）の施行に伴い、並びに農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）及び農業保険法施行令（平成二十九年政令第二百六十三号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号）の全部を改正する省令を次のように定める。

目次

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 農業共済団体の組織（第八条―第三十九条）

第三章 農業共済事業等

第一節 農業共済事業

第一款 通則（第四十条―第八十五条）

第二款 農作物共済（第八十六条―第一百条）

第三款 家畜共済（第一百一条―第一百七十七条）

第四款 果樹共済（第一百八条―第一百三十条）

第五款 畑作物共済（第一百三十八条―第一百五十二条）

第六款 園芸施設共済（第一百五十三条―第一百六十条）

第二節 農業共済責任保険事業（第一百六十一条―第一百七十四条）

第四章 農業経営収入保険事業（第一百七十五条―第二百二条の二）

第五章 政府の再保険事業等

第一節 農業共済責任保険事業に係る再保険事業（第二百三条―第二百二十六条）

第二節 農業共済事業に係る保険事業（第二百二十七条―第二百四十四条）

第三節 農業経営収入保険事業に係る再保険事業（第二百四十五条―第二百五十一条）

附則

第一章 総則

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、次項で定めるものを除き、農業保険法（以下「法」という。）及び農業保険法施行令（以下「令」という。）において使用する用語の例による。

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとす

一 類区分 農作物共済にあつては法第三百三十六条第一項に規定する共済目的の種類、果樹共済にあつては法第四百八条第一項に規定する收穫共済の共済目的の種類及び同条第六項に規定する樹体共済の共済目的の種類、畑作物共済にあつては法第五百三十三条第一項に規定する共済目的の種類

二 共済掛金区分 農作物共済にあつては法第三百三十七條第一項に規定する共済掛金区分、家畜共済にあつては死亡廃用共済又は疾病傷害共済の別ごとの法第四百四十四條第一項に規定する共済目的の種類、果樹共済にあつては法第四百九十九條第一項に規定する收穫共済掛金区分及び樹体共済掛金区分、畑作物共済にあつては法第五百五十四條第一項に規定する共済掛金区分、園芸施設共済にあつては法第六十條第一項に規定する共済掛金区分

三 基準共済掛金率 農作物共済にあつては法第三百三十七條第一項の基準共済掛金率、家畜共済にあつては法第四百四十四條第一項及び二項各号の基準共済掛金率、果樹共済にあつては法第四百四十九條第一項の基準共済掛金率、畑作物共済にあつては法第五百五十四條第一項の基準共済掛金率、園芸施設共済にあつては法第六十條第一項の基準共済掛金率

四 共済掛金標準率 農作物共済にあつては法第三百三十七條第二項の共済掛金標準率、家畜共済にあつては法第四百四十四條第三項の共済掛金標準率、果樹共済にあつては法第四百九十九條第二項の共済掛金標準率、畑作物共済にあつては法第五百五十四條第二項の共済掛金標準率、園芸施設共済にあつては法第六十條第二項の共済掛金標準率

第二条 法第十條第一項若しくは第二項、第十三条又は第十四条の規定による負担金は、当該負担金を組合等ごと及び共済責任期間の開始の時期を勘案して農林水産大臣が定める共済関係の区分（以下「負担金交付区分」という。）ごとに合計して得た金額（以下「組合等別国庫負担金」という。）のうち、特定組合等以外の組合等にあつては第一号、特定組合等にあつては第二号に掲げる金額を、これらの組合等が徴収すべき当該負担金交付区分に係る共済掛金（組合

員等の負担に係る部分に限る。）の合計金額のうち当該組合等が徴収した金額の割合に応じて交付する。

一 組合等別国庫負担金が当該組合等及び当該負担金交付区分に係る組合等別再保険料を超える場合における、その超える部分の金額

二 組合等別国庫負担金が政府保険料（第四条第四項に規定する政府保険料をいう。）を超える場合における、その超える部分の金額

前項第一号の「組合等別再保険料」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額をいう。

一 農作物共済 危険段階ごとの共済金額の総額に第二百八条第一項の危険段階別農作物再保険料基礎率を乗じて得た金額を組合等ごと及び負担金交付区分ごとに合計して得た金額の百分の九十五に相当する金額

二 果樹共済 危険段階ごとの共済金額の総額に第二百六十八條第一項の危険段階別果樹保険料基礎率を乗じて得た金額を組合等ごと及び負担金交付区分ごとに合計して得た金額に第二百二条の農林水産大臣が定める係数を乗じて得た金額の百分の九十に相当する金額

三 畑作物共済 危険段階ごとの保険金額の総額に第二百五十五條第一項の危険段階別畑作物再保険料基礎率を乗じて得た金額を組合等ごと及び負担金交付区分ごとに合計して得た金額の百分の九十五に相当する金額

（共済掛金に係る負担金の都道府県連合会への交付）

第三条 組合等（特定組合等を除く。）に交付すべき法第十條第一項若しくは第二項又は第十二条から第十五条までの規定による負担金は、連合会別国庫負担金が政府再保険料を超える場合には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める金額を、当該都道府県連合会の組合員たる組合等に交付するのに代えて、当該組合等が当該都道府県連合会に支払うべき保険料の一部に充てられるため、当該都道府県連合会に交付する。

一 連合会別国庫負担金が連合会保険料を超える場合 連合会保険料が政府再保険料を超える部分の金額

二 連合会別国庫負担金が連合会保険料を超えない場合 連合会別国庫負担金が政府再保険料を超える部分の金額

前項の「連合会別国庫負担金」とは、法第十條第一項又は第二項、第十三条又は第十四条の

規定による負担金にあつてはこれらの負担金を都道府県連合会ごと及び負担金交付区分ごとに合計して得た金額、法第十二条又は第十五条の規定による負担金にあつてはこれらの負担金を都道府県連合会ごとに合計して得た金額をいう。

3 第一項の「政府再保険料」とは、都道府県連合会が政府に支払うべき再保険料の総額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額をいう。

一 農作物共済、果樹共済又は畑作物共済 当該都道府県連合会の組合員たる組合等に係る組合等別再保険料の負担金交付区分ごとの総額

二 家畜共済 保険金額に第二百一十一條第一項の危険段階別家畜再保険料基礎率を乗じて得た金額（共済掛金期間が一年に満たない死亡廃用共済の共済関係に係る保険関係にあつては、その金額に共済掛金期間の程度に応じて農林水産大臣が定める係数を乗じて得た金額）を都道府県連合会ごとに合計して得た金額の百分の九十五に相当する金額

三 園芸施設共済 保険金額に第二百一十八條第一項の危険段階別園芸施設再保険料基礎率甲及び同条第三項の危険段階別園芸施設再保険料基礎率乙を合計して得た率を乗じて得た金額（共済責任期間が一年に満たない共済関係に係る保険関係にあつては、その金額に同条第一項の農林水産大臣が定める係数を乗じて得た金額）の合計金額の百分の九十五に相当する金額

4 第一項各号の「連合会保険料」とは、農作物共済、果樹共済及び畑作物共済にあつては当該都道府県連合会の組合員たる組合等が当該都道府県連合会に支払うべき保険料の負担金交付区分ごとの総額、家畜共済及び園芸施設共済にあつては当該保険料の総額をいう。

（共済掛金に係る負担金の特別会計への計上）

第四条 組合等（特定組合等を除く。）に交付すべき法第十條第一項若しくは第二項又は第十二条から第十五条までの規定による負担金は、次の各号に掲げる場合に応じ、連合会別国庫負担金（前条第二項に規定する連合会別国庫負担金をいう。以下同じ。）のうち当該各号に定める金額を、組合等に交付するのに代えて、当該組合等の属する都道府県連合会が政府に支払う

規定による負担金にあつてはこれらの負担金を都道府県連合会ごと及び負担金交付区分ごとに合計して得た金額、法第十二条又は第十五条の規定による負担金にあつてはこれらの負担金を都道府県連合会ごとに合計して得た金額をいう。

べき再保険料の全部又は一部に充てて、食料安定供給特別会計の再保険料収入に計上する。

一 連合会別国庫負担金が政府再保険料（前条第三項に規定する政府再保険料をいう。以下同じ。）を超える場合 当該政府再保険料に相当する金額

二 連合会別国庫負担金が政府再保険料を超えない場合 当該連合会別国庫負担金の全額に相当する金額

2 特定組合等に交付すべき法第十条第一項若しくは第二項又は第十二条から第十五条までの規定による負担金は、次の各号に掲げる場合に依りて、特定組合等別国庫負担金のうち当該各号に定める金額を、当該特定組合等に交付するに代えて、当該特定組合等が政府に支払うべき保険料の全部又は一部に充てて、食料安定供給特別会計の保険料収入に計上する。

一 特定組合等別国庫負担金が政府再保険料を超える場合 当該政府再保険料に相当する金額

二 特定組合等別国庫負担金が政府再保険料を超えない場合 当該特定組合等別国庫負担金の全額に相当する金額

3 前項の「特定組合等別国庫負担金」とは、農作物共済、果樹共済及び畑作物共済にあつては、特定組合等に係る組合等別国庫負担金をいい、家畜共済及び園芸施設共済にあつては法第十二条又は第十五条の規定による負担金をそれぞれ特定組合等ごとに合計して得た金額をいう。

4 第二項各号の「政府再保険料」とは、特定組合等が政府に支払うべき保険料の額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額をいう。

一 農作物共済 危険段階ごとの共済金額の総額に第六百六十四条第一項の危険段階別農作物保険料基礎率を乗じて得た金額を特定組合等ごと及び負担金交付区分ごとに合計して得た金額の百分の九十五に相当する金額

二 家畜共済 共済金額に第二百三十二条第一項の危険段階別家畜保険料基礎率を乗じて得た金額（共済掛金期間が一年に満たない死亡費用共済の共済関係にあつては、その金額に前条第三項第二号の農林水産大臣が定める係数を乗じて得た金額）の合計金額の百分の九十五に相当する金額

三 果樹共済 危険段階ごとの共済金額の総額に第六百六十八条第一項の危険段階別果樹保険料基礎率を乗じて得た金額を特定組合等ごと

及び負担金交付区分ごとに合計して得た金額の百分の九十に相当する金額

四 畑作物共済 危険段階ごとの共済金額の総額に第二百三十六条第一項の危険段階別畑作物保険料基礎率を乗じて得た金額を特定組合等ごと及び負担金交付区分ごとに合計して得た金額の百分の八十五に相当する金額

五 園芸施設共済 共済金額に第二百三十九条第一項の危険段階別園芸施設保険料基礎率甲及び同条第三項の危険段階別園芸施設保険料基礎率乙を合計して得た率を乗じて得た金額（共済責任期間が一年に満たない共済関係にあつては、その金額に第二百三十八条第一項の農林水産大臣が定める係数を乗じて得た金額）の合計金額の百分の八十五に相当する金額

（農業経営収入保険の保険料に係る負担金の交付）

第五条 法第十六条の規定による負担金は、当該負担金の総額（以下この条及び次条において「保険料国庫負担金」という。）のうち、当該保険料国庫負担金が全国連合会が政府に支払うべき再保険料の合計金額を超える場合におけるその超える部分の金額を、全国連合会が徴収すべき保険料（被保険者の負担に係る部分に限る。）の総額のうち全国連合会が徴収した金額の割合に応じて交付する。

（農業経営収入保険の保険料に係る負担金の特別会計への計上）

第六条 法第十六条の規定による負担金は、次の各号に掲げる場合に依りて、保険料国庫負担金のうち当該各号に定める金額を、全国連合会に交付するに代えて、全国連合会が政府に支払うべき再保険料の全部又は一部に充てて、食料安定供給特別会計の再保険料収入に計上する。

一 保険料国庫負担金が全国連合会が政府に支払うべき再保険料の額を超える場合 当該再保険料の額に相当する金額

二 保険料国庫負担金が全国連合会が政府に支払うべき再保険料の額を超えない場合 保険料国庫負担金の全額に相当する金額

（事務費に係る負担金の交付）

第七条 法第十九条の規定により国庫が負担する事務費のうち、令第四条第一項第一号に掲げる費用に係る負担金は、組合等にあつてはその行う共済事業の規模、都道府県連合会にあつてはその行う共済事業の規模に依りて、これを交付する。

第二章 農業共済団体の組織

（組合員資格者から除く者の基準）

第八条 法第二十条第一項の農林水産省令で定める基準は、同項第一号又は第三号から第五号までに定める者で当該農業共済組合の区域内に住する者（同条第一号、第三号又は第四号に定める者で当該農業共済組合の区域内に住する者）とみなされる者を含む。）について、同項第二号及び第六号並びに次の各号のいずれにも該当しないこととする。

一 水稲、陸稲及び麦の耕作面積の合計が十アールを下回らず四十アールを超えない範囲内（北海道にあつては、三十アールを下回らず一ヘクタールを超えない範囲内）で定款で定める面積以上であること。

二 当該農業共済組合の行う果樹共済においてその共済目的の種類とされている果樹の類区分ごとの栽培面積（主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用されている特定園芸施設の内部で栽培されるうんしゅうみかん及びぶどうの栽培面積にあつては、当該栽培面積に二を乗じて得た面積）のいずれかが五アールを下回らず三十アールを超えない範囲内で定款で定める面積以上であること。

三 当該農業共済組合の行う畑作物共済においてその共済目的の種類とされている農作物の類区分ごとの栽培面積のいずれかが五アールを下回らず三十アールを超えない範囲内（北海道にあつては、三十アールを下回らず一ヘクタールを超えない範囲内）で定款で定める面積以上であること又はその共済目的の種類とされている蚕繭の類区分ごとの蚕種の掲立量のいずれかが〇・二五箱を下回らず二箱を超えない範囲内で定款で定める箱数以上であること。

四 その所有し又は管理する特定園芸施設の設置面積（屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られていた特定園芸施設にあつては、その設置面積に二を乗じて得た面積。第七十五条第一項第一号において同じ。）の合計が五アールを超えない範囲内で定款で定める面積以上であること。

2 前項第三号の蚕種の掲立量は、蚕種二万粒を納める容器に収納される蚕種の量を一箱として計算するものとする。

（農業共済資格団体の要件）

第九条 法第二十条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の

農林水産省令で定める事項は、団体の目的、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法、代表者、代表権の範囲並びに団体の意思の決定機関及びその決定の方法とする。

2 法第二十条第二項の農林水産省令で定める基準は、次に掲げる要件を備えていることとする。

一 構成員の農業経営の安定を図り、農業の健全な発展に資することをその目的に含んでいること。

二 共済掛金の分担及び共済金の配分の方法が衡平を欠くものでないこと。

三 代表者の選任の手続、代表権の範囲及び団体の意思の決定機関を明らかにしていること。

四 当該団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

（共済事業を行う全国連合会の組合員資格者から除く者の基準）

第十条 法第二十条第四項の農林水産省令で定める基準については、第八条の規定を準用する。（議決権行使の電磁的方法）

第十一条 法第二十三条第二項（法第二十九条第七項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するもの

二 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）に係る記録媒体をいう。第二十一条において同じ。）をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

（脱退をしない組合員の基準）

第十二条 法第二十五条第二項の農林水産省令で定める基準は、次のいずれかに該当することとする。

一 法第五十五条第二項の規定による家畜共済、園芸施設共済又は任意共済の共済関係の消滅により共済関係の全部が消滅することとなる組合員であること。

二 農作物共済、果樹共済、畑作物共済又は園芸施設共済の共済関係の消滅（法第五十五条第

二項の規定による園芸施設共済の共済関係の消滅を除く。）により共済関係の全部が消滅することとなる組合員について、当該農作物共済、果樹共済、畑作物共済又は園芸施設共済の共済関係の成立の日から起算して一年を経過していないこと。

三 全国連合会との間に農業経営収入保険の保険関係が存する組合員であること。

(脱退する組合員から除外する組合員)

第十三条 法第二十五条第三項の農林水産省令で定める組合員は、前条第一号の規定により脱退をしないものとされた組合員及び解散後その清算の結了に至るまでの組合員とする。

(創立費)

第十四条 農業共済団体の負担に帰すべき創立費及びその償却方法は、創立総会の承認を経なければならない。

(事業計画書)

第十五条 農業共済組合についての法第三十条第一項の規定により提出する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 組合員たる資格を有する者の法第二十条第一項各号に定める者ごとの概数
- 二 共済目的の種類別の概数（園芸施設共済にあつては、共済目的の概数）
- 三 設立後二年間の事業予定計画及び収入支出の概算

2 都道府県連合会についての法第三十条第一項の規定により提出する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 組合員たる資格を有する者の数
- 二 共済目的の種類別の概数（園芸施設共済にあつては、共済目的の概数）
- 三 設立後二年間の事業予定計画及び収入支出の概算
- 3 全国連合会についての法第三十条第一項の規定により提出する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 法第二十条第三項の規定により組合員たる資格を有する者の数
- 二 法第二十条第四項の規定により組合員たる資格を有する者の同条第一項各号ごとの概数
- 三 保険資格者の概数
- 四 共済目的の種類別の概数（園芸施設共済にあつては、共済目的の概数）
- 五 設立後二年間の事業予定計画及び収入支出の概算

(設立の認可申請書の添付書類)

第十六条 法第三十条第一項の規定による設立の認可の申請書には、定款等及び事業計画書のほか、創立総会の議事録の謄本並びに理事及び監事の氏名及び住所を記載した書面を添付しなければならない。

(創立総会の議事録)

第十七条 創立総会の議事録については、第二十条の規定を準用する。この場合において、同条中「農業共済団体の総会又は総代会」とあるのは「創立総会」と、「組合員又は総代」とあるのは「設立の同意者」と、「組合員が」とあるのは「設立の同意者が」と読み替えるものとする。

(事業規程の記載事項)

第十八条 法第三十六条第一項第八号、第二項第六号及び第三項第四号の農林水産省令で定める事項は、法第二百七十二条（法第二百七十二条、第七十四条及び第二百八十七条において準用する場合を含む。）の施設及び法第二百八十八条第一項（法第二百七十二条において準用する場合を含む。）の施設に関する事項とする。

(理事への提出を要する電磁的方法)

第十九条 法第四十九条第三項の農林水産省令で定める方法は、第十一条第二号に掲げる方法とする。

(組合員名簿の記載事項)

第二十条 農業共済団体の組合員名簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 組合員の氏名又は名称（組合員たる法人及び農業共済資格団体の代表権を有する者の氏名を含む。）並びに住所（農業共済資格団体にあってはその代表権を有する者の住所、市町村にあってはその事務所所在地）及び法第五十一条第一項の別に催告を受ける場所の通知があつたときはその場所
- 二 加入の年月日
- 三 共済目的

(監事の意見書に添付する電磁的記録)

第二十一条 法第五十三条第四項の農林水産省令で定める電磁的記録は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす。

(議事録の作成)

第二十二条 農業共済団体の総会又は総代会の議長は、会議の議事録を作り、次に掲げる事項を

記載し、これに議長及び出席した組合員又は総代二人以上（組合員が二人の農業共済団体にあっては、一人以上）が署名又は記名捺印しなければならない。

- 一 開会の日時及び場所
- 二 組合員又は総代及びその議決権の総数並びに出席した組合員又は総代及びその議決権の総数

三 議事の要領

四 議決した事項及び賛否の数

(定款等の変更の認可を要しない事項)

第二十三条 法第五十八条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 事務所の所在地の名称の変更
- 二 関係法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理

(定款等の変更認可申請書の添付書類)

第二十四条 定款等の変更の認可の申請書及び届出書には、変更の理由を記載した書面及び総会又は総代会の議事録の謄本を添付しなければならない。

(総代会を設ける基準)

第二十五条 法第六十一条第一項の農林水産省令で定める基準は、農業共済組合にあつては組合員数が二百人を超え、全国連合会にあつては法第二十条第四項の規定による組合員が存することとする。

(会計の原則)

第二十六条 農業共済団体の会計は、法及びこの章に定めるもののほか、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(勘定区分)

第二十七条 農業共済組合及び都道府県連合会についての法第六十二条の農林水産省令で定める勘定区分は、次のとおりとする。

- 一 農作物共済に関する勘定
- 二 家畜共済に関する勘定
- 三 果樹共済に関する勘定
- 四 畑作物共済に関する勘定
- 五 園芸施設共済に関する勘定
- 六 任意共済（法第六十三条第一項から第三項までの規定により行う事業を含む。次号において同じ。）のうち農林水産大臣が指定するものに關する勘定
- 七 前号の任意共済以外の任意共済に関する勘定
- 八 法第二百二十八条第一項の施設に関する勘定

九 業務の執行に要する経費に関する勘定

2 全国連合会についての法第六十二条の農林水産省令で定める勘定区分は、次のとおりとする。

一 前項各号に掲げる勘定

二 農業経営収入保険事業に関する勘定（支払備金の積立て）

第二十八条 農業共済組合は、毎事業年度の終わりに於いて、支払備金として、次に掲げる金額の合計金額から政府又は都道府県連合会若しくは全国連合会から受けるべき保険金及び保険料の返還金の合計金額に相当する金額を差し引いて得た金額を積み立てなければならない。

- 一 共済金の支払又は共済掛金の返還をすべき場合であつて、まだその金額が確定していないものがあるときは、これらの金額の見込額
- 二 共済金の支払又は共済掛金の返還に關して訴訟係属中のものがあるときは、これらの金額

2 前項の規定は、農業共済組合連合会に準用する。

(責任準備金の積立て)

第二十九条 農業共済組合及び全国連合会は、毎事業年度の終わりに於いて、共済事業に係る法第六十三条の規定による責任準備金として、共済責任期間（家畜共済にあつては、共済掛金期間。以下この条において同じ。）が翌事業年度又は翌翌事業年度にわたる共済関係についてそれぞれ次に掲げる金額を積み立てなければならない。

- 一 農作物共済、果樹共済又は畑作物共済については、当該事業年度の共済掛金の合計金額から、政府又は都道府県連合会に支払う保険料の額及び共済金の仮渡額（政府又は都道府県連合会から保険金の仮渡しを受けた場合にあっては、当該仮渡額から保険金の仮渡額を差し引いて得た金額）の合計金額を差し引いて得た金額
- 二 家畜共済、園芸施設共済又は任意共済（法第六十三条第一項及び第三項の規定による事業を含む。）については、当該事業年度の共済掛金の合計金額及び政府又は都道府県連合会若しくは全国連合会に支払う保険料の額を差し引いて得た金額のうち、まだ経過しない共済責任期間に対する金額

前項第二号のまだ経過しない共済責任期間に対する金額は、当該共済責任期間がその始期に

属する月の翌月の初日から始まったものとみなして月割でこれを計算する。

3 前二項の規定は、都道府県連合会及び全国連合会（法第七十三号各号に掲げる事業に限る。）について準用する。この場合において、第一項第二号中「第六十三号第一項及び第三項」とあるのは「第六十三号第二項」と、「事業を」とあるのは「事業及び法第七十三号各号に掲げる事業を」と読み替えるものとする。

4 全国連合会は、毎事業年度の終わりにおいて、農業経営収入保険に係る法第六十三号の規定による責任準備金として、保険期間が翌事業年度にわたる農業経営収入保険に係る保険関係について、当該事業年度の保険料の合計金額から政府に支払う再保険料の額を差し引いて得た金額を積み立てなければならない。

（不足金填補準備金の積立て）

第三十条 農業共済団体は、法第六十四号の規定による準備金（以下「不足金填補準備金」という。）として、第二十七条第一項第一号から第七号まで及び同条第二項第二号に掲げる勘定ごとに、当該勘定に係る毎事業年度の剰余金の額の二分の一に相当する金額以上の金額を積み立てなければならない。

（特別積立金の積立て）

第三十一条 農業共済団体は、特別積立金として、第二十七条第一項第一号から第七号まで及び同条第二項第二号に掲げる勘定ごとに、毎事業年度の剰余金の額から不足金填補準備金として積み立てる金額を差し引いて得た金額を積み立てなければならない。

（特別積立金の取崩し）

第三十二条 農業共済団体は、次に掲げる場合において、定款等で定めるところにより、特別積立金を取り崩すことができる。ただし、第三号に掲げる場合に取り崩すことができる特別積立金は、第二十七条第一項第一号から第七号までに掲げる勘定に係るものに限る。

一 第二十七条第一項第一号から第七号まで及び同条第二項第二号に掲げる勘定ごとに、共済金、保険金又は再保険金の支払に不足を生ずる場合であつて、不足金填補準備金をその支払に充ててもなお不足を生ずる場合において共済金、保険金又は再保険金の支払に充てる場合

二 第二十七条第一項第一号から第七号まで及び同条第二項第二号に掲げる勘定ごとに、共

済金、保険金又は再保険金の支払に不足を生ずる場合以外の場合であつて、不足金填補準備金を不足金の填補に充ててもなお不足金を生ずる場合において当該不足金の填補に充てる場合

三 法第二百二十六条後段（法第七十二条において準用する場合を含む。）の費用並びに法第二百二十七条及び第二百二十八条第一項（これらの規定を法第七十二条において準用する場合を含む。）の施設（損害防止のため必要な施設に限る。次条第一項において同じ。）をするのに必要な費用の支払に充てる場合前項第三号に掲げる場合において特別積立金を取り崩すときは、総会の議決を経なければならない。

（連合会特別交付金）

第三十三条 農業共済組合（特定組合を除く。）は、共済事業（第二十七条第一項第六号の農林水産大臣が指定する任意共済を除く。）について、法第二百二十六条後段の費用を負担し、又は法第二百二十七条若しくは第二百二十八条第一項の施設をしようとする場合には、当該共済事業の種類ごとに、毎事業年度、その属する都道府県連合会に対し、農林水産大臣が定める算式により算定される金額を限度とする金額の交付を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、当該都道府県連合会が定款で期限を定めた場合には、その期限までにしなければならない。

3 都道府県連合会は、第一項の規定による請求があつたときは、請求に係る金額（当該共済事業の種類ごとに、当該都道府県連合会の組合員たる農業共済組合の請求に係る金額の合計金額が当該都道府県連合会の第三十一条の特別積立金の金額を超えるときは、その金額を農業共済組合ごとの請求に係る金額により按分した額）を交付するものとする。

4 前三項の規定は、全国連合会が法第七十三号各号に掲げる事業を行う場合における特定組合又は都道府県連合会について準用する。この場合において、第一項中「共済事業」とあるのは「任意共済（法第六十三号第一項及び第二項の規定により行う事業を含む。）」と、「若しくは法第二十八条第一項の施設」とあるのは「の施設」と、「その属する都道府県連合会」とあるのは「全国連合会」と、前二項中「当該都道府県連合会」とあるのは「全国連合会」と、

前項中「都道府県連合会」とあるのは「全国連合会」と、「農業共済組合」とあるのは「特定組合又は都道府県連合会」と読み替えるものとする。

共済組合の役員の氏名及び住所を記載した書面並びにこれらに役員の選任並びに前項第三号及び第四号に掲げる書類の作成が法第七十条第一項の設立委員によってなされたものであることを証する書面を添付しなければならない。

第三十四条 農業共済団体の余裕金の運用は、次の方法によらなければならない。

4 第一項及び第二項の規定は、特定合併の認可の申請について準用する。この場合において、第一項中「法第七十条第一項の設立委員又は合併後存続する農業共済組合」とあるのは「全国連合会」と、第二項第一号中「農業共済組合」とあるのは「農業共済組合及び都道府県連合会」と、同項第三号中「合併によって設立する農業共済組合又は合併後存続する農業共済組合」とあるのは「全国連合会」と読み替えるものとする。

（解散の議決の認可申請書の添付書類）

第三十五条 法第六十五条第二項の議決の認可の申請書には、解散の理由を記載した書面、総会の議事録の謄本、財産目録、貸借対照表及び事業報告書を添付しなければならない。

第三十七条 法第七十三条第一項の規定による権利義務の承継の認可の申請は、都道府県連合会の組合員たる一の農業共済組合のほかに当該都道府県連合会の組合員がなくなったとき又は都道府県連合会の組合員たる組合等の区域の全てを合わせた区域をその区域とする農業共済組合が成立したときから三週間以内に、しなければならない。

第三十六条 法第六十七条第二項の合併の認可の申請は、法第七十条第一項の設立委員又は合併後存続する農業共済組合の理事がしなければならない。

2 前項の認可の申請書には、当該農業共済組合の定款等及び事業計画書並びに同項に規定する事由が発生した時点における当該都道府県連合会の財産目録、貸借対照表及び事業報告書を添付しなければならない。

2 前項の認可の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

2 前項の認可の申請書には、当該農業共済組合の定款等及び事業計画書並びに同項に規定する事由が発生した時点における当該都道府県連合会の財産目録、貸借対照表及び事業報告書を添付しなければならない。

一 合併によつて消滅する農業共済組合の名称及び住所を記載した書面

（決算報告）

二 合併の理由を記載した書面

第三十七条の二 法第八十五条の規定により作成すべき決算報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる事項については、適切な項目に細分することができる。

三 合併によつて設立する農業共済組合又は合併後存続する農業共済組合の定款等及び事業計画書

一 債権の取立て、資産の処分その他の行為によつて得た収入の額

四 合併契約書の謄本

二 債務の弁済、清算に係る費用の支払その他の行為による費用の額

五 合併を議決した総会又は総代会の議事録の謄本

三 残余財産の額（支払税額がある場合には、その税額及び当該税額を控除した後の財産の額）

六 財産目録、貸借対照表及び事業報告書

2 前項第三号に掲げる事項については、残余財産の引渡しを完了した日を注記しなければならない。

七 法第六十八条第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があつたときは、これに対し、弁済し、若しくは相当の担保を供し、若しくはその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面

合併により農業共済組合を設立しようとする場合にあつては、第一項の認可の申請書には、前項の書類のほか、合併によつて設立する農業

（清算終了の届出の添付書類）

第三十八條 清算終了の届出書には、決算報告及び総会の承認を得たことを証する書面を添付しなければならない。

（事業譲渡の認可申請）

第三十九條 法第九十四条第三項において準用する法第六十七条第二項の事業譲渡の認可の申請は、当該事業譲渡をしようとする農業共済組合の理事がしなければならない。

2 前項の認可の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 事業譲渡を行う農業共済組合の名称及び住所を記載した書面
二 譲渡する共済事業の種類及び共済目的の種類

三 事業譲渡の理由を記載した書類

四 事業譲渡契約書の謄本

五 事業譲渡を議決した総会又は総代会の議事録の謄本

六 財産目録、貸借対照表及び事業報告書

七 法第九十四条第三項において準用する法第六十八条第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは相當の担保を供し、若しくはその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相當の財産を信託したこと又は事業譲渡をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面

第三章 農業共済事業等

第一節 農業共済事業

第一款 通則

（家畜共済の共済目的の基準）

第四十条 法第九十八条第一項第二号の農林水産省令で定める基準は、次の各号に掲げる家畜の種類に応じ、当該各号に定める要件に該当することとする。

一 牛 出生後第五月の月の末日（農林水産大臣が特定の地域についてその日前の日を定めたときは、その地域については、その農林水産大臣が定めた日）を経過していること。

二 馬 出生の年の末日（農林水産大臣が特定の地域についてその日前の日を定めたときは、その地域については、その農林水産大臣が定めた日）を経過していること。

三 種豚 出生後第五月の月の末日を経過していること。

四 肉豚（種豚以外の豚をいう。以下同じ。）のうち次号に掲げるものの以外のもの（以下「特定肉豚」という。） 出生後第二十日の日（その日に離乳していないときは、離乳した日。次号において同じ。）に達していること。

五 肉豚のうち第四百四条に規定するもの 出生後第二十日の日に達し、第八月の月の末日を経過していないこと。

（収穫共済の共済目的から除外する品種）

第四十一条 法第九十八条第一項第四号の農林水産省令で定める品種は、なしにあつては支那なしの品種、かんきつ類の果樹（うんしゅうみかん及びなつみかんを除く。第三百三十七条において同じ。）にあつてははっさく、ぼんかん、いよかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとか、愛媛果試第二十八号及び甘平以外のものの品種とする。

（収穫共済の共済目的から除外する栽培方法）

第四十二条 法第九十八条第一項第四号の農林水産省令で定める栽培方法は、屋根及び外壁の主要部分がガラス又はこれに類する採光性及び耐久性を有する物により造られている特定園芸施設を用いて栽培する方法とする。

（樹体共済の共済目的となる果樹の生育の程度）

第四十三条 法第九十八条第一項第五号の農林水産省令で定める生育の程度は、毎年結実する状態にあることとする。

（畑作物共済の共済目的から除外する品種）

第四十四条 法第九十八条第一項第六号の農林水産省令で定める品種は、いんげんにあつては手亡類、金時類、うずら類、大福類及びとら豆類のいんげん並びにべにばないんげん以外のものの品種、てん菜にあつては専ら製糖用に供するため栽培される品種以外の品種とする。

（畑作物共済の共済目的から除外する栽培方法）

第四十五条 法第九十八条第一項第六号の農林水産省令で定める栽培方法は、特定園芸施設（気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設（当該施設に附属する設備を含む。）を除く。）を用いて栽培する方法とする。

（園芸施設共済の共済目的から除外する施設）

第四十六条 法第九十八条第一項第七号の農林水産省令で定める簡易な施設園芸用施設は、被覆物を移動し又は除去しなければその内部で通常

の栽培作業を行うことができない施設園芸施設、単位面積当たりの再建築価額（当該施設園芸用施設と同一の構造、材質、用途、規模、型及び能力を有するものを建築するのに要する費用に相當する金額をいう。第五百六十六条第二項第二号イにおいて同じ。）が農林水産大臣の定める金額に満たない施設園芸用施設並びに気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設園芸用施設（その構造が温室その他のその内部で農作物を栽培するための施設の構造に類するものを除く。）とする。

（共済目的となる牛の胎児及び子牛の生育の程度）

第四十七条 法第九十八条第二項の農林水産省令で定める生育の程度は、その母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して二百四十日以上であることとする。

（子牛及び牛の胎児を共済目的とするものの申出）

第四十八条 法第九十八条第二項の規定により子牛及び牛の胎児（以下「子牛等」という。）を共済目的とするときは、組合員又は共済資格者は、共済掛金期間ごとに、当該共済掛金期間の開始する二週間前までに申出をするものとする。

（雇用の範囲等）

第四十九条 法第九十八条第一項第二号の雇用の範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合における雇用とする。

一 疾病又は不慮の傷害（第三号に掲げる疾病及び傷害を除く。）によつて死にひんしたとき。

二 不慮の災厄によつて救うことのできない状態に陥ったとき（家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五十八条第二項の規定による特別手当金又は同法第六十条の二第一項の規定による補償金の交付の原因となると殺又は殺処分が行われることが判明したときを除く。）。

三 骨折、は行若しくは両眼失明又は牛伝染性リンパ腫、伝達性海綿状脳症その他農林水産大臣が指定する疾病若しくは不慮の傷害であつて、治癒の見込みのないものによつて使用価値を失つたとき。

四 盗難その他の理由によつて行方不明となつた場合であつて、その事実の明らかとなつた日から三十日を下回らない範囲内において事

業規程等で定める期間以上生死が明らかでないとき。

五 乳牛の雌、種雄牛又は種雄馬が、治癒の見込みのない生殖系の疾病又は傷害であつて当該家畜に係る共済責任の始まつた時に降に生じたことが明らかなものによつて繁殖能力を失つたとき。

六 乳牛の雌が治癒の見込みのない泌乳器の疾病又は傷害であつて当該家畜に係る共済責任の始まつた時に降に生じたことが明らかなものによつて泌乳能力を失つたとき。

七 牛が出生時において奇形又は不具であることにより、将来の使用価値がないことが明らかとなるとき。

2 包括共済関係の成立により消滅した個別共済関係（法第四百四十条第二項の規定により成立する家畜共済の共済関係をいう。以下同じ。）に付されていた家畜についての前項第五号及び第六号の規定の適用については、当該包括共済関係の共済責任は、当該個別共済関係に係る共済責任の始まつた時に始まつたものとみなす。

3 包括共済関係に付されていた家畜であつて、当該包括共済関係に係る包括共済家畜区分（第一百一条第一項各号及び第二項各号に掲げる家畜の区分をいう。以下同じ。）以外の包括共済家畜区分に属することとなつたことにより他の包括共済関係に付されたものについての第一項第五号及び第六号の規定の適用については、当該家畜に係る当該他の包括共済関係の共済責任は、その付されていた包括共済関係に当該家畜が付された時に始まつたものとみなす。

4 法第二百二条第三項又は第五項の公示の際その公示に係る農業共済組合の家畜共済に付されていた家畜であつて、その公示の日から二週間以内にその公示に係る市町村の家畜共済に付されたものについての第一項第五号及び第六号の規定の適用については、当該市町村の家畜共済の共済責任は、当該農業共済組合の家畜共済に係る共済責任の始まつた時に始まつたものとみなす。

5 法第一百一十一条第一項の規定により共済事業の全部を廃止した市町村（第二百二条第二項第三号において「事業廃止市町村」という。）の家畜共済に付されていた家畜であつて、同条第四項において準用する法第六十六条第一項の規定により家畜共済の共済関係が終了してから二週間

以内にその廃止された共済事業の行われていた地域をその区域を含む農業共済組合の家畜共済に付されたものについての第一項第五号及び第六号の規定の適用については、当該農業共済組合の当該家畜に係る共済責任は、当該市町村の家畜共済に付された時に始まったものとみなす。

6 法第九十八条第一項第五号の埋没及び損傷の範囲は、埋没にあつては第一号、損傷にあつては第二号に掲げるものとする。

一 埋没に係る果樹をその埋没前の状態に復するために必要な費用の金額が、当該果樹の付された樹体共済に係る共済責任期間の開始の時ににおける価額として第百二十六条の規定により組合等が定める金額を超える程度のものである。二 その損傷が主枝に係るものであり、かつ、その程度が損傷に係る果樹のその損傷を受ける直前における樹冠容積の二分の一以上の部分にわたる程度のものである。

(園芸施設共済の共済目的となる施設園芸用施設)

第五十条 法第九十八条第四項第一号の農林水産省令で定める施設園芸用施設は、温湿度調節施設、かん水施設、排水施設、換気施設、炭酸ガス発生施設、照明施設、しゃ光施設、自動制御施設、発電施設、病害虫等防除施設、肥料調製散布施設、養液栽培施設、運搬施設、栽培棚及び支持物とする。

(園芸施設共済の共済目的から除外する施設内農作物)

第五十一条 法第九十八条第四項第二号の農林水産省令で定める農作物は、育苗中の農作物とする。

(附帯施設又は施設内農作物を共済目的とするものの申出)

第五十二条 附帯施設又は施設内農作物は、事業規程等で定めるところにより、法第百五十七条第一項の規定による申込みを併せて組合員又は共済資格者が申出をすることにより、共済目的とすることができる。この場合において、当該組合員又は共済資格者は、当該申込みに係る共済関係のうち、附帯施設又は施設内農作物を共済目的とすることができるもの(その特定園芸施設に係る附帯施設又は施設内農作物が、共済事故の発生が相当の確実さをもつて見通されるもの又は通常の管理が行われず若しくは行われないおそれがあるものである共済関係を除く。)

の全てについて、当該申出をしなければならない。

(任意共済の共済目的となる物)

第五十三条 法第九十八条第五項の農林水産省令で定める物とは、畳、建具その他家具類とする。

(全国連合会による特定区域における共済事業の実施)

第五十四条 法第百条第一項又は第二項の規定により共済事業を行う全国連合会は、特定区域ごとに、特定区域の全部を実施区域として共済事業を行うものとする。

(全国連合会による特定区域外区域における共済事業の実施)

第五十五条 全国連合会は、事業譲渡により共済事業を譲り受けたときは、法第百条第三項の規定により、当該事業譲渡をした農業共済組合の区域において、当該共済事業を行うものとする。

2 全国連合会は、前項に規定するもののほか、法第百条第三項の規定により、農業共済組合又は共済事業を行う市町村が、総会又は議会の議決を経て、当該農業共済組合の区域又は当該共済事業を行う市町村の共済事業の実施区域において全国連合会が共済事業を行うべき旨の申出をした場合に、当該区域の全部を実施区域として、当該申出に係る共済事業を行うことができるものとする。

3 全国連合会は、前二項に規定するもののほか、法第百条第三項の規定により、特定組合又は都道府県連合会が、総会の議決を経て、その存する都道府県内の地域であつて農業共済組合及び共済事業を行う市町村の存しない地域において全国連合会が共済事業を行うべき旨の申出をした場合に、当該申出に係る地域を実施区域として、当該申出に係る共済事業を行うことができるものとする。

(市町村による共済事業の実施)

第五十六条 法第百一条第一項の申出は、申出書を提出しなければならない。

2 前項の申出書には、申出の事由を明らかにする書面を添付しなければならない。

第五十七条 市町村が法第百二条第二項の規定により都道府県知事に提出する共済事業の実施計画には、次の事項を記載しなければならない。

一 当該市町村の共済事業の実施区域となる地域内に住所を有する共済事業の種類別の共済

資格者の概数(当該市町村が共済事業を行っている場合は、新たに共済事業の実施区域となる地域に係るこれらの者の概数)

二 共済目的の種類別の概数(園芸施設共済にあつては、共済目的の概数)(当該市町村が共済事業を行っている場合は、新たに共済事業の実施区域となる地域に係るこれらの概数)

三 共済事業の事業予定計画及び収入支出の概算

第五十八条 市町村が法第百二条第二項の規定により都道府県知事に提出する申請書には、同項の添付書類のほか、共済事業の実施に関する条例及び共済事業の実施計画(当該市町村が共済事業を行っている場合は、共済事業の実施に関する条例の変更に関する条例及び新たに共済事業の実施区域となる地域に係る共済事業の実施計画)の議決に係る当該市町村の議会の会議録の写し並びに第五十六条第一項の申出書及び同条第二項の申出の事由を明らかにする書面の写しを添付しなければならない。

(市町村及び農業共済組合に対する通知)

第五十九条 法第百二条第三項の規定による市町村に対する認可又は不認可の通知及び同項の規定による農業共済組合に対する通知は、同時に(公示の方法)

第六十条 法第百二条第三項又は第五項(法第百七条第四項において準用する場合を含む。)の規定による公示は、都道府県の条例の公布と同一の方法により行うものとする。

(共済資格者から除く者の基準)

第六十一条 法第百四条第一項の農林水産省令で定める基準については、第八条の規定を準用する。

(共済資格者たる農業共済資格団体)

第六十二条 法第百四条第二項において読み替えて準用する法第百二条第二項の農林水産省令で定める事項には第九條第一項、法第百四条第二項において読み替えて準用する法第百二条第二項の農林水産省令で定める基準には第九條第二項の規定をそれぞれ準用する。

(相殺することのできる再保険料)

第六十三条 法第百五条第四項の農林水産省令で定める家畜共済又は園芸施設共済に係る再保険料は、法第百二条第一項の規定により共済事業を行うこととなった市町村の家畜共済又は園芸

施設共済に付されたものに係る再保険料とする。

(市町村の共済事業の実施区域の拡張に係る共済事業の実施計画)

第六十四条 共済事業を行う市町村が法第百七条第二項の規定により都道府県知事に提出する同条第一項の規定によりその共済事業の実施区域に含めるべき地域(第一号及び次条において「拡張地域」という。)に係る共済事業の実施計画には、次の事項を記載しなければならない。

一 当該拡張地域内に住所を有する共済事業の種類別の共済資格者の概数

二 共済目的の種類別の概数(園芸施設共済にあつては、共済目的の概数)

三 共済事業の事業予定計画及び収入支出の概算

(市町村の共済事業の実施区域の拡張に係る認可申請書の添付書類)

第六十五条 共済事業を行う市町村が法第百七条第二項の規定により都道府県知事に提出する申請書には、同項の申請書の添付書類のほか、共済事業の実施に関する条例の変更に関する条例及び拡張地域に係る共済事業の実施計画の議決に係る当該市町村の議会の会議録の写しを添付しなければならない。

(共済事業の実施区域となる地域の公示についての準用)

第六十六条 法第百七条第三項の規定による公示には、第六十条の規定を準用する。

(準用規定)

第六十七条 第二十八条第一項、第二十九条第一項及び第二項、第三十条、第三十一条、第三十二条本文並びに第三十三条第一項から第三項までの規定は、共済事業を行う市町村について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられ読み替える字句	読み替える字句
第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十条、第三十一条及び第三十三条第一項	毎事業年度	毎会計年度

	第二十八條第一項及び第二十九條第一項第二号	政府又は都道府県連合会若しくは全国連合会	都道府県連合会
第二十九條第二項	法第六十三條	法第一百十條第四項において準用する法第六十三條	
第三十條	第三十條、第三十一條及び第三十二條第一項第七号まで及び同条第二項第二号	第三十七條第令第十六條第一号から第五号まで	第三十四條
第三十一條第二項	定款等	共済事業の実施に関する条例	
第三十二條第二項	総会	議会	

(市町村の共済事業全部廃止の認可申請書の添付書類)

第六十八條 共済事業を行う市町村が法第一百十一條第二項の規定により都道府県知事に提出する申請書には、同項の申請書の添付書類のほか、共済事業の全部の廃止の理由を記載した書面及び共済事業の実施に関する条例の廃止に関する条例の議決に係る当該市町村の議会の会議録の写しを添付しなければならない。

(条例変更の認可申請手続)

第六十九條 共済事業を行う市町村は、法第一百十二條第一項の共済事業の実施に関する条例の変更の認可を受けようとするときは、申請書にその変更の理由を記載した書面及び当該条例の変更の議決に係る当該市町村の議会の会議録の写しを添付して、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(委託することができる業務)

第七十條 法第一百四十一條の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 法第百十八條第一項又は第三項の規定により賦課される賦課金の徴収に係る業務
- 二 申込書の受理に係る業務
- 三 農作物に係る收穫物若しくは蚕繭の生産数量、農作物に係る收穫物の品質若しくは価格又は施設園芸用施設に係る資材の購買 quantity 量若しくは価格の調査に係る業務
- 四 共済金の支払に係る業務（当該共済金に係る損害の額の認定に係るものを除く。）
- (業務を委託することができる金融機関)
- 第七十一条 法第一百四十一條第一號の一の農林水産省令で定める金融機關は、次のとおりとする。
- 一 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二條第一項に規定する銀行
- 二 信用金庫及び信用金庫連合会
- 三 信用協同組合及び信用協同組合連合會（中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十号)第九條の九第一項第一號の事業を行う協同組合連合會をいう。第二百二條第三款において同じ）
- 四 労働金庫及び労働金庫連合會
- 五 農村中央金庫
- 六 損害保險会社（保險業法(平成七年法律第五百号)第四條第四項に規定する損害保險会社及び同条第九項に規定する外国損害保險会社等をいう。第二百二條第六号において同じ。）
- (業務を委託することができる法人)
- 第七十二条之二 法第十四條第一項第二號の農林水產省令で定める法人は、其濟事業に係る業務のうち、其濟掛金の徴收に係るもの、損害防止のため必要な施設に係るものと及ぶ七十各号に掲げる業務の全部又は一部について、その業務を適正かつ円滑に遂行し得る能力のある者とする。
- (其濟關係の成立に係る承諾義務の例外)
- 第七十二條 農作物其濟についての法第十五條の農林水產省令で定める正当な理由は、其濟目的の種類ごとに、組合員又は其濟資格者の法第一百三十五條の規定による申込みに係る農作物が、その者が耕作を行つた法第九十條第一項第一號の農作物で法第一百五十三條の規定による申込みができるものの全てでないこととする。
- 2 家畜其濟についての法第一百五十三條の農林水產省令で定める正当な理由是、包括其濟關係にあつては第一号及び第二号、個別其濟關係があつ

- ては第三号から第五号までのいずれかに掲げるものとする。
- 一 法第四百四十条の規定による申込みに係る家畜のうち第三号から第五号までに掲げる事由に該当するものがあるため、その申込みを承諾するとすれば、当該家畜と同一の包括共済家畜区分に属する家畜を組合等の包括共済関係に係る家畜共済に付している者と之間に著しく衡平を欠くこととなるおそれがあること。
- 二 家畜の飼養頭数を効率的に確認するための組合員又は共済資格者の協力を得られないこと。
- 三 その申込みに係る家畜が発育不全、衰弱、奇形、不具又は悪癖の著しいものその他事業規程等で定めるものであること。
- 四 その申込みに係る家畜が疾病にかかり、又は傷害を受けているものであること。
- 五 その申込みに係る家畜が通常の飼養管理又は供用の方法と著しく異なる方法で飼養管理され、若しくは供用され、又はそのおそれがあり、その飼養管理又は供用の方法からみて当該家畜と同種の家畜と比べて共済事故の発生する度合いが著しく大きいと認められるものその他事業規程等で定めるものであること。
- 三 果樹共済についての法第一百五十五条の農林水産省令で定める正当な理由は、共済目的の種類ごとに、組合員又は共済資格者の法第四百七条の規定による申込みに係る果樹が、その者が当該申込みの際現に栽培している法第九十八条第一項第四号又は第五号の果樹で法第四百七条の規定による申込みができるものの全てでないこととする。
- 四 畑作物共済についての法第一百五十五条の農林水産省令で定める正当な理由は、共済目的の種類（法第一百五十二条第二項の規定により区分を定めた場合）にあつては、当該区分ごとに、組合員又は共済資格者の同条第一項の規定による申込みに係る農作物又は蚕繭が、その者が栽培又は養蚕を行う法第九十八条第一項第六号の農作物又は蚕繭で法第一百五十二条第一項の規定による申込みができるものの全てでないこととする。
- 五 園芸施設共済についての法第一百五十五条の農林水産省令で定める正当な理由は、次のいずれかに掲げるものとする。

- 一 特定園芸施設を管理する者が法第五十七條第一項の規定による申込みをした場合において、その者が共済事故による損害について当該特定園芸施設の所有者に対して原状回復義務を負っていないこと。
 - 二 特定園芸施設を管理する者が当該申込みをした場合において、当該申込みに係る特定園芸施設が第五十三條第一号から第四号までに掲げる事由に該当すること。
 - 三 特定園芸施設を管理する者が当該申込みをした場合において、当該申込みに係る特定園芸施設が園芸施設共済に付されていること。
 - 四 特定園芸施設を所有する者が当該申込みをした場合において、当該申込みに係る特定園芸施設が、その者が当該申込みの限内に所有する特定園芸施設で法第五十七條第二項において読み替えて適用する同條第一項の規定による申込みができるものの全てでないこと。
- 6 任意共済についての法第一百五條の農林水産省令で定める正当な理由は、その申込みに係る共済目的につき、共済事故の発生が相当の確実さをもつて見通されることその他共済事業の本质上に照らし著しく衡平を欠くこととなり、共済事業の適正な運営を確保することができなくなるおそれがあるため任意共済の共済関係を成立させないことを相当とする事由があることとする。
 - 7 前項の規定は、法第六十三條第四項において準用する法第一百五條の農林水産省令で定める正当な理由について準用する。
 - (共済掛金の支払期限)
第七十三條 農作物共済、果樹共済及び畑作物共済に係る共済掛金についての法第六十六條の農林水産省令で定める支払期限は、共済責任期間の開始前で事業規程等で定める日とする。
 - 2 組合等は、前項の規定にかかわらず、農作物共済及び畑作物共済に係る共済掛金（茶及びさとうきびに係るものを除く。）について同項の規定による支払期限までに当該共済掛金の額を確定することが著しく困難である場合には、当該額を確定することができる時期として事業規程等で定める日まで、当該支払期限を延長することができる。
 - 3 さとうきびに係る共済掛金についての法第六十六條の農林水産省令で定める支払期限は、第一項の規定にかかわらず、当該共済関係に係る

年産のさとうきびの収穫時期の終了する日の属する年の前年の五月三十一日とする。

4 組合等は、第一項の規定にかかわらず、収穫共済の共済掛金の支払期限を、当該共済関係に係る年産の果実の前年産のものの収穫時期の終了する日以前の事業規程等で定める日まで、延長することができる。

5 家畜共済及び園芸施設共済に係る共済掛金についての法第六十六条の農林水産省令で定める支払期限は、法第四百零一条第一項又は第二項及び第五百七十七条第一項の規定による承諾の日の翌日から起算して一週間を経過する日とする。ただし、事業規程等で別段の定めをしたときは、この限りでない。

6 家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済に係る共済掛金を、事業規程等で定めるところにより分割して支払う場合における法第六十六条の農林水産省令で定める支払期限は、前各項の規定にかかわらず、第一回の支払にあつては第一項から第三項まで又は前項の規定による支払期限とし、最後の支払にあつては次の各号に掲げる共済事業の種類に応じ当該各号に定める日以前の事業規程等で定める日とする。

一 家畜共済 共済掛金期間の十二分の十一に相当する期間を経過する日（特定肉豚に係る包括共済関係にあつては、共済掛金期間中の最後の基準期間（第八十一条第二項に規定する基準期間をいう。）の開始の日の前日）

二 収穫共済 当該共済関係に係る年産の果実の前年産のものの収穫時期の終了する日

三 樹体共済 前号に定める日に相当する日

四 畑作物共済 共済責任期間の二分の一に相当する期間を経過する日

五 園芸施設共済 共済責任期間の十二分の十一に相当する期間を経過する日

（家畜共済の事故除外）

第七十四条 令第十七条第一項の農林水産省令で定める基準は、次の各号に掲げる包括共済家畜区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 搾乳牛又は育成乳牛 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

イ 当該共済掛金期間の開始の時において現に飼養する搾乳牛又は育成乳牛の頭数が六頭以上であること。

ロ 搾乳牛又は育成乳牛につき、当該共済掛金期間の開始前五十年間にわたり引き続き養畜の業務を営んだ経験を有すること。

二 繁殖用雌牛、育成・肥育牛、繁殖用雌馬、育成・肥育馬又は種豚 当該包括共済家畜区分に係る家畜につき、当該共済掛金期間の開始前五十年間にわたり引き続き養畜の業務を営んだ経験を有すること。

三 肉豚（特定肉豚に限る。） 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

イ 当該共済掛金期間の開始の時において現に飼養する肉豚の頭数が二百頭以上であること。

ロ 肉豚につき、当該共済掛金期間の開始前五十年間にわたり引き続き養畜の業務を営んだ経験を有すること。

令第十七条第一項の規定による共済事故の一部を共済事故としない旨の申出は、事業規程等で定めるところにより、当該共済掛金期間の開始する二週間前までに、次の各号に掲げる包括共済家畜区分に応じ、当該各号に定める共済事故についてすることができ。

一 搾乳牛又は育成乳牛 次に掲げるいずれかの共済事故

イ 火災、伝染性の疾病（家畜伝染病予防法

第二条第一項に規定する家畜伝染病及び同法第四条第一項に規定する届出伝染病に限る。以下同じ。）又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用

ロ 火災、伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による廃用以外の廃用

ハ 第四十九条第一項第五号及び第六号に掲げる場合における廃用

二 繁殖用雌牛又は育成・肥育牛 次に掲げるいずれかの共済事故

イ 前号イに掲げる死亡及び廃用

ロ 前号ロに掲げる廃用

ハ 第四十九条第一項第一号から第三号までに掲げる場合における廃用

三 繁殖用雌馬又は育成・肥育馬 第一号イに掲げる死亡及び廃用

四 種豚 次に掲げるいずれかの共済事故

イ 第一号イに掲げる死亡及び廃用

ロ 第二号ハに掲げる廃用

五 肉豚（特定肉豚に限る。） 火災、伝染性の疾病（家畜伝染病予防法第四条第一項に規定する届出伝染病にあつては、農林水産大臣が指定するものに限る。）又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡以外の死亡

象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡以外の死亡

死亡以外の死亡

（園芸施設共済の事故除外）

第七十五条 令第十七条第二項の農林水産省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 その所有し又は管理する特定園芸施設の設置面積の合計が五アールを下回らない範囲内において事業規程等で定める面積以上であり、かつ、当該申出に係る共済責任期間の開始前三十年間にわたり引き続き特定園芸施設を用いて施設園芸の業務を営んだ経験を有すること。

二 病虫害による損害の防止を行うため必要な施設が整備され、かつ、その防止を適正に行う見込みがあること。

令第十七条第二項の規定による病虫害を共済事故としない旨の申出は、法第五百七十七条第一項の規定による申込みと同時に、当該申込みに係る園芸施設共済の共済関係のうち施設内農作物を共済目的とするものの全てについてしなければならぬ。

（共済事故の除外による共済掛金の割引）

第七十六条 法第六十七条第三項の規定により共済掛金を割り引く場合における割引後の共済掛金は、家畜共済にあつては共済掛金区分ごと及び第七十四条第二項各号に定める共済事故の別ごとに、園芸施設共済にあつては共済掛金区分ごとに、共済事故の一部を共済事故としない場合における被害率を基礎として農林水産大臣が定める率を、共済掛金標準率とみなして算定するものとする。

（事務費の賦課の承認申請手続）

第七十七条 農業共済組合及び全国連合会は、令第十八条第一項前段の行政庁の承認を受けようとするときは、賦課金の額及び賦課方法を記載した申請書に事業予定計画及び収入支出の概算を記載した書面を添付し、その正副二通を行政庁に提出しなければならない。

2 農業共済組合及び全国連合会は、令第十八条第一項後段の規定による行政庁の承認を受けようとするときは、変更に係る賦課金の額又は賦課方法を記載した申請書に変更の理由及び変更に係る事業予定計画を記載した書面を添付し、その正副二通を行政庁に提出しなければならない。

（事務費の賦課の報告手続）

第七十八条 令第十八条第二項の規定による報告は、賦課金の額及び賦課方法を記載した報告書

に事業予定計画及び収入支出の概算を記載した書面を添付し、その正副二通を都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の規定は、令第十八条第三項の規定による報告について準用する。この場合において、前項中「報告書に事業予定計画及び収入支出の概算を記載した書面を添付し、その」とあるのは「報告書」と、「都道府県知事」とあるのは「行政庁」と読み替えるものとする。

（共済金又は保険金の仮渡し）

第七十九条 農業共済団体は、事業規程で定めるところにより、共済金又は保険金（農業経営収入保険に係るものを除く。）の仮渡しをすることができる。

（共済金額の削減の要件）

第八十条 令第十九条第一項及び第二項の農林水産省令で定める要件は、事業勘定区分ごとに、当該事業勘定区分に係る不足金填補準備金及び特別積立金の金額の合計金額を共済金の支払に充ててもなお不足する場合であることとする。（通知義務のある共済目的の異動）

第八十一条 法第三十条第一号の農林水産省令で定める異動は、次の各号に掲げる共済事業の種類ごとに、当該各号に定めるものとする。

一 農作物共済 次に掲げる異動

イ 共済目的の譲渡

ロ 収穫適期前の刈取り又はすき込み

ハ 共済目的が他の類区分に該当することとなる栽培方法等の変更

二 第八十三条第一項第三号の出荷計画の変更

二 死亡廃用共済（肉豚以外の家畜に係るものに限る。） 次に掲げる異動

イ 養畜の業務の規模の著しい変更に伴う共済目的たる家畜の譲受け

ロ 共済事故の発生による飼養頭数の減少を補うことを目的とする共済目的たる家畜の譲受け

ハ 養畜の業務の規模の著しい変更に伴い共済目的たる家畜を飼養しないこととなったこと。

三 死亡廃用共済（特定肉豚に係るものに限る。） 次に掲げる異動

イ 共済目的たる肉豚の譲受け

ロ 共済目的たる肉豚が出生後第二十日の日（その日に離乳していないときは、離乳した日）に達したこと。

ハ 共済目的たる肉豚を飼養しないこととなつたこと。

ニ 共済目的たる肉豚が種豚になったこと。

四 死亡廃用共済（特定肉豚以外の肉豚に係るものに限る。）次に掲げる異動

イ 共済目的たる肉豚の譲受け

ロ 共済目的たる肉豚が出生後第二十日の日（その日に離乳していないときは、離乳した日）に達したこと。

五 果樹共済 次に掲げる異動

イ 共済目的の譲渡し、伐倒又は高接ぎ

ロ パインアップルの開花促進処理に関する計画の変更（その変更により果実の年産の変更が生ずるものに限る。）

ハ 共済目的が他の類区分に該当することとなる栽培方法等の変更

ニ 第八十三条第三項第四号の出荷計画の変更

六 畑作物共済 農作物にあつてはイ、ロ及びニ、蚕繭にあつてはハに掲げる異動

イ 共済目的の譲渡し、收穫適期前の掘取り、刈取り、抜取り又はすき込み

ロ 共済目的が他の類区分に該当することとなる栽培方法等の変更

ハ 共済目的の譲渡し又は收穫期前の棄蚕

ニ 第八十三条第四項第一号ニの出荷計画の変更

七 園芸施設共済 次に掲げる異動

イ 共済目的の譲渡し、移転、解体、増築、改築、構造若しくは材質の変更又は共済事故以外の事由による破損（軽微なものを除く。）若しくは滅失

ロ 共済目的を他の保険又は共済に付したことを。

ハ 特定園芸施設の被覆期間の変更

ニ 施設内農作物の種類、栽培面積又は栽培期間の変更

ホ 施設内農作物の発芽又は移植

ホ 特定肉豚に係る前項第三号に掲げる異動（次に掲げるものを除く。）についての法第百三十条の規定による通知は、その異動の日の属する基準期間（共済責任期間の開始の日から最初の基準日（共済掛金期間の開始の日から一月を経過することの日をいう。以下この項において同じ。）までの期間及び各基準日の翌日から次の基準日までの各期間をいう。以下同じ。）の終了後、遅滞なくするものとする。

一 養畜の業務の規模の著しい変更に伴う共済目的たる肉豚の譲受け

ニ 共済事故の発生による飼養頭数の減少を補うことを目的とする共済目的たる肉豚の譲受け

三 養畜の業務の規模の著しい変更に伴い共済目的たる肉豚を飼養しないこととなつたこと。

（損害の額の認定の基準）

第八十二条 法第百三十一条第一項の農林水産省令で定める基準は、損害の額の認定が農林水産大臣が定める準則に従つて行われていることとする。

（申込みの際の通知事項）

第八十三条 農作物共済についての法第百三十二条第一項第五号の農林水産省令で定める重要な事実又は事項は、次のとおりとする。

一 共済目的の種類

二 耕地の所在地及び面積並びに当該耕地において栽培される農作物の品種、栽培方法、用途及び收穫時期

三 第八十七条第一項の規定により農作物共済の共済関係について同項第四号に規定する災害収入共済方式を選択する場合にあつては、当該共済関係に係る農作物に係る收穫物の出荷計画

家畜共済についての法第百三十二条第一項第五号の農林水産省令で定める重要な事実又は事項は、次のとおりとする。

一 共済目的の種類（法第百四十条第一項の規定による申込みにあつては、包括共済家畜区分）

二 申込みの際に飼養している家畜の頭数

三 申込みの際現に飼養している家畜で当該申込みに係るものうちに疾病にかかり、若しくは傷害を受けているものがあること又は疾病若しくは傷害の原因が生じているものがあること。

果樹共済についての法第百三十二条第一項第五号の農林水産省令で定める重要な事実又は事項は、次のとおりとする。

一 共済目的の種類

二 樹園地の所在地及び面積並びに当該樹園地において植栽されている果樹の品種、栽培方法及び樹齢別本数

三 既に法第九十八条第一項第五号の共済事故が発生している果樹があること又はその事故の原因が生じている果樹があること。

第四百十九条第一項の規定により收穫共済の共済関係について同項第一号に規定する全相殺滅収方式、同項第二号に規定する全相殺品質方式又は同項第五号に規定する災害収入共済方式を選択する場合にあつては、当該共済関係に係る果樹に係る果実の出荷計画

畑作物共済についての法第百三十二条第一項第五号の農林水産省令で定める重要な事実又は事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一 農作物に係る畑作物共済 次に掲げる事実又は事項

イ 共済目的の種類

ロ 耕地の所在地及び面積並びに当該耕地において栽培される農作物の品種、栽培方法、用途及び收穫時期

ハ 第四百三十八条第一項第四号の規定により事業規程等で定める作付基準に適合していることを明らかにする事項

ニ 第四百四十条第一項の規定により畑作物共済の共済関係について同項第四号に規定する災害収入共済方式を選択する場合にあつては、当該共済関係に係る農作物に係る收穫物の出荷計画

蚕繭に係る畑作物共済 次に掲げる事実又は事項

イ 類区分

ロ 掃立時期、掃立箱数及び見込収繭量

ハ 蚕児に使用する桑葉を生産する桑園の所在地及び面積（当該組合員等が桑葉の譲受けに関する契約を締結している場合にあつては、契約の締結の相手方、桑葉の譲受数量その他の当該契約の内容を明らかにする事項を含む。）

ニ 蚕児の飼育場所

ホ 組合員等が定める特殊な飼育方法により蚕児を飼育する場合にあつては、その旨

園芸施設共済についての法第百三十二条第一項第五号の農林水産省令で定める重要な事実又は事項は、特定園芸施設の構造、材質、所在地、経過年数及び被覆期間、附帯施設の種類の積及び栽培期間とする。

（待期間からの除外）

第八十四条 令第二十号第一号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げるとおりとする。

一 当該共済事故に係る家畜が、法第百二条第三項又は第五項の規定による公示のあつた日

から二週間以内に当該公示に係る共済事業を行う市町村の家畜共済に付されたものであつて、当該公示の際に、当該市町村に対し法第百一条第一項の規定による申出をした農業共済組合の家畜共済に付されていたものである場合

ニ 当該共済事故に係る家畜が、共済事業を行う市町村が法第百十一条第一項の規定により共済事業の全部を廃止した際にその行う家畜共済に付されていたものであつて、廃止の日から二週間以内に、当該市町村の共済事業の実施区域であつた地域をその区域に含む農業共済組合の家畜共済に付されたものである場合

三 当該共済事故に係る家畜が、包括共済関係に付されたものであつて、当該包括共済関係の成立により消滅した個別共済関係に、当該共済事故が生じた日の前日から起算して二週間以上前から付されていたものである場合

四 当該共済事故に係る家畜が、当該共済事故が生じた日の前日から起算して二週間以上前から当該組合員等の他の包括共済関係に付されていたものであつて、当該他の包括共済関係に係る包括共済家畜区分に属する家畜でなくなつたことにより、当該共済事故に係る包括共済関係に付されたものである場合

五 当該共済事故に係る家畜が、当該共済事故が生じた日の前日から起算して二週間以上前から包括共済関係に係る家畜共済に付されていたものであつて、種雄牛又は種雌馬となつた後二週間以内に当該共済事故に係る個別共済関係に付されたものである場合

六 当該共済事故に係る家畜が、第四十七条の生育の程度に達したこと又は出生により共済関係に付された子牛等（子牛にあつては、組合員等が出生後引き続き飼養しているものに限る。）である場合であつて、当該子牛等の母牛が、当該共済事故が生じた日の前日から起算して二週間以上前から、当該組合員等の共済関係に付されていたものであるとき（当該母牛が当該組合員等の共済関係に付される二週間以上前から他の組合員等（他の組合等の組合員等を含む。）の共済関係に付されていた場合であつて、当該他の組合員等の飼養する家畜でなくなつた後一週間以内に当該組合員等の共済関係に付されたものであるときを含む。）。

七 当該共済事故に係る家畜が、特定肉豚であつて、当該組合員等の飼養する母豚から出生し、当該特定肉豚に係る包括共済関係の成立後に出生後第二十日の日（その日に離乳していないときは、離乳した日）に達したものである場合

八 当該共済事故に係る家畜が、特定肉豚であつて、法第四十一条第一項の規定により消滅した特定肉豚以外の肉豚に係る包括共済関係に、当該共済事故が生じた日の前日から起算して二週間以上前から付されていたものである場合

九 当該共済事故に係る家畜が、当該共済事故が生じた日の前日から起算して二週間以上前から特定肉豚に係る包括共済関係に付されていた肉豚であつて、当該包括共済関係の消滅後二週間以内に特定肉豚以外の肉豚に係る包括共済関係に付されたものである場合

十 当該共済事故に係る家畜が、当該共済事故に係る共済関係に付される二週間以上前から他の組合員等（他の組合等の組合員等を含む。）に係る共済関係に付されていたものであつて、当該他の組合員等の飼養する家畜でなくなつた後一週間以内に、当該共済事故に係る共済関係に付されたものである場合（廃用家畜のやむを得ないと殺又は譲渡し）

第八十五条 令第二十号第二号の農林水産省令で定める事由は、次に掲げるものとする。

一 当該廃用に係る家畜を緊急にと殺し、又は譲り渡す必要があつたこと。

二 当該廃用に係る家畜が牛伝染性リンパ腫又は伝達性海綿状脳症にかつていたことを知らずにと殺し、又は譲り渡したことにつき、重大な過失がないこと。

第二款 農作物共済

（共済関係を成立させないことを相当とする事由）

第八十六条 法第三十五条の農林水産省令で定める事由は、次に掲げるいずれかの事由とする。

一 共済事故の発生が相当の確実さをもつて見通されること。

二 当該農作物に係る法第三十六条第一項第一号の基準収穫量又は同条第三項の基準生産金額の適正な決定が困難であること。

三 当該農作物に係る損害の額の適正かつ円滑な認定が困難であること。

四 当該農作物の耕作が穀実の収穫を目的としないことその他当該農作物につき通常の肥培管理が行われず、又は行われないおそれがあること。

（引受方式）

第八十七条 法第三十五条の規定による申込みは、農林水産大臣が定めるところにより、次に掲げる共済関係の区分（以下この款において「引受方式」という。）を選択してするものとする。

一 全相殺方式（法第三十六条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であつて、第九十七条第一項第一号に掲げる方法により減収量を算定するものをいう。以下この款において同じ。）

二 半相殺方式（法第三十六条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であつて、第九十七条第一項第二号に掲げる方法により減収量を算定するものをいう。以下この款において同じ。）

三 地域インデックス方式（法第三十六条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であつて、第九十七条第一項第三号に掲げる方法により減収量を算定するものをいう。以下この款において同じ。）

四 災害収入共済方式（法第三十六条第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする共済関係をいう。以下この条において同じ。）

2 前項の規定により災害収入共済方式を選択することができる農作物共済の共済関係は、水稻及び麦に係るものとする。

3 第一項の規定により全相殺方式を選択する者には限るものとする。

一 類区分ごとに、その者が耕作する農作物に係る収穫量が、乾燥調製施設における計量結果（麦にあつては、乾燥調製施設における計量結果又は売渡数量）の調査（当該農作物に係る収穫物で乾燥調製施設に搬入されないものについては、検見又は実測）により適正に確認できる者

二 類区分ごとに、その者が耕作する農作物に係る収穫量が、その者の青色申告書（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第四十号に規定する青色申告書又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第三十六号に規定する青色申告書をいう。以下同

じ。）及びその関係書類により適正に確認できる者

三 類区分ごとに、その者が耕作する農作物に係る収穫量が、所得税法第二百二十条第六項に規定する書類、同法第二百三十二条第一項に規定する帳簿及びこれらの関係書類又は法人税法第七十四条第三項に規定する書類、同法第二百五十条の二第一項に規定する帳簿及びこれらの関係書類により適正に確認できる者（この号に掲げる者として、これらの書類に不実の記載をしたことその他の不正な行為をしたことにより、法第三十四条において準用する保険法（平成二十年法律第五十六号）第三十条の規定により農作物共済の共済関係を解除されたことがある者を除く。）

4 第一項の規定により災害収入共済方式を選択することができる組合員又は共済資格者は、次に掲げる者に限るものとする。

一 類区分ごとに、その者が耕作する農作物に係る収穫量のおおむね全量を原則として過去五年間において法第三十三条第一項の規定による資料の提供につき協力が得られる者に出荷しており、かつ、今後も当該収穫物のおおむね全量を当該資料の提供につき協力が得られる者に出荷することが確実であると見込まれる者

二 類区分ごとに、その者が耕作する農作物に係る収穫量及び品質がその者の青色申告書及びその関係書類又は実測により適正に確認できる者

5 組合員又は共済資格者は、農作物共済に係る法第三十五条の規定による申込み併せて、収穫量が耕地別基準収穫量（第九十六条第二項の耕地別基準収穫量をいう。）の二分の一に相当する数量に達しないと認められる耕地につき、当該耕地別基準収穫量の二分の一に相当する数量を減収量とみなして共済金を支払う旨の特約（以下「一筆半損特約」という。）をすることができ。

（共済金額の設定に当たり基準収穫量に乘ずる割合）

第八十八条 法第三十六条第一項第一号の農林水産省令で定める割合は、一から、第九十六条第一項各号の規定により組合員又は共済資格者が申し出た割合を差し引いて得た割合とする。

（災害収入共済方式の共済金額の下限）

第八十九条 組合員又は共済資格者が法第三十六条第一項第二号の規定により申し出ることが

できる農作物共済の共済金額は、同条第三項の基準生産金額の百分の四十に相当する金額を下回らない金額とする。

（基準収穫量の設定方法）

第九十条 法第三十六条第一項第一号の基準収穫量（以下この款において「基準収穫量」という。）は、農林水産大臣が定める準則に従い、全相殺方式にあつては乾燥調製施設における計量結果等に基づく単位面積当たり収穫量、半相殺方式にあつては耕地ごとの収穫量等に基づく単位面積当たり収穫量、地域インデックス方式にあつては統計単収（作物統計調査規則（昭和四十六年農林省令第四十号）第四条第三項の収穫量調査に基づく単位面積当たりの作物の種類別収穫量をいう。以下同じ。）をそれぞれ基礎として、定めるものとする。

（単位当たり共済金額）

第九十一条 法第三十六条第一項第一号の単位当たり共済金額（以下この条において「単位当たり共済金額」という。）は、類区分ごとに、農林水産大臣が定める二以上の金額から、組合員又は共済資格者が申し出た金額とする。

2 共済責任期間の開始後に前項の農林水産大臣が定める二以上の金額が変更された場合は、組合員等は、農林水産大臣が定めるところにより、単位当たり共済金額を変更するものとする。

3 前項の規定による単位当たり共済金額の変更により、共済金額が増額した場合は、組合員等は農林水産大臣が定める日までに増加する共済金額に対する共済掛金を支払うものとし、減額した場合は、組合等は減少する共済金額に対する共済掛金を組合員等に返還するものとする。（共済限度額の設定に当たり基準生産金額に乘ずる割合）

第九十二条 法第三十六条第三項の農林水産省令で定める割合は、百分の九十、百分の八十又は百分の七十の中から組合員又は共済資格者が申し出た割合（第九十九条第二項及び第三項において「共済限度額割合」という。）とする。

（農作物の生産金額に含める収入金額）

第九十三条 法第三十六条第四項の農林水産省令で定める収入金額は、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号。以下「担い手経営安定法」という。）第二条第四項に規定する対象農業者につき、同法第三条第一項第二号に

掲げる交付金のうち麦に係るものに、同条第四項に規定する調整額のうち麦に係るものを、加えて得た金額とする。

第九十四条 法第三十六條第三項の基準生産金額は、農林水産大臣が定める準則に従い、法第三十三條第一項に規定する資料、青色申告書及びその関係書類又は実測に基づき算定される組合員又は共済資格者ごとの単位面積当たり生産金額を基礎として定めるものとする。

(共済掛金区分)

第九十五条 法第三十七條第一項の農林水産省令で定める共済関係の区分は、次に掲げる区分とする。

- 一 類区分
- 二 引受方式の別
- 三 第九十二條又は次条第一項各号の規定により組合員又は共済資格者が申し出た割合の別
- 四 一筆半損特約の有無の別

(共済金の支払開始減収量)

第九十六条 法第三十八條第一項の農林水産省令で定める数量は、次の各号に掲げる引受方式に応じ、組合員等ごとの(地域インデックス方式)にあっては、組合員等ごとの及び統計単位地域(統計単収が都道府県別に公表される農作物にあっては都道府県、市町村別に公表される農作物にあっては市町村の区域をいう。以下同じ)ごと。以下この条において同じ。)に、当該各号に定めるものとする。

- 一 全相殺方式 当該組合員等の基準収獲量に、百分の十、百分の二十又は百分の三十のうち当該組合員等が法第三十五條の規定による申込みの際に申し出た割合を乗じて得た数量
- 二 半相殺方式 当該組合員等の基準収獲量に、百分の二十、百分の三十又は百分の四十のうち当該組合員等が法第三十五條の規定による申込みの際に申し出た割合を乗じて得た数量
- 三 地域インデックス方式 基準統計単収(当該統計単位地域の過去一定年間における統計単収の平均をいう。以下同じ。)に当該統計単位地域内に存する当該組合員等の耕地の面積を乗じて得た数量に、百分の十、百分の二十又は百分の三十のうち当該組合員等が法第三十五條の規定による申込みの際に申し出た割合を乗じて得た数量

2 前項の規定にかかわらず、法第三十八條第一項の農林水産省令で定める数量は、組合員等の耕地で共済事故により収穫のないもの(第百条の本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できなかった又は発芽しなかった耕地(以下「移植不能耕地」という。)を含む。以下この款において「全損耕地」という。)がある場合であつて、第一号に掲げる数量が第二号に掲げる数量を超えるときは、全損耕地の耕地別基準収獲量(組合員等の耕地ごとに、第九十條の農林水産大臣が定める準則に従い組合員等が定める数量をいう。以下この款において同じ。)の合計に全損耕地支払開始割合(前項各号の組合員等が申し出た割合に応じて農林水産大臣が定める割合をいう。以下この条において同じ。)を乗じて得た数量とする。

- 一 組合員等ごとに、全損耕地減収量(全損耕地の耕地別基準収獲量を基礎とし、移植不能耕地にあっては実損害を勘案して、農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて算定される数量をいう。以下この款において同じ。)の合計から、全損耕地の耕地別基準収獲量の合計に全損耕地支払開始割合を乗じて得た数量を差し引いて得た数量
- 二 組合員等ごとに、次条第一項の規定により算定される減収量から、前項の規定により算定される数量を差し引いて得た数量
- 三 前二項の規定にかかわらず、一筆半損特約をした共済関係についての法第三十八條第一項の農林水産省令で定める数量は、組合員等の耕地で共済事故により収獲量が当該耕地の耕地別基準収獲量の二分の一に相当する数量以下であると認められるもの(全損耕地を除く。以下この款において「半損耕地」という。)がある場合であつて、第一号に掲げる数量が第二号に掲げる数量を超えるときは、全損耕地の耕地別基準収獲量に全損耕地支払開始割合を乗じて得た数量及び半損耕地の耕地別基準収獲量に半損耕地支払開始割合(第一項各号の組合員等が申し出た割合に応じて農林水産大臣が定める割合をいう。第一号ロにおいて同じ。)を乗じて得た数量を合計し得た数量とする。

- 一 組合員等ごとに、次に掲げる数量を合計し得た数量
- ロ 前項第一号に掲げる数量
- イ 半損耕地減収量(半損耕地の耕地別基準収獲量の二分の一に相当する数量を基礎とし

して、農林水産大臣が定めるところにより算定される数量をいう。次条第四項において同じ。)の合計から、半損耕地の耕地別基準収獲量の合計に半損耕地支払開始割合を乗じて得た数量を差し引いて得た数量

二 前項第二号に掲げる数量

(減収量の算定方法)

第九十七条 法第三十八條第一項の減収量は、類区分ごとに、次に掲げるいずれかの方法により算定される数量とする。

- 一 組合員等ごとに、基準収獲量から第八十二條の準則に従い認定されたその年産における収獲量を差し引いて算定する方法
- 二 耕地ごとに、第八十二條の準則に従い認定されたその年産における当該耕地の収獲量が耕地別基準収獲量に達しない場合におけるその差に相当する数量を、組合員等ごとに合計して算定する方法
- 三 統計単位地域ごとに、その年産の統計単収が基準統計単収を下回る場合におけるその差に相当する単位面積当たり数量に、当該統計単位地域内に存する当該組合員等の耕地の面積を乗じて算定する方法

移植不能耕地がある場合における法第三十八條第一項の減収量については、前項第一号又は第二号に掲げる方法により算定するときは、同項第一号又は第二号に掲げる方法により算定された数量に、実損害を勘案して農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて算定するものとする。

- 3 法第三十八條第一項の減収量は、全損耕地がある場合であつて、前条第二項第一号に掲げる数量が同項第二号に掲げる数量を超えるときは、第一項の規定にかかわらず、類区分ごとに、全損耕地減収量の合計とする。
- 4 一筆半損特約をした共済関係における法第三十八條第一項の減収量は、半損耕地がある場合であつて、前条第三項第一号に掲げる数量が同項第二号に掲げる数量を超えるときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、類区分ごとに、全損耕地減収量及び半損耕地減収量の合計とする。

(共済事故による農作物の減収又は品質の低下)

第九十八条 法第三十八條第二項の農林水産省令で定める農作物の減収又は品質の低下は、類区分ごとに、第一号に掲げる数量が第二号に掲げる数量に達しないこととする。

一 農林水産大臣が定める準則に従い認定されたその年産における当該組合員等の農作物に係る収獲量に、その年産における当該農作物の品質の程度に応じて農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて得た数量

二 農林水産大臣が定める準則に従い、過去一定年間における当該組合員等の農作物に係る収獲量に、当該一定年間における当該農作物の品質の程度に応じて一定の調整を加えて得た数量等を基礎として、組合員等が定める数量(生産金額の算定方法)

第九十九条 法第三十八條第二項の生産金額は、組合員等ごとの及び類区分ごとに、第八十二條の準則に従い認定されたその年産における農作物の生産金額とする。

2 法第三十八條第二項の生産金額は、全損耕地がある場合であつて、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、法第三十六條第一項第二号の共済限度額(以下この条において「共済限度額」という。)から第一号に掲げる金額を差し引いて得た金額とする。

- 一 全損耕地の耕地別基準生産金額の総額に全損耕地補償割合(共済限度額割合に応じて農林水産大臣が定める割合をいう。)を乗じて得た金額を基礎とし、移植不能耕地がある場合にあつては実損害を勘案して、農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて算定される金額
- 二 共済限度額から、前項の規定による生産金額を差し引いて得た金額
- 一筆半損特約をした共済関係における法第三十八條第二項の生産金額は、半損耕地がある場合であつて、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、前二項の規定にかかわらず、共済限度額から第一号に掲げる金額を差し引いて得た金額とする。

- 一 組合員等ごとに、次に掲げる金額の合計金額
- イ 前項第一号に掲げる金額
- ロ 半損耕地の耕地別基準生産金額の総額に半損耕地補償割合(共済限度額割合に応じて農林水産大臣が定める割合をいう。)を乗じて得た金額から、半損耕地生産金額(半損耕地の耕地別基準生産金額の二分の一に相当する金額を基礎として農林水産大

臣が定めるところにより一定の調整を加えて算定される金額

臣が定めるところにより算定される金額をいう。）の総額を差し引いて得た金額

二 前項第二号に掲げる金額

4 前二項の「耕地別基準生産金額」とは、組合員等の耕地ごとに、法第百三十六条第三項の基準生産金額を基礎として農林水産大臣が定める準則に従い組合等が定める金額をいう。

（共済責任期間の基準）

第百条 法第百三十九条の農林水産省令で定める基準は、水稻については本田移植期（直播をする場合にあっては、発芽期）から、麦及び陸稲については発芽期（移植をする場合にあっては、移植期）から、それぞれ収穫をするに至るまでの期間を事業規程等で定めることとする。

第三款 家畜共済

（包括共済家畜区分）

第一百一条 死亡廃用共済についての法第百四十条第一項の農林水産省令で定める家畜の区分は、次に掲げる区分とする。

一 搾乳牛（満二十四月齢以上の乳牛の雌であつて搾乳の用に供されるものをいう。以下同じ。）

二 繁殖用雌牛（満二十四月齢以上の肉用牛の雌であつて繁殖の用に供されるものをいう。以下同じ。）

三 育成乳牛（満二十四月齢未満の乳牛の雌をいい、牛の胎児のうち乳牛であるものを含む。以下同じ。）

四 育成・肥育牛（搾乳牛、繁殖用雌牛、育成乳牛及び種雄牛以外の牛をいい、牛の胎児のうち乳牛でないものを含む。以下同じ。）

五 繁殖用雌馬（満三十六月齢以上の馬の雌であつて繁殖の用に供されるものをいう。以下同じ。）

六 育成・肥育馬（繁殖用雌馬及び種雄馬以外の馬をいう。以下同じ。）

七 種豚

2 疾病傷害共済についての法第百四十条第一項の農林水産省令で定める家畜の区分は、次に掲げる区分とする。

一 乳用牛（前項第一号及び第三号に掲げる区分に属する牛（牛の胎児を除く。）をいう。）

二 肉用牛（前項第二号及び第四号に掲げる区分に属する牛（牛の胎児を除く。）をいう。）

三 一般馬（前項第五号及び第六号に掲げる区分に属する馬をいう。）

四 種豚

（個別共済関係の対象となる家畜）

第二百二条 法第百四十条第二項の農林水産省令で定める家畜は、次に掲げる家畜とする。ただし、牛にあっては十二歳以下のもの、馬にあっては明け十七歳未満のもの、豚にあっては六歳以下のものに限る。

一 種雄牛
二 種雌馬
三 包括共済家畜区分に属する家畜（子牛等及び肉豚を除く。）のうち、次に掲げる事由に該当する家畜

イ 組合等が組合員等からの当該包括共済家畜区分についての法第百四十条第一項の規定による申込みにつき、第七十二条第二項第一号に掲げる理由があるため法第百十五条の規定によりその承諾を拒んだこと。ただし、同号に掲げる理由がなくなった場合は、この限りでない。

ロ 同一の包括共済家畜区分に属する家畜につき当該組合員等との間に個別共済関係が存していること。

2 次に掲げる場合は、前項ただし書の規定は適用しないものとする。

一 前項ただし書に規定する家畜に該当しないこととなつた家畜について、その二年以上前から引き続き個別共済関係が存している場合

二 次の要件の全てに適合する場合
イ 当該個別共済関係が共済事業を行う市町村との間に存するものであつて、当該市町村につき法第百二条第三項又は第五項の規定による公示のあつた日から二週間以内に新たに成立したものであること。

ロ 当該家畜が、前項ただし書に規定する家畜に該当しないこととなつた日から起算して二年以上前から法第百五条第二項の規定により家畜共済の共済関係が消滅するまで引き続き当該市町村に対し法第百一条第一項の規定による申出をした農共共済組合の個別共済関係に付されていたものであること。

三 次の要件の全てに適合する場合
イ 当該個別共済関係が、事業廃止市町村の共済事業の実施区域であつた地域をその区域に含む農共共済組合の家畜共済に係るものであつて、当該事業廃止市町村が法第百

十一条第一項の規定により共済事業の全部を廃止した日から二週間以内に新たに成立したものであること。

ロ 当該家畜が、前項ただし書に規定する家畜に該当しないこととなつた日から起算して二年以上前から法第百十一条第四項において準用する法第六十六条第一項の規定により家畜共済の共済関係が終了するまで引き続き当該事業廃止市町村の個別共済関係に付されていたものであること。

（共済掛金期間の特例）

第百三条 法第百四十二条第二項の農林水産省令で定める家畜は、次条に規定する肉豚とする。

2 法第百四十二条第二項の農林水産省令で定める期間は、出生後第二十日の日（その日に離乳していないときは、離乳した日）から出生後第八月の月の末日までとする。

3 法第百四十二条第二項ただし書の農林水産省令で定める特別の事由は、組合等が家畜共済の共済関係に係る共済掛金期間の始期又は終期を統一する必要があることとする。

第百四条 法第百四十三条第一項の農林水産省令で定める家畜は、次に掲げる要件のいずれかを満たさない者の飼養する肉豚とする。

一 畜舎への立入調査により、母豚の頭数、畜舎の構造及び敷地面積その他肉豚の飼養頭数の確認のために必要な事項が把握できるところ。

二 過去三年間においてその者の飼養する母豚の繁殖成績及び当該母豚から出生した豚の離乳の日に至るまでの死亡率を記録しており、かつ、今後も当該繁殖成績及び死亡率を記録することが確実であると見込まれること。

三 過去三年間においてその者の飼養する母豚から出生した豚が、その者の出荷する肉豚（第八十一条第二項第一号又は第二号に掲げる異動により飼養するに至つた肉豚を除く。以下この号において同じ。）のおおむね全頭を占めており、かつ、今後ともその者の飼養する母豚から出生した豚がその者の出荷する肉豚のおおむね全頭を占めることが確実であると見込まれること。

四 過去三年間において出荷した肉豚の頭数に関する資料の提供につき協力が得られる者に肉豚を出荷しており、かつ、今後とも肉豚を当該資料の提供につき協力が得られる者に出荷することが確実であると見込まれること。

（肉豚の飼養区分）

第百五条 法第百四十三条第一項の農林水産省令で定める飼養区分は、離乳の日（その日後に当該組合員又は共済資格者が飼養するに至つた肉豚については、その飼養するに至つた日）を同一とする肉豚の群の別とする。

（死亡廃用共済の共済金額）

第百六条 死亡廃用共済の共済金額は、次条第一項本文の規定により算定された共済価額の百分の二十（肉豚にあっては、百分の四十）に相当する金額を下回らず当該共済価額の百分の八十に相当する金額を超えない範囲内において、組合員又は共済資格者が申し出た金額とする。ただし、次条第一項ただし書の規定により共済掛金期間中に飼養した家畜の価額の合計金額を共済価額とする場合は、当該申し出た金額に農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて得た金額とする。

（死亡廃用共済の共済価額）

第百七条 包括共済関係（肉豚に係るものを除く。）についての法第百四十三条第一項の共済価額は、農林水産大臣が定める準則に従い、当該共済掛金期間中に飼養すると見込まれる当該包括共済関係に係る包括共済家畜区分に属する家畜の価額の合計金額とする。当該共済掛金期間の開始前に算定された金額とする。ただし、共済掛金期間中に飼養した当該包括共済関係に係る包括共済家畜区分に属する家畜の価額の合計金額が当該算定された金額と異なる場合は、当該合計金額とする。

2 前項の家畜の価額は、次の各号に掲げる包括共済家畜区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 搾乳牛、繁殖用雌牛、繁殖用雌馬及び種豚 共済掛金期間の開始の時（その時後に飼養することとなる家畜にあっては、その飼養することとなる時）における家畜の価額

二 育成乳牛、育成・肥育牛及び育成・肥育馬 牛及び馬にあっては共済掛金期間の終了の時における家畜の価額（その時前に飼養しないこととなる家畜にあっては、農林水産大臣が定める金額）、牛の胎児にあっては一定期間における牛の価格を基礎として農林水産大臣が定めるところにより算定される牛の出生の日における価額に相当する金額

3 肉豚に係る包括共済関係についての法第百四十三条第一項の共済価額は、次の各号に掲げる

肉豚の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 特定肉豚 基準期間ごとに、当該基準期間の開始の時に組合員等が現に飼養している肉豚の価額の合計金額

二 特定肉豚以外の肉豚 飼養区分ごとに、共済掛金期間の開始の時に当該飼養区分に属する肉豚の価額の合計金額

4 前項各号の肉豚の価額は、第四十条第四号又は第五号に定める要件を満たすこととなった日における肉豚の価額に相当する金額として、一定期間における肉豚の価格を基礎として農林水産大臣が定めるところにより算定される金額とする。

5 個別共済関係についての法第四百三十三条第一項の共済価額は、当該個別共済関係に係る家畜の共済掛金期間の開始の時に属する家畜の価額とする。

（疾病傷害共済の共済金額）

第一百八条 疾病傷害共済の共済金額は、次条の規定により算定された法第四百三十三条第二項の支払限度額を超えない範囲内において、共済掛金期間の開始の時までに組合員又は共済資格者が申し出た金額とする。

（疾病傷害共済の支払限度額）

第九十条 法第四百三十三条第二項の支払限度額は、包括共済関係にあつては共済掛金期間の開始の時に組合員等が現に飼養している当該包括共済関係に係る包括共済家畜区分に属する家畜のその時における価額の合計額、個別共済関係にあつては共済目的たる家畜の共済掛金期間の開始の時に属する価額（これらの金額が農林水産大臣が定める金額を超える場合にあつては、当該金額）に農林水産大臣が定める率（第一百十一条第二項第一号において「支払限度率」という。）を乗じて得た金額（一年に満たない共済掛金期間にあつては、その金額に第三条第三項第二号の農林水産大臣が定める係数を乗じて得た金額）とする。

（肉豚以外の家畜に係る死亡廃用共済の共済価額及び共済金額の変更）

第一百十条 死亡廃用共済（肉豚に係るものを除く。）

（肉豚に係るもの）については法第四百三十三条第四項の農林水産省令で定める事由は、第八十一条第一項第二号に定める異動を生じたこととする。

2 組合等は、第八十一条第一項第二号に定める異動につき法第三百三十条第一号の規定による通

知を受けたときは、遅滞なく、第一百七条第一項の規定の例により、共済価額を変更するものとする。

3 前項の規定により共済価額が変更された場合には、第一号に掲げる金額を共済金額とする。

ただし、共済価額が増加した場合であつて、組合員等が第一項の異動の日から二週間以内に同号に掲げる金額から第二号に掲げる金額までの範囲内の金額を申し出たときは、当該金額を共済金額とする。

一 変更後の共済価額に、変更前の共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額

二 変更前の共済金額と、変更後の共済価額の百分の二十に相当する金額のいずれか高い金額

4 組合員等は、前項の規定により共済金額が増額される場合は、まだ経過していない共済掛金期間に対する共済掛金（分割支払がされる場合にあつては、その第一回の支払に係るもの）を、第一項の異動の日から一月以内に支払わなければならない。

5 組合等は、第三項の規定により共済金額が減額される場合は、減額する共済金額に対する共済掛金のうち、まだ経過していない共済掛金期間に対するものを組合員等に返還するものとする。

6 第二項の規定による共済価額の変更及び第三項の規定による共済金額の変更は、当該変更に係る第一項に規定する事由の生じた日からその効力を生ずる。

（特定肉豚に係る死亡廃用共済の共済金額の変更）

第一百十一条 特定肉豚に係る死亡廃用共済についての法第四百三十三条第四項の農林水産省令で定める事由は、共済事故が生じたこと及び第八十一条第一項第三号に定める異動を生じたこととする。

2 特定肉豚に係る死亡廃用共済の共済金額は、共済事故が生じたときは、当該共済事故が生じた時の属する基準期間の次の基準期間の開始の時に、支払われた共済金に相当する金額だけ減額するものとする。

3 特定肉豚に係る死亡廃用共済の共済価額が第八十一条第一項第三号又は口に掲げる共済目的の異動により増加したときは、組合員等は当該異動の日の属する基準期間の次の基準期間の開始の日から二週間以内に、共済価額の増加の

割合の範囲内で、共済金額の増額を請求することができる。この場合には、組合員等は、事業規程等に特別の定めがある場合を除いては、当該請求をした日から二週間以内に、まだ経過していない共済掛金期間に対する共済掛金（分割支払がされる場合にあつては、その第一回の支払に係るもの）を支払わなければならないものとし、当該共済金額の増額は、事業規程等に特別の定めがある場合を除いては、組合員等が組合員等から当該共済掛金の支払（分割支払がされる場合にあつては、その第一回の支払）を受けた日の翌日からその効力を生ずるものとする。

4 特定肉豚に係る死亡廃用共済の共済価額が共済事故又は第八十一条第二項第三号に掲げる共済目的の異動により著しく減少したときは、組合員等は、当該共済事故又は当該異動が生じた日の属する基準期間の次の基準期間の開始の日から二週間以内に、共済価額の減少の割合の範囲内で、共済金額の減額を請求することができる。この場合において、組合等は、まだ経過していない共済掛金期間に対する共済掛金を組合員等に返還するものとし、当該共済金額の減額は、組合員等が組合員等の請求を受理した日の翌日からその効力を生ずるものとする。

（疾病傷害共済の支払限度額及び共済金額の変更）

第一百十二条 疾病傷害共済についての法第四百三十三条第四項の農林水産省令で定める事由は、次に掲げる異動を生じたこととする。

一 共済目的たる家畜を飼養することとなったこと。

二 養畜の業務の規模の著しい変更に伴い共済目的たる家畜を飼養しないこととなったこと。

2 組合等は、組合員等の共済目的につき前項第一号に掲げる異動が生じた場合であつて、当該組合員等が当該異動の日から二週間以内に申出をしたときは、支払限度額及び共済金額について、支払限度額にあつては第一号、共済金額にあつては第二号に掲げる金額を増額するものとする。この場合において、組合員等は、事業規程等に特別の定めがある場合を除いては、当該申出をした日から二週間以内に共済掛金（分割支払がされる場合にあつては、その第一回の支払に係るもの）を支払わなければならないものとし、当該共済金額の増額は、当該異動の日からその効力を生ずるものとする。

一 当該異動に係る家畜の当該異動の時における価額の合計額（その金額が農林水産大臣が定める金額を超える場合にあつては、当該金額）に支払限度率を乗じて得た金額

二 前号に掲げる金額に、変更前の共済金額の支払限度額に対する割合及びまだ経過していない共済掛金期間の割合を乗じて得た金額を超えない範囲内で組合員等が申し出た金額

3 組合等は、組合員等の共済目的につき第一項第二号に掲げる異動が生じた場合であつて、当該組合員等が当該異動の日から二週間以内に申出をしたときは、支払限度額及び共済金額について、変更後の共済金額がその時までに支払われた共済金（その時までに法第三百三十条（第三号に係る部分に限る。）の規定による通知がされた損害に係る共済金であつて、その時後に支払われるものを含む。）の総額を下回らない範囲において、支払限度額にあつては前項第一号、共済金額にあつては前項第二号に掲げる金額を減額するものとする。この場合において、組合等は共済掛金を組合員等に返還するものとし、当該共済金額の減額は、当該異動の日からその効力を生ずるものとする。

（診療技術料等）

第一百十三条 法第四百四十四条第二項第二号の農林水産省令で定める診療技術料等は、診療に要する費用から次に掲げる費用を差し引いたものとする。

一 医薬品費
二 医療用消耗品費
三 医療用器具及び機械の償却費
四 往診用車両の修理費及び償却費
五 往診用車両の燃料費及び往診時の交通費

（疾病傷害共済の診療技術料等に対応する共済掛金率の上限）

第一百十四条 法第四百四十四条第二項第二号の農林水産省令で定める率は、その率を危険段階ごとの共済金額の総額の見込額により加重平均して得た率が、過去一定年間における各年の被害率のうち最も高いものを基礎として農林水産大臣が定める率に一致するように、組合等が共済掛金区分ごと及び危険段階ごとに定める率とする。

（死亡廃用共済の損害の額の算定方法）

第一百十五条 法第四百四十五条第一項の損害の額は、共済事故に係る家畜の価額から、事業規程等の定めるところにより、共済事故が発生した

ときに現に当該家畜につき存する利益及び共済事故の発生によつて生じた利益の全部又は一部を差し引くことにより、算定するものとする。

2 包括共済関係についての前項の家畜の価額は、次の各号に掲げる包括共済家畜区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 搾乳牛、繁殖用雌牛、繁殖用雌馬及び種豚 共済掛金期間の開始の時（その時後に当該包括共済関係に付された家畜にあつては、その付された時）における当該家畜の価額
- 二 育成乳牛、育成・肥育牛及び育成・肥育馬 共済事故が発生した時における当該家畜の価額（牛の胎児にあつては、第一百七十七条第二項第二号に定める金額）

三 肉豚 第一百七十七条第四項の規定による金額

3 個別共済関係についての第一項の家畜の価額は、共済掛金期間の開始の時における当該家畜の価額とする。

（死亡廃用共済の共済金の支払限度額を設定する共済関係）

第一百六条 法第四十五条第一項ただし書の農林水産省令で定める死亡廃用共済の共済関係は、牛又は豚に係る包括共済関係であつて組合員等ごとの被害率が農林水産大臣が定める率を超えることその他農林水産大臣が定める事由に該当する組合員等との間に存するものとする。（疾病傷害共済の損害の額の算定方法）

第一百七条 法第四十五条第二項の損害の額は、診療その他の行為によつて組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数によつて共済事故ごとに計算される総点数を農林水産大臣が定める一点の価額に乗じて得た金額の百分の九十に相当する金額とする。

2 前項の損害の額は、当該診療その他の行為によつて組合員等が負担した費用の百分の九十に相当する金額を限度とする。

第四款 果樹共済

（共済関係を成立させないことを相当とする事由）

第一百八条 法第四十七条の農林水産省令で定める事由は、次に掲げるいずれかの事由とする。

- 一 共済事故の発生が相当の確実さをもつて見通されること。
- 二 当該果樹に係る法第四十八条第一項第一号の標準収穫量（以下「標準収穫量」という。）、同条第三項の基準生産金額又は同条第

六項の共済価額の適正な決定が困難であること。

三 当該果樹に係る損害の額の適正かつ円滑な認定が困難であること。

四 当該果樹の栽培が果実の収穫を目的としないうことその他当該果樹につき通常の肥培管理が行われず、又は行われないおそれがあること。

五 当該果樹に係る区分ごとの栽培面積が、五アールを下回らず三十アールを超えない範囲内で事業規程等で定める面積に達しないこと。

（収穫共済に係る引受方式）

第一百九条 収穫共済についての法第四十七条の規定による申込みは、農林水産大臣が定めるところにより、次に掲げる共済関係の区分（以下この款において「引受方式」という。）を選択してするものとする。

- 一 全相殺減収方式（法第四十八条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であつて、第三百三十一条第一号に掲げる方法により減収量を算定するものをいう。以下この款において同じ。）
- 二 全相殺品質方式（法第四十八条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であつて、第三百三十一条第二号に掲げる方法により減収量を算定するものをいう。以下この款において同じ。）

三 半相殺方式（法第四十八条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であつて、第三百三十一条第三号に掲げる方法により減収量を算定するものをいう。以下この款において同じ。）

四 地域インデックス方式（法第四十八条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であつて、第三百三十一条第四号に掲げる方法により減収量を算定するものをいう。以下この款において同じ。）

五 災害収入共済方式（法第四十八条第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする共済関係をいう。以下この条において同じ。）

2 前項の規定により地域インデックス方式を選択することができる収穫共済の共済関係は、うんしゅうみかん、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパイナップルに係るものとする。

3 第一項の規定により全相殺減収方式を選択することができる組合員又は共済資格者は、次に掲げる者に限るものとする。

- 一 類区分ごとに、その者が栽培する果樹に係る果実のおおむね全量を法第三十三条第一項の規定による資料の提供につき協力が得られる者に出荷しており、かつ、今後も当該果実のおおむね全量を当該資料の提供につき協力が得られる者に出荷することが確実であると見込まれる者
- 二 類区分ごとに、その者が栽培する果樹に係る収穫量がその者の青色申告書及びその関係書類により適正に確認できる者

三 類区分ごとに、その者が栽培する果樹に係る収穫量が、所得税法第二百二十条第六項に規定する書類、同法第二百三十二条第一項に規定する帳簿及びこれらの関係書類又は法人税法第七十四条第三項に規定する書類、同法第五十条の二第一項に規定する帳簿及びこれらの関係書類により適正に確認できる者（この号に掲げる者として、これらの書類に不実の記載をしたことその他の不正な行為をしたことにより、法第三十四条において準用する保険法第三十条の規定により収穫共済の共済関係を解除されたことがある者を除く。）

4 第一項の規定により全相殺品質方式又は災害収入共済方式を選択することができる組合員又は共済資格者は、次に掲げる者に限るものとする。

- 一 類区分ごとに、その者が栽培する果樹に係る果実のおおむね全量を原則として過去五年間において法第三十三条第一項の規定による資料の提供につき協力が得られる者に出荷しており、かつ、今後も当該果実のおおむね全量を当該資料の提供につき協力が得られる者に出荷することが確実であると見込まれる者
- 二 類区分ごとに、その者が栽培する果樹に係る収穫量及び品質がその者の青色申告書及びその関係書類により適正に確認できる者

第二百十条 法第四十八条第一項第一号に掲げる金額は、次の各号に掲げる引受方式に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 全相殺減収方式及び全相殺品質方式 標準収穫金額（標準収穫量に同号の果実の単位当たり価額を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）
- 二 全相殺品質方式 標準品質金額（標準品質に同号の果実の単位当たり品質を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）

じ。）の百分の四十に相当する金額を下回らず、標準収穫金額に百分の九十から第二百二十九条第一号の規定により組合員又は共済資格者が申し出た割合を差し引いて得た割合を乗じて得た金額を超えない範囲内で、組合員又は共済資格者が申し出た金額

二 半相殺方式 標準収穫金額の百分の四十に相当する金額を下回らず、標準収穫金額に百分の九十から第二百二十九条第二号の規定により組合員又は共済資格者が申し出た割合を差し引いて得た割合を乗じて得た金額を超えない範囲内で、組合員又は共済資格者が申し出た金額

三 地域インデックス方式 標準収穫金額の百分の四十に相当する金額を下回らず、標準収穫金額に百分の九十から第二百二十九条第三号の規定により組合員又は共済資格者が申し出た割合を差し引いて得た割合を乗じて得た金額を超えない範囲内で、組合員又は共済資格者が申し出た金額

（災害収入共済方式の共済金額の下限）

第二百十一条 組合員又は共済資格者が法第四十八条第一項第二号の規定により申し出ることができる収穫共済の共済金額は、同条第三項の基準生産金額の百分の四十に相当する金額を下回らない金額とする。

（収穫共済の標準収穫量の設定方法）

第二百十二条 法第四十八条第一項第一号の標準収穫量は、農林水産大臣が定める準則に従い、全相殺減収方式にあつては農業協同組合等の出荷資料等に基づく単位面積当たり収穫量、全相殺品質方式にあつては当該単位面積当たり収穫量に果実の品質の程度に応じて一定の調整を加えて得た数量、半相殺方式にあつては樹園地ごとの樹齢等を勘案した収穫量等に基づく単位面積当たり収穫量、地域インデックス方式にあつては統計単収をそれぞれ基礎として、定めるものとする。

（共済限度額の設定に当たり基準生産金額に乗ずる割合）

第二百十三条 法第四十八条第三項の農林水産省令で定める割合は、百分の八十、百分の七十又は百分の六十の中から組合員又は共済資格者が申し出た割合とする。

（基準生産金額の設定方法）

第二百十四条 法第四十八条第三項の基準生産金額は、農林水産大臣が定める準則に従い、法第二百三十三条第一項に規定する資料又は青色申

告書及びその関係書類に基づき算定される組合員又は共済資格者ごとの単位面積当たり生産金額を基礎として定めるものとする。

（樹体共済の共済金額）

第二百二十五条 法第四十八條第六項の共済金額は、同項の共済価額の百分の四十に相当する金額を下回らず、当該共済価額の百分の八十に相当する金額を超えない範囲内において、組合員又は共済資格者が申し出た金額とする。

（樹体共済の共済価額）

第二百二十六条 法第四十八條第六項の共済価額は、農林水産大臣が定める準則に従い、当該樹体共済に係る果樹及びその支持物の共済責任期間の開始の時ににおける価額として組合員等が定めるものを合計した金額とする。

（收穫共済の共済掛金区分）

第二百二十七条 收穫共済についての法第四百九条第一項の農林水産省令で定める共済関係の区分は、次に掲げる区分とする。

一 類区分

二 引受方式の別
三 第二百二十三條又は第二百二十九條各号の規定により組合員又は共済資格者が申し出た割合の別
四 第三百三十七條第二項の申出の有無の別
五 防災施設の有無及びその種類の別

（樹体共済の共済掛金区分）

第二百二十八条 樹体共済についての法第四百九条第一項の農林水産省令で定める共済関係の区分は、共済目的の種類とする。

（共済金の支払開始減収量）

第二百二十九条 法第五百十條第一項の農林水産省令で定める数量は、次の各号に掲げる引受方式に応じ、組合員等ごと（地域インデックス方式にあつては、組合員等ごと及び統計単位地域ごと）に、当該各号に定めるものとする。

一 全相殺減収方式及び全相殺品質方式 当該組合員等の法第五百十條第一項の基準収収量（以下この款において「基準収収量」という。）に、百分の二十、百分の三十又は百分の四十のうち当該組合員等が法第四百十七條の規定による申込みの際に申し出た割合を乗じて得た数量

二 半相殺方式 当該組合員等の基準収収量に、百分の三十、百分の四十又は百分の五十のうち当該組合員等が法第四百十七條の規定による申込みの際に申し出た割合を乗じて得た数量

三 地域インデックス方式 基準統計単収に当該統計単位地域内に存する当該組合員等の樹園地の樹齡構成及び隔年結果の状況を考慮して農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて得た数量に当該統計単位地域内に存する当該組合員等の樹園地の面積を乗じて得た数量に、百分の十、百分の二十又は百分の三十のうち当該組合員等が法第四百十七條の規定による申込みの際に申し出た割合を乗じて得た数量
（共済金額に対する共済金の支払率）
第二百三十条 法第五百十條第一項の農林水産省令で定める率のうち、全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式に係るものは、前条第一号又は第二号の規定により組合員等が申し出た次の表の上欄に掲げる割合に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

割合	率
百分の十	法第五百十條第一項の減収量（以下この条において「減収量」という。）の基準収収量に対する割合に九分の十を乗じて得た率から九分の一を差し引いて得た率
百分の二十	減収量の基準収収量に対する割合に四分の二五を乗じて得た率から四分の一を差し引いて得た率
百分の三十	減収量の基準収収量に対する割合に七分の三を乗じて得た率から七分の三を差し引いて得た率
百分の四十	減収量の基準収収量に対する割合に三分の四五を乗じて得た率から三分の二を差し引いて得た率
百分の五十	減収量の基準収収量に対する割合に二を乗じて得た率から一を差し引いて得た率

2 法第五百十條第一項の農林水産省令で定める率のうち、地域インデックス方式に係るものは、統計単位地域ごと（第一号に掲げる率に第二号に掲げる割合を乗じて得た率とする。）
一 前条第三号の規定により組合員等が申し出た前項の表の上欄に掲げる割合に応じ同表の下欄に掲げる率
二 基準収収量に対する、その算定の基礎となつた当該統計単位地域内に存する当該組合員等の樹園地の標準的な収収量の合計の割合（減収量の算定方法）
第三百三十一条 法第五百十條第一項の減収量は、類区分（法第四百十八條第五項の規定により細

区分が定められた類区分にあつては、細区分ごとに、次に掲げるいずれかの方法により算定される数量とする。

一 組合員等ごとに、基準収収量から第八十二条の準則に従い認定されたその年産における収収量を差し引いて算定する方法

二 組合員等ごとに、基準収収量から第八十二条の準則に従い認定されたその年産における収収量にその年産における果実の品質の程度に応じ農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて得た数量を差し引いて算定する方法
三 樹園地ごとに、第八十二条の準則に従い認定されたその年産における当該樹園地の収収量が樹園地別基準収収量（組合員等の樹園地ごとに、次条の農林水産大臣が定める準則に従い組合員等が定める数量をいう。）に達しない場合におけるその差に相当する数量を、組合員等ごとに合計して算定する方法

四 統計単位地域ごとに、イに掲げる数量がロに掲げる数量を下回る場合におけるその差に相当する単位面積当たり数量に、当該統計単位地域内に存する当該組合員等の樹園地の面積を乗じて算定する方法
イ その年産の統計単収に、当該統計単位地域内に存する当該組合員等の樹園地の樹齡構成を考慮して農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えた数量
ロ 基準統計単収に、当該統計単位地域内に存する当該組合員等の樹園地の樹齡構成及び隔年結果の状況を考慮して農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えた数量

（基準収収量の設定方法）
第三百三十二条 法第五百十條第一項の基準収収量は、農林水産大臣が定める準則に従い、標準収収量を基礎とし、隔年結果の状況その他の事情を勘案して定めるものとする。
（共済事故による果実の減収又は品質の低下）
第三百三十三条 法第五百十條第二項の農林水産省令で定める果実の減収又は品質の低下については、第九十八條の規定を準用する。
（生産金額の算定方法）
第三百三十四条 法第五百十條第二項の生産金額は、組合員等ごと及び類区分ごとに、第八十二条の準則に従い認定されたその年産における果実の生産金額とする。

（收穫共済の細区分に係る読替え）

第三百三十五条 法第五百十條第四項の規定により読み替えて適用する同条第一項の農林水産省令で定める金額には、第二百二十九條（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、同条第一号中「法第五百十條第一項の」とあるのは「法第五百十條第四項において読み替えて適用する同条第一項に規定する」と、「以下この款」とあるのは「次号」と、同条第一号及び第二号中「基準収収量」とあるのは「基準収収金額」と、「数量」とあるのは「金額」と読み替えるものとする。

（樹体共済の小損害不填補及び損害の額の算定方法）
第三百三十六条 法第五百十條第五項の農林水産省令で定める金額は、十万円（共済価額の十分の一に相当する金額が十万円に満たないときは、当該相当する金額）とする。

2 法第五百十條第五項の損害の額は、同条第六項の規定により当該樹体共済に係る共済責任期間の開始の時ににおける当該共済事故に係る果樹の価額として組合員等が定める金額（当該共済事故が第四十九條第六項に規定する損傷である場合には、この金額に、当該果樹の当該損傷を受ける直前における樹冠容積のうち当該損傷に係る部分に相当する部分の当該樹冠容積に対する割合を乗じて得た金額）により、算定するものとする。

（收穫共済の共済責任期間の基準）

第三百三十七条 法第五百十一條第一号の農林水産省令で定める基準は、次の各号に掲げる共済目的の種類に応じ、当該各号に定める期間を事業規程等で定めることとする。

一 りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、

かき、くり、うめ、すもも及びキウイフルーツ

花芽の形成期から当該花芽に係る果実の收穫をするに至るまでの期間

二 うんしゅうみかん、いよかん及びびわ

枝の伸長停止期から当該春枝の伸長停止期の属する年の翌年の年産の果実の收穫をするに至るまでの期間

三 なつみかん及びかんきつ類の果樹（いよかんを除く。次項第三号において同じ。）

春枝の伸長停止期から当該春枝の伸長停止期の属する年の翌々年の年産の果実の收穫をするに至るまでの期間

四 パインアップル 夏実の収穫期から当該夏実の収穫期の属する年の翌年の年産の果実の収穫に至るまでの期間

二 前項の規定にかかわらず、事業規程等で定められた場合は、半相殺方式の共済責任期間は、組合員又は共済資格者の申出により、次の各号に掲げる共済目的の種類に応じ、当該各号に定める期間とすることができる。

一 りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、かき、くり、すもも及びキウイフルーツ 発芽期から当該発芽期の属する年の年産の果実の収穫に至るまでの期間

二 うんしゅうみかん、いよかん及びうめ 開花期から当該開花期の属する年の年産の果実の収穫に至るまでの期間

三 なつみかん、かんきつ類の果樹及びびわ 開花期から当該開花期の属する年の翌年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間

前項の申出は、法第百四十七条の規定による申込みと同時にしなければならない。

第五款 畑作物共済

(共済関係を成立させないことを相当とする事由)

第三百三十八条 法第百五十二条第一項の農林水産省令で定める事由は、次に掲げるいずれかの事由とする。

一 共済事故の発生が相当の確実さをもつて見通されること。

二 当該農作物に係る法第百五十三条第一項第一号の基準収穫量若しくは当該蚕繭に係る同号の基準収穫量又は同条第三項の基準生産金額の適正な決定が困難であること。

三 当該農作物又は蚕繭に係る損害の額の適正かつ円滑な認定が困難であること。

四 当該農作物(大豆を除く。)に係る収穫物が未成熟のまま収穫されることその他当該農作物につき通常の肥培管理が行われず、若しくは行われないおそれがあること、農作物の作付けが事業規程等で定める作付基準に適合しないこと又は当該蚕繭につき通常の桑葉の肥培管理若しくは蚕児の飼育管理が行われず、若しくは行われないおそれがあること。

五 当該農作物に係る区分ごとの栽培面積が五アールを下回らず三十アールを超えない範囲内(北海道にあつては、三十アールを下回らず一ヘクタールを超えない範囲内)で事業規程等で定める面積に達しないこと又は当該

蚕繭に係る区分ごとの蚕種の掃立量が〇・二五箱を下回らず二箱を超えない箱数の範囲内で事業規程等で定める箱数に達しないこと。

二 前項第五号の蚕種の掃立量については、第八条第二項の規定を準用する。

(一括加入の区分)

第三百三十九条 組合等は、法第百五十二条第二項の区分を定める場合には、連続して作付けすることによりその生育に重大な支障を及ぼすおそれがある農作物について一の区分とするものとする。

(引受方式)

第四百十条 法第百五十二条第一項の規定による申込みは、農林水産大臣が定めるところにより、次に掲げる共済関係の区分(以下この款において「引受方式」という。)を選択してするものとする。

一 全相殺方式(法第百五十三条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であつて、第百四十九条第一項第一号に掲げる方法により減収量を算定するものをいう。以下この款において同じ。)

二 半相殺方式(法第百五十三条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であつて、第百四十九条第一項第二号に掲げる方法により減収量を算定するものをいう。以下この款において同じ。)

三 地域インデックス方式(法第百五十三条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であつて、第百四十九条第一項第三号に掲げる方法により減収量を算定するものをいう。以下この款において同じ。)

四 災害収入共済方式(法第百五十三条第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする共済関係をいう。以下この条において同じ。)

二 前項の規定により全相殺方式を選択することができる畑作物共済の共済関係は、ばれいしよ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ又は蚕繭に係るものとする。

三 第一項の規定により半相殺方式を選択することができる畑作物共済の共済関係は、大豆、小豆、いんげん又は茶に係るものとする。

四 第一項の規定により地域インデックス方式を選択することができる畑作物共済の共済関係は、ばれいしよ、大豆、小豆、いんげん、てん

菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ又はかぼちゃに係るものとする。

五 第一項の規定により災害収入共済方式を選択することができる畑作物共済の共済関係は、茶に係るものとする。

六 第一項の規定により全相殺方式(蚕繭を除く。)を選択することができる組合員又は共済資格者は、次に掲げる者に限るものとする。

一 区分ごとに、その者が栽培する農作物に係る収穫量のおおむね全量を法第百三十三条第一項の規定による資料の提供につき協力が得られる者に出荷しており、かつ、今後も当該収穫物のおおむね全量を当該資料の提供につき協力が得られる者に出荷することが確実であると見込まれる者

二 区分ごとに、その者が栽培する農作物に係る収穫量がその者の青色申告書及びその関係書類により適正に確認できる者

三 区分ごとに、その者が栽培する大豆、小豆又はいんげんに係る収穫量が、所得税法第百二十条第六項に規定する書類、同法第二百三十二条第一項に規定する帳簿及びこれらの関係書類又は法人税法第七十四条第三項に規定する書類、同法第百五十条の二第一項に規定する帳簿及びこれらの関係書類により適正に確認できる者(この号に掲げる者として、これらの書類に不実の記載をしたことその他の不正な行為をしたことにより、法第百三十四条において準用する保険法第三十条の規定により畑作物共済の共済関係を解除されたことがある者を除く。)

七 第一項の規定により災害収入共済方式を選択することができる組合員又は共済資格者は、次に掲げる者に限るものとする。

一 区分ごとに、その者が栽培する農作物に係る収穫物のおおむね全量を原則として過去五年間において法第百三十三条第一項の規定による資料の提供につき協力が得られる者に出荷しており、かつ、今後も当該収穫物のおおむね全量を当該資料の提供につき協力が得られる者に出荷することが確実であると見込まれる者

二 区分ごとに、その者が栽培する農作物に係る収穫量及び価格がその者の青色申告書及びその関係書類により適正に確認できる者(共済金額の設定に当たり基準収穫量に乗ずる割合)

第四百十一条 法第百五十三条第一項第一号の農林水産省令で定める割合は、一から、第四百十

八条第一項各号の規定により組合員又は共済資格者が申し出た割合を差し引いて得た割合とする。

(災害収入共済方式の共済金額の下限)

第四百十二条 組合員又は共済資格者が法第百五十三条第一項第二号の規定により申し出ることが出来る畑作物共済の共済金額は、同条第三項の基準生産金額の百分の三十に相当する金額を下回らない金額とする。

(基準収穫量等の設定方法)

第四百十三条 法第百五十三条第一項第一号の基準収穫量(以下この款において「基準収穫量」という。及び同号の基準収穫量(以下この款において「基準収穫量」という。))は、農林水産大臣が定める準則に従い、全相殺方式にあつては農業協同組合等の出荷資料等に基づく単位面積当たり収穫量(てん菜及びさとうきびにあつては当該単位面積当たり収穫量に農作物の糖度に応じて農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて得た数量、蚕繭にあつては収穫量)、半相殺方式にあつては耕地ごとの収穫量等に基づく単位面積当たり収穫量、地域インデックス方式にあつては統計単収をそれぞれ基礎として、定めるものとする。

(単位当たり共済金額)

第四百十四条 法第百五十三条第一項第一号の単位当たり共済金額は、区分ごとに、農林水産大臣が定める二以上の金額から、組合員又は共済資格者が申し出た金額とする。

二 共済責任期間の開始後に前項の農林水産大臣が定める二以上の金額が変更された場合については、第九十一条第二項及び第三項の規定を準用する。

(共済限度額の設定に当たり基準生産金額に乗ずる割合)

第四百十五条 法第百五十三条第三項の農林水産省令で定める割合は、百分の八十、百分の七十又は百分の六十の中から組合員又は共済資格者が申し出た割合とする。

(基準生産金額の設定方法)

第四百十六条 法第百五十三条第三項の基準生産金額は、農林水産大臣が定める準則に従い、法第百三十三条第一項に規定する資料又は青色申告書及びその関係書類に基づき算定される組合員又は共済資格者ごとの単位面積当たり生産金額を基礎として定めるものとする。

(共済掛金区分)

第四百七条 法第五十四条第一項の農林水産省令で定める共済関係の区分は、次に掲げる区分とする。

- 一 類区分
- 二 引受方式の別
- 三 第四百五十五条又は次条第一項各号の規定により組合員又は共済資格者が申し出た割合の別

(共済金の支払開始減収量)

第四百八条 法第五十五条第一項の農林水産省令で定める数量は、次の各号に掲げる引受方式に応じ、組合員等ごと（地域インデックス方式にあっては、組合員等ごと及び統計単位地域ごと）に、当該各号に定めるものとする。

- 一 全相殺方式 当該組合員等の基準収穫量（蚕繭にあっては、基準収穫量）に、百分の二十、百分の三十又は百分の四十（ばれいしよ、大豆及びてん菜にあっては、百分の十、百分の二十又は百分の三十）のうち当該組合員等が法第五十二条第一項の規定による申込みの際に申し出た割合を乗じて得た数量
- 二 半相殺方式 当該組合員等の基準収穫量に、百分の三十、百分の四十又は百分の五十（大豆にあっては、百分の二十、百分の三十又は百分の四十）のうち当該組合員等が法第五十二条第一項の規定による申込みの際に申し出た割合を乗じて得た数量
- 三 地域インデックス方式 基準統計単収に当該統計単位地域内に存する当該組合員等の耕地の面積を乗じて得た数量に、百分の十、百分の二十又は百分の三十のうち当該組合員等が法第五十二条第一項の規定による申込みの際に申し出た割合を乗じて得た数量

さとうきびを共済目的とする全相殺方式の共済関係についての法第五十五条第一項の農林水産省令で定める数量は、組合員等の耕地で共済事故により収穫のないもの（次条第二項第一号に掲げる事由の存する耕地（以下「発芽不能耕地」という。）を含む。以下この款において「全損耕地」という。）がある場合であつて、第一号に掲げる数量が第二号に掲げる数量を超えるときは、前項の規定にかかわらず、全損耕地の耕地別基準収穫量（組合員等の耕地ごと）に、第四百四十三条の農林水産大臣が定める準則に従い組合等が定める数量をいう。以下この款において同じ。）の合計に全損耕地を支払開始割合

（前項第一号の組合員等が申し出た割合に応じ、農林水産大臣が定める割合をいう。第一号において同じ。）を乗じて得た数量とする。

- 一 組合員等ごとに、全損耕地減収量（全損耕地の耕地別基準収穫量を基礎とし、発芽不能耕地にあっては実損害を勘案して、農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて算定される数量をいう。次条第三項において同じ。）の合計から、全損耕地の耕地別基準収穫量の合計に全損耕地支払開始割合を乗じて得た数量を差し引いて得た数量
- 二 組合員等ごとに、次条第一項第一号の規定により算定される減収量から、前項第一号の規定により算定される数量を差し引いて得た数量

(減収量の算定方法)

第四百九条 法第五十五条第一項の減収量は、類区分ごとに、次に掲げるいずれかの方法により算定される数量とする。

- 一 組合員等ごとに、基準収穫量（蚕繭にあっては、基準収穫量）から第八十二条の準則に従い認定されたその年産における収穫量（てん菜及びさとうきびにあっては当該収穫量にその年産における当該組合員等の収穫に係る当該農作物の糖度に応じて農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて得た数量、蚕繭にあっては収穫量）を差し引いて算定する方法
- 二 耕地ごとに、第八十二条の準則に従い認定されたその年産における当該耕地の収穫量が耕地別基準収穫量に達しない場合におけるその差に相当する数量を、組合員等ごとに合計して算定する方法
- 三 統計単位地域ごとに、その年産の統計単収が基準統計単収を下回る場合におけるその差に相当する単位面積当たり数量に、当該統計単位地域内に存する当該組合員等の耕地の面積を乗じて算定する方法

次に掲げる事由の存する耕地がある場合（全相殺方式及び半相殺方式に限る。）における法第五十五条第一項の減収量について、前項第一号又は第二号に掲げる方法により算定するときは、同項第一号又は第二号に掲げる方法により算定された数量に、実損害を勘案して農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて算定するものとする。

- 一 第四百五十二条第一号の発芽期又は移植期において共済事故により発芽しなかったこと又は移植できなかったこと。

二 播種又は移植をしたてん菜が風害、凍霜害若しくは獣害により発芽若しくは活着をしなかった場合又は発芽若しくは活着後に風害、凍霜害若しくは獣害により滅失した場合において再び播種又は移植をしたこと。

三 植え付けた夏植えのさとうきび又は株出しのさとうきびが共済事故により発芽しなかった場合その他共済事故により収穫の見込みがない場合において当該夏植えのさとうきび又は株出しのさとうきびと同じ年産の春植えのさとうきびを植えたこと。

四 蚕種が共済事故により掃立不能となったこと。

さとうきびを共済目的とする全相殺方式の共済関係についての法第五十五条第一項の減収量は、全損耕地がある場合であつて、前条第二項第一号に掲げる数量が同項第二号に掲げる数量を超えるときは、第一項の規定にかかわらず、類区分ごとに、全損耕地減収量の合計とする。

（共済事故による農作物の減収又は品質の低下）

第五百十条 法第五十五条第一項の農林水産省令で定める農作物の減収又は品質の低下は、類区分ごとに、農林水産大臣が定める準則に従い認定されたその年産における当該組合員等の農作物に係る収穫量が、過去一定年間に於ける当該組合員等の農作物に係る収穫量を基礎として農林水産大臣が定める準則に従い組合等が定める数量に達しないこととする。

(生産金額の算定方法)

第五百十一条 法第五十五条第二項の生産金額は、組合員等ごと及び類区分ごとに、第八十二条の準則に従い認定されたその年産における農作物の生産金額とする。

(共済責任期間の基準)

第五百十二条 法第五十六条の農林水産省令で定める基準は、次の各号に掲げる共済目的の種類に応じ、当該各号に定める期間を事業規程等で定めることとする。

- 一 茶及び蚕繭以外の共済目的の種類 発芽期（移植をする場合にあつては、移植期）から収穫をするに至るまでの期間
- 二 茶 冬芽の生長停止期から一番茶の収穫をするに至るまでの期間
- 三 蚕繭 桑の発芽期（農林水産大臣が特定の地域及び類区分について桑の発芽期前の日を定めた場合にあつては、当該地域及び類区分

については、その農林水産大臣が定めた日）から収穫をするに至るまでの期間

第六款 園芸施設共済

（共済関係を成立させないことを相当とする事由）

第五百十三条 法第五十七条第二項において読み替えて適用する同条第一項の農林水産省令で定める事由は、次に掲げるいずれかの事由とする。

- 一 共済価額が、第五百九条第一項の規定により申し出た金額以下であること。
- 二 共済事故の発生が相当の確実さをもって見通されること。
- 三 当該特定園芸施設に係る損害の額の適正かつ円滑な認定が困難であること。
- 四 当該特定園芸施設につき通常の管理が行われず、又は行われないおそれがあること。
- 五 当該特定園芸施設が他の損害保険等に付されておき、かつ、組合員又は共済資格者が当該特定園芸施設につき共済関係を成立させない旨の申出をしたこと。
- 六 当該特定園芸施設の経過年数が農林水産大臣が定める年数を超えており、かつ、組合員又は共済資格者が当該特定園芸施設につき共済関係を成立させない旨の申出をしたこと。

(共済責任期間の特例)

第五百十四条 法第五十八条の農林水産省令で定める特別な事由は、次の各号に定める事由とする。

- 一 現に存する共済関係の共済責任期間の終了後引き続き共済責任期間を開始する共済関係であつて、当該現に存する共済関係に係る特定園芸施設を共済目的とするものの申込みがあつたこと（当該共済関係に係る特定園芸施設の施設区分（第五百七条第五号の区分をいう。）が現に存する共済関係に係る特定園芸施設の施設区分と異なる場合を含む。）。
- 二 組合等が組合員等との間に存する園芸施設共済の共済関係に係る共済責任期間の始期又は終期を統一する必要があること。
- 三 組合員等が特定園芸施設を設置する期間が一年未満であること。
- 四 第八十一条第一項第七号イに掲げる異動（共済目的の増築、改築又は構造若しくは材質の変更に限る。）又は同号ニに掲げる異動（施設内農作物の種類の変更に限る。）が生じ

済事故が発生したときに現に当該共済目的のうち損害を生じた部分につき存する利益及び共済事故の発生によつて生じた利益の全部又は一部を差し引くことにより、算定するものとする。

一 特定園芸施設 当該特定園芸施設の価額で当該園芸施設共済の共済価額の算定の基礎となつたもの

二 附帯施設 当該附帯施設の価額で当該園芸施設共済の共済価額の算定の基礎となつたもの

三 施設内農作物 当該施設内農作物の生産費に相当する金額で当該園芸施設共済の共済価額の算定の基礎となつたもの

第二百五十六條第二項第一号に掲げる金額について同項の申出があつた共済関係に係る法第六十一條第一項の損害の額は、次のいずれかの場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される金額に特定園芸施設撤去費用額（共済事故の発生に伴い特定園芸施設を撤去するものに要する費用であつて、農林水産大臣が定めるものの額（その額が同号の金額に当該特定園芸施設の共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を超えるときは、その乗じて得た金額）をいう。以下この項において同じ。）を加えて得た金額とする。

一 特定園芸施設撤去費用額が農林水産大臣が定める金額を超える場合

二 特定園芸施設の共済事故による損害（被覆材の損害を除く。）の割合が農林水産大臣が定める割合を超える場合

三百五十六條第二項第二号に掲げる金額について同項の申出があつた共済関係に係る法第六十一條第一項の損害の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される金額に、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を差し引いて得た金額（その金額が第五百十六條第二項第二号に掲げる金額に特定園芸施設（被覆材を除く。）及び附帯施設（以下この項において「復旧対象施設」という。）の共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を超えるときは、その乗じて得た金額）を加えて得た金額とする。

一 共済事故の発生に伴い復旧対象施設を復旧するのに要する費用

二 復旧対象施設の共済責任期間の開始の時ににおける価額に共済事故による損害の割合を乗じて得た金額

二 節 農業共済責任保険事業

（農作物連合会保険区分）

第六十一條 令第二十一條第一項の農林水産省令で定める区分（以下「農作物連合会保険区分」という。）は、次に掲げる区分とする。

一 共済目的の種類の別

二 第八十七條第一項に規定する引受方式の別

三 第九十二條又は第九十六條第一項各号の規定により組合員又は共済資格者が申し出た割合の別

（果樹連合会保険区分）

第六十二條 令第二十一條第三項の農林水産省令で定める区分（以下「果樹連合会保険区分」という。）は、收穫共済に係る次に掲げる区分及び樹体共済に係る第一号に掲げる区分とする。

一 共済目的の種類の別

二 第九十九條第一項に規定する引受方式の別

三 第三百三十七條第二項の申出の有無の別

（農作物通常責任共済金額）

第六十三條 令第二十二條第一項第一号に規定する農作物通常責任共済金額は、共済掛金区分ごと及び危険段階ごとの共済金額の総額に危険段階別農作物通常標準被害率を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

二 前項の危険段階別農作物通常標準被害率は、農林水産大臣が共済掛金区分ごとに定める農作物通常標準被害率に、危険段階ごとに基準共済掛金率の共済掛金標準率に対する割合を乗じて得た率とする。

（農作物異常責任共済掛金）

第六十四條 令第二十二條第二項第一号に規定する農作物異常責任共済掛金は、共済掛金区分ごと及び危険段階ごとの共済金額の総額に危険段階別農作物保険料基礎率を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

二 前項の危険段階別農作物保険料基礎率は、農作物異常各年被害率を基礎として共済掛金区分ごとに農林水産大臣が定める保険料基礎率に、危険段階ごとに基準共済掛金率の共済掛金標準率に対する割合を乗じて得た率とする。

（家畜共済に係る保険金額の特例）

第六十五條 令第二十三條第一項の農林水産省令で定める基準は、百分の七十を事業規程で定めることとする。

診療その他の行為によつて組合員等が負担すべき費用のうち法第四十四條第二項第二号に規定する診療技術料等以外のものの内容に於ては農林水産大臣が定める点数によつて共済事故ごとに計算される総点数を第六十七條第一項の農林水産大臣が定める一点の価額に乘じて得た金額の百分の九十に相当する金額（その金額が組合員等が支払うべき共済金の額を超えるときは、当該共済金の額）とする。

（果樹通常責任共済金額）

第六十七條 令第二十四條第一項第一号に規定する果樹通常責任共済金額は、共済掛金区分ごと及び危険段階ごとの共済金額の総額に危険段階別果樹通常標準被害率を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

二 前項の危険段階別果樹通常標準被害率は、農林水産大臣が共済掛金区分ごとに定める果樹通常標準被害率に、危険段階ごとに基準共済掛金率の共済掛金標準率に対する割合を乗じて得た率とする。

（果樹異常責任共済掛金）

第六十八條 令第二十四條第二項第一号に規定する果樹異常責任共済掛金は、共済掛金区分ごと及び危険段階ごとの共済金額の総額に危険段階別果樹保険料基礎率を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

二 前項の危険段階別果樹保険料基礎率は、果樹異常各年被害率を基礎として共済掛金区分ごとに農林水産大臣が定める保険料基礎率に、危険段階ごとに基準共済掛金率の共済掛金標準率に対する割合を乗じて得た率とする。

（畑作物共済又は園芸施設共済に係る保険金額の特例）

第六十九條 令第二十五條第一項の農林水産省令で定める基準は、百分の八十を事業規程で定めることとする。

（保険金額の削減の要件）

第七十條 令第二十七條の農林水産省令で定める要件は、事業勘定区分ごとに、当該事業勘定区分に係る不足金填補準備金及び特別積立金の金額の合計金額を保険金の支払に充ててもなお不足する場合であることとする。

（共済関係に関する通知）

第七十一條 法第六十八條第一項（法第七十四條において準用する場合を含む。）の規定による通知は、事業規程で定める事項について、農作物共済、果樹共済及び畑作物共済にあつては毎年共済責任期間の開始後遅滞なく、家畜共済、園芸施設共済及び任意共済（法第七十三條各号に掲げる事業を含む。）にあつては毎月するものとする。

（組合等の保険料の納付）

第七十二條 組合等は、当該組合等がその属する都道府県連合会に支払うべき保険料（農作物共済、果樹共済及び畑作物共済にあつては、負担金交付区分ごとの保険料）の合計金額が組合等別国庫負担金を超えるときは、その超える部分の金額を当該都道府県連合会に支払うものとする。

（事務費の賦課）

第七十三條 農業共済組合連合会が令第二十八條において準用する令第十八條第一項前段の行政庁の承認を受けようとするときは、第七十七條第一項の規定を準用する。

二 農業共済組合連合会が令第二十八條において準用する令第十八條第一項後段の規定による行政庁の承認を受けようとするときは、第七十七條第二項の規定を準用する。

三 令第二十八條において準用する令第十八條第三項の規定による都道府県連合会の報告には、第七十八條第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「報告書に事業予定計画及び収入支出の概算を記載した書面を添付し、その」とあるのは「報告書」と、「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と読み替へるものとする。

（損害の額の認定の基準）

第七十四條 法第七十二條及び第七十四條において準用する法第三十一條第一項の農林水産省令で定める基準には、第八十二條の規定を準用する。

第四章 農業経営収入保険事業

（青色申告書等の提出期間等）

第七十五條 法第七十六條第一項第一号の農林水産省令で定める期間は、保険期間の開始の日の属する年の前年までの五年間とする。ただし、第四項ただし書の規定により百分の九十に満たない割合を上限とする割合のうちから申し出ることとなる者にあつては、同項の表の上欄に掲げる保険期間の開始の日の属する年の前年までの期間とする。

二 法第七十六條第一項第二号の農林水産省令で定める期間は、保険期間の開始の日の属する事業年度の前事業年度までの五年間とする。こ

二 法第七十六條第一項第二号の農林水産省令で定める期間は、保険期間の開始の日の属する事業年度の前事業年度までの五年間とする。こ

二 法第七十六條第一項第二号の農林水産省令で定める期間は、保険期間の開始の日の属する事業年度の前事業年度までの五年間とする。こ

二 法第七十六條第一項第二号の農林水産省令で定める期間は、保険期間の開始の日の属する事業年度の前事業年度までの五年間とする。こ

二 法第七十六條第一項第二号の農林水産省令で定める期間は、保険期間の開始の日の属する事業年度の前事業年度までの五年間とする。こ

二 法第七十六條第一項第二号の農林水産省令で定める期間は、保険期間の開始の日の属する事業年度の前事業年度までの五年間とする。こ

二 法第七十六條第一項第二号の農林水産省令で定める期間は、保険期間の開始の日の属する事業年度の前事業年度までの五年間とする。こ

二 法第七十六條第一項第二号の農林水産省令で定める期間は、保険期間の開始の日の属する事業年度の前事業年度までの五年間とする。こ

二 法第七十六條第一項第二号の農林水産省令で定める期間は、保険期間の開始の日の属する事業年度の前事業年度までの五年間とする。こ

二 法第七十六條第一項第二号の農林水産省令で定める期間は、保険期間の開始の日の属する事業年度の前事業年度までの五年間とする。こ

二 法第七十六條第一項第二号の農林水産省令で定める期間は、保険期間の開始の日の属する事業年度の前事業年度までの五年間とする。こ

二 法第七十六條第一項第二号の農林水産省令で定める期間は、保険期間の開始の日の属する事業年度の前事業年度までの五年間とする。こ

二 法第七十六條第一項第二号の農林水産省令で定める期間は、保険期間の開始の日の属する事業年度の前事業年度までの五年間とする。こ

二 法第七十六條第一項第二号の農林水産省令で定める期間は、保険期間の開始の日の属する事業年度の前事業年度までの五年間とする。こ

の場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 保険期間の開始の日の前日までに農業経営の全部又は一部について承継又は譲渡があつた場合には、承継人又は譲受人は、農林水産大臣が定めるところにより被承継人又は譲渡人が青色申告書を提出した期間を前二項又は次項ただし書に規定する期間に含めることができる。

4 法第七十九条第二項の農林水産省令で定める割合は、百分の九十、百分の八十八、百分の八十五、百分の八十三、百分の八十、百分の七十八、百分の七十五、百分の七十、百分の六十五、百分の六十、百分の五十五又は百分の五十のうち保険資格者が申し出したものとする。ただし、青色申告書を提出する期間が保険期間の開始の日の属する年の前年（法人にあつては、保険期間の開始の日の属する事業年度の前事業年度。以下同じ。）までの五年間に満たない保険資格者にあつては、保険期間の開始の日の属する年の前年までの次の表の上欄に掲げる期間に応じ、同表の下欄に掲げる割合のうち当該保険資格者が申し出した割合とする。

期間割合	四年	三年	二年	一年
百分の八十八、百分の八十五、百分の八十三、百分の八十、百分の七十八、百分の七十五、百分の七十、百分の六十、百分の五十五又は百分の五十	百分の八十八、百分の八十五、百分の八十三、百分の八十、百分の七十八、百分の七十五、百分の七十、百分の六十、百分の五十五又は百分の五十	百分の八十八、百分の八十五、百分の八十三、百分の八十、百分の七十八、百分の七十五、百分の七十、百分の六十、百分の五十五又は百分の五十	百分の八十、百分の七十八、百分の七十五、百分の七十、百分の六十五、百分の六十、百分の五十五又は百分の五十	百分の七十五、百分の七十、百分の六十五、百分の六十、百分の五十五又は百分の五十

5 第一項、第三項又は前項ただし書の期間には、所得税法第六十七条の規定の適用を受けている年以前の期間を含めないものとする。

6 第二項、第三項又は第四項ただし書の期間には、一年に満たない事業年度の期間（新たに事業を開始した事業年度の期間を除く。）及び一年を超える事業年度のうちその開始の日から一年を経過した日以後の期間を含めないものとする。

7 第三項の場合における承継又は譲渡に係る被承継人又は譲渡人の事業年度の期間と、当該承

継又は譲渡の日を開始する承継人又は譲受人の事業年度の期間との合計が一年間であるときは、前項の規定の適用については、承継人又は譲受人の当該事業年度の期間は、一年間であるものとみなす。

8 次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める年又は年度の期間を第一項から第三項まで又は第四項ただし書の期間に含めないことができる。

一 新たに事業を開始した年の農業収入金額が零円の時又は新たに事業を開始した年のうち事業に従事した期間が一年に満たないとき

二 法人の場合にあつては、新たに事業を開始した事業年度の農業収入金額が零円の時又は新たに事業を開始した事業年度の期間が一年に満たないとき

9 保険資格者は、第百八十七条第一項の規定により算定される保険期間中の農業収入金額が第四項の規定により保険資格者が申し出した次の表の上欄に掲げる割合の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額のうち保険資格者が選択した金額を下回る場合は、その選択した金額を保険期間中の農業収入金額とする旨の申出をすることができる。

申し出した割合	金額
百分の九十、百分の八十八、百分の八十五、百分の八十、百分の七十八、百分の七十五又は百分の七十	基準収入金額に百分の七十又は百分の六十又は百分の五十を乗じて得た金額
百分の七十又は百分の六十又は百分の五十	基準収入金額に百分の六十又は百分の五十を乗じて得た金額

（農業の経営管理の合理化を図る上で必要な措置を講じている者の基準）

第百七十六条 法第七十六条第一項第一号及び第二号の農林水産省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 保険期間の開始の日の属する年の前年及び保険期間に係る青色申告書を提出し、かつ、これらの期間において、所得税法第六十七条の規定の適用を受けていないこと。

二 帳簿書類を備え付けてこれに取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存していること。

三 事業規程で定めるところにより、農産物等の種類及び栽培面積並びに農業収入その他の事項についての農業経営に関する計画（以下「農業経営に関する計画」という。）を作成していること。

（農業経営収入保険の保険期間において加入できる共済事業）

第百七十七条 法第七十六条第二項の農林水産省令で定める共済事業は、次に掲げる事業とする。

一 農作物共済、収穫共済及び畑作物共済（共済責任期間が当該保険期間中に終了するものを除く。）

二 死亡廃用共済のうち第百一条第一項第一号、第二号、第三号（同号に掲げる包括共済家畜区分の家畜について、第百八十三条に規定する期間において当該家畜として販売したことがなく、かつ、保険期間において当該家畜として販売しない者が飼養するものに限る。）第四号、第五号、第七号若しくは第八号に掲げる包括共済家畜区分の家畜 種雄牛又は種雌馬を共済目的とするもの

三 疾病傷害共済

四 樹体共済

五 園芸施設共済（施設内農作物を共済目的とする場合であつて、当該保険期間が施設内農作物の栽培期間と重複するものを除く。）

（農業収入の減少について補填を行う事業）

第百七十八条 法第七十六条第二項の農林水産省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三十三号）第十条第一項の生産者補給金（価格差補給金に限る。）を交付する事業及び野菜生産出荷安定法施行規則（昭和四十一年農林省令第三十六号）第九条第一項第一号の補給金（価格差補給金に限る。）を交付する事業（これらの事業に係る交付金の対象とする期間が当該保険期間と重複している場合に限る。）

二 独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第一条第十三号に掲げる事業（事業に係る補填金の対象とする期間が当該保険期間と重複している場合に限る。）

三 担い手経営安定法第四条第一項の交付金を交付する事業（事業に係る交付金の対象とする農産物の収穫期が当該保険期間と重複している場合に限る。）

四 産地活性化総合対策事業推進費補助金（いぐさ・畳表農家経営所得安定化対策事業に限る。）（事業に係る助成金の対象とする期間が当該保険期間と重複している場合に限る。）

（保険関係の成立についての申込み）

第百七十九条 保険資格者は、法第七十七条第一項の規定による申込みをするときは、保険期間の開始前事業規程で定める日までに、申込書に次に掲げる書類（第四号に掲げる書類にあつては、青色申告書を提出する期間が保険期間の開始の日の属する年の前年のみである者に限る。）を添付して全国連合会に提出しなければならない。ただし、第一号及び第三号に掲げる書類のうち保険期間の開始の日の属する年の前年のものであつては確定申告をした後、遅滞なく、提出しなければならない。

一 過去における農業収入金額（保険期間の開始の日の属する年の前年における農業収入金額を含む。）に関する書類

二 農業経営に関する計画に関する書類

三 青色申告書（青色申告決算書を含む。）の写し

四 保険資格者の青色申告の承認の通知（所得税法第百四十六条又は法人税法第百二十四条の規定に基づき税務署長が承認の処分をする旨を通知する書面をいう。）の写し

2 保険資格者は、法第七十七条第一項の規定による申込みにより成立した保険関係に係る保険期間の満了日の翌日以降に保険期間を開始する保険関係の全てについて、それぞれの保険期間の開始前事業規程で定める日までに、同項の規定による申込みをしない旨の申出がないときに当該申込みがあつたものとする特約をすることができる。

3 前項の特約をした保険資格者にあつては、第一項の規定にかかわらず、それぞれの保険期間に係る同項第二号に掲げる書類を、当該保険期間において確定申告をした後、遅滞なく、提出しなければならない。ただし、当該確定申告をするまでに保険事故が発生した場合にあつては、法第百八十七条において準用する法第百三十条（第一号を除く。）の規定による通知と同時に当該書類を提出しなければならない。

4 第一項及び前項の規定により提出すべきものは、電磁的記録をもって提供することができる。

（保険関係の成立に係る承諾義務の例外）
第百八十条 法第百七十七条第二項の農林水産省令で定める正当な理由は、次に掲げるものとする。

- 一 保険法第三十条の規定により農業経営収入保険の保険関係を解除されたことがある者であること。
- 二 保険事故の発生が相当の確実さをもって見通されること。
- 三 基準収入金額の適正な設定が困難であること。

四 保険事故の発生の適正かつ円滑な確認が困難であることが見込まれること。

五 通常の肥培管理若しくは飼養管理が行われず、又は行われないおそれがあること。

六 前各号に掲げるもののほか、保険関係を成立させるとすれば、農業経営収入保険事業の本質に照らし著しく衡平を欠くこととなり、農業経営収入保険事業の適正な運営を確保することができなくなるおそれがあるため保険関係を成立させないことを相当とする事由があること。

（保険料の支払期限）

第百八十一条 法第百七十八条の農林水産省令で定める保険料の支払期限は、次項の規定により支払う場合を除き、保険期間の開始の日の前日とする。ただし、事業規程で別段の定めをしたときは、この限りでない。

2 保険料を事業規程で定めるところにより分割して支払う場合における法第百七十八条の農林水産省令で定める保険料の支払期限は、第一回の支払にあつては前項の規定による支払期限とし、最後の支払にあつては保険期間の開始の日から起算して八月を経過する日とする。ただし、事業規程で別段の定めをしたときは、この限りでない。

（保険金額）

第百八十二条 法第百七十九条第一項の保険金額は、同項の保険限度額に百分の九十、百分の八十、百分の七十、百分の六十又は百分の五十のうち保険資格者が申し出た割合を乗じて得た金額とする。

（基準収入金額の算定の基礎とする農業収入金額に係る期間）

第百八十三条 法第百七十九条第三項の農林水産省令で定める期間は、次のとおりとする。
 一 個人にあつては、保険期間の開始の日の属する年の前年までの五年間（保険期間の開始

の日の属する年の前年までの青色申告書を提出した期間が五年間に満たない者にあつては、保険期間の開始の日の属する年の前年までの当該期間）

二 法人にあつては、保険期間の開始の日の属する年の前年までの五年間（保険期間の開始の日の属する年の前年までの青色申告書を提出した期間が五年間に満たない者にあつては、保険期間の開始の日の属する年の前年までの当該期間）

2 前項第一号に掲げる期間については第百七十五条第三項、第五項及び第八項の規定を、前項第二号に掲げる期間については同条第三項及び第六項から第八項までの規定を準用する。

（基準収入金額の設定方法）

第百八十四条 全国連合会は、法第百七十九条第三項の規定により基準収入金額を定める場合は、農林水産大臣が定める準則に従い、保険資格者の前条第一項に規定する期間における農業収入金額の平均額（青色申告書を提出した期間が保険期間の開始の日の属する年の前年のみであるときは、当該前年における農業収入金額、次項及び第三項において同じ。）に相当する金額を基準収入金額として定めるものとする。

2 全国連合会は、前項の準則に従い、第百七十九条第一項第二号に掲げる書類に基づいて算定される保険期間中に見込まれる農業収入金額が前項の平均額を下回る場合は、同項の規定にかかわらず、当該保険期間中に見込まれる農業収入金額に相当する金額を基準収入金額として定めるものとする。

3 全国連合会は、第一項の準則に従い、保険期間において経営面積の拡大が見込まれることその他の事由がある場合は、前二項の規定にかかわらず、前項の保険期間中に見込まれる農業収入金額に相当する金額を上限として、第一項の平均額に一定の調整を加えて得た金額を基準収入金額として定めるものとする。

4 第百七十五条第三項に規定する場合には、第一項の準則に従い、被承継人又は譲渡人の前条第一項に規定する期間における農業収入金額を第一項の農業収入金額に含めることができる。

5 前条第一項に規定する期間のいずれかの年（法人にあつては、事業年度。以下この項において同じ。）において風水害、干害、冷害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害により保険資格者の対象農産物等が

甚大な被害を受けた場合には、第一項の準則に従い、当該年における農業収入金額に一定の調整を加えて得た金額を当該年における第一項の農業収入金額とすることができる。

（農産物に簡易な加工を施したもの）

第百八十五条 法第百七十九条第四項の農産物に簡易な加工を施したものとして農林水産省令で定めるものは、保険資格者が自ら生産した農産物に簡易な加工を施したものとする。

（対象農産物等から除外するもの）

第百八十六条 法第百七十九条第四項の農林水産省令で定める対象農産物等から除外するものは、次に掲げるものとする。

一 他の農業者が生産したもの又は当該保険資格者が肥培管理若しくは飼養管理を行っていないもの

二 次に掲げる家畜又は畜産物
 イ 肉用牛（畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第三条第一項第一号に規定する積立金の対象とすることができる肉用牛（同項に規定する交付金の交付の対象でない者が飼養するものを含む。）に限る。）
 ロ 肉用子牛（肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第二条に規定する肉用子牛のうち、肉用子牛生産安定等特別措置法施行令（昭和六十三年政令第三百四十七号）第九条に規定する月齢に達したものをいう。）

ハ 肉豚（畜産経営の安定に関する法律第三条第一項第一号に規定する積立金の対象とすることができる肉豚（同項に規定する交付金の交付の対象でない者が飼養するものを含む。）に限る。）
 ニ 鶏卵

三 前号に掲げるもののほか、同号イに掲げる肉用牛又は同号ロに掲げる肉用子牛につき死亡廃用共済の共済関係の存する者にあつては第百一条第一項第四号に掲げる包括共済家畜区分の家畜、前号ハに掲げる肉豚につき死亡廃用共済の共済関係の存する者にあつては同項第八号に掲げる包括共済家畜区分の家畜（農業収入金額の算定方法）

第百八十七条 法第百七十九条第三項の農業収入金額は、農林水産大臣が定める準則に従い、対象農産物等の販売金額、事業用消費の金額及び保険期間の期末において有する棚卸高の合計金

額から保険期間の期首において有する棚卸高を控除した金額とする。

2 前項の規定により農業収入金額を算定する場合には、次に掲げるものを対象農産物等の販売金額に含めるものとする。

一 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第十九条第一項の交付金

二 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第三十三条第一項の交付金

三 畜産経営の安定に関する法律第四号各号の生産者補給交付金又は生産者補給金及び同法第十四条の集送乳調整金

四 担い手経営安定法第三条第一項第二号の交付金の金額に同条第四項の調整額を加えて得た金額

3 法第百八十一条の被保険者の保険期間中の農業収入金額は、第一項の規定にかかわらず、第百九十九条の準則に従い、第百七十五条第九項の申出に係る調整その他一定の調整を加えて算定するものとする。

（保険限度額及び保険金額の変更事由）

第百八十八条 法第百七十九条第五項の農林水産省令で定める事由は、被保険者の生産に係る対象農産物等の栽培面積の変更、法第百八十四条第一項の規定による承継又は譲渡その他の事情により基準収入金額を変更する必要があることとする。

（保険限度額及び保険金額の変更方法）

第百八十九条 前条の事由が生じることが見込まれるとき又は生じたときは、被保険者は、事業規程で定めるところにより、全国連合会にその旨を申し出るものとする。

2 前項の規定による申出により全国連合会が基準収入金額を変更したときは、法第百七十九条第五項の規定による変更後の保険限度額は、当該変更後の基準収入金額に第百七十五条第四項の規定により当該被保険者が申し出た割合を乗じて得た金額とし、法第百七十九条第五項の規定による変更後の保険金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額までの範囲内において被保険者が申し出た金額とする。

一 変更後の保険限度額に、変更前における保険金額の保険限度額に対する割合を乗じて得た金額

二 変更前の保険金額

3 前項の規定により保険金額が増額された場合は、被保険者は、第一項の規定による申出をし

た日から一月以内に、増加する保険金額に対する保険料を支払うものとする。ただし、第八十一条第二項の規定により支払をする者にあつては、事業規程で定めるところにより支払うものとする。

4 第二項の規定により保険金額が減額された場合は、全国連合会は、事業規程で定めるところにより、減少する保険金額に対する保険料を被保険者に返還するものとする。

(特約)

第九十条 保険資格者は、法第八十二条第一項の規定により特約をするに当たっては、法第七十七条第一項の規定による申込みと同時にしなければならぬ。

(積立金の基準)

第九十一条 法第八十二条第二項の農林水産省令で定める基準は、補填対象金額の四分の一に相当する金額が、次の各号に掲げる場合に同じ当該各号に定める日までに全国連合会に納付され、かつ、その日から特約補填金の支払を受けるまでの間において取り崩されていないこととする。ただし、やむを得ない事由により、被保険者が当該金額をその日までに全国連合会に納付できない場合は、この限りでない。

一 新たに特約をする場合（積立金を分割して納付するときを除く。） 保険期間の開始の日の前日

二 新たに特約をする場合（積立金を分割して納付するときに限る。） 次に掲げる日

イ 第一回の支払にあつては、保険期間の開始の日の前日

ロ 最後の支払にあつては、保険期間の開始の日から起算して八月を経過する日

三 法第八十二条第一項の特約をした保険関係の保険期間の満了の日の翌日にその保険期間が開始する保険関係において当該特約をする場合 保険期間の開始の日から起算して八月を経過する日

(基準補填金額)

第九十二条 法第八十二条第三項第二号の農林水産省令で定める割合は、百分の十又は百分の五のうち保険資格者が申し出た割合とする。ただし、当該割合に第七十五条第四項の規定により申し出た割合を加えて得た割合が、次の表の上欄に掲げる保険資格者の青色申告書を提出する期間に応じ、同表の下欄に掲げる割合を超えてはならない。

期間	割合
五年間	百分の九十
四年間	百分の八十八
三年間	百分の八十五
二年間	百分の八十
一年間	百分の七十五

(補填対象金額)

第九十三条 法第八十二条第四項の補填対象金額は、基準補填金額に百分の九十、百分の八十、百分の七十、百分の六十、百分の五十、百分の四十、百分の三十、百分の二十又は百分の十のうち保険資格者が申し出た割合を乗じて得た金額とする。

2 前項の割合は、第八十二条の規定により当該保険資格者が申し出た割合を超えてはならない。

(基準補填金額及び補填対象金額の変更方法)

第九十四条 基準補填金額及び補填対象金額の変更については、第八十九条第二項から第四項までの規定を準用する。この場合において、同条第二項中「第七十五条第四項」とあるのは「第九十二条」と、同条第三項中「第八十一条第二項の規定により支払をする者」とあるのは「第九十一条第二号又は第三号に掲げる場合」と読み替えるものとする。

(保険期間の基準)

第九十五条 法第八十三条の農林水産省令で定める基準は、個人にあつては毎年一月から十二月までの一年間、法人にあつてはその事業年度を基礎とする一年間となるよう保険期間を定めることとする。

(農業経営の全部譲渡)

第九十六条 法第八十四条第一項後段の農林水産省令で定める方法は、当該農業経営収入保険の保険関係に係る農業経営の全部を一体とした譲渡しに関する契約の内容を書面により明らかにすることとする。

(被保険者の遵守すべき事項)

第九十七条 法第八十五条の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 農作業について記録した日誌、事業用消費について記録した帳簿及び対象農産物等の販売について記録した帳簿を備え付けて、これらに農作業の状況その他の農業経営に関する事項を記録し、かつ、これらを保存していること。

二 農業経営に関する計画につき、生産する対象農産物等の種類の変更その他の変更が生じた場合（保険期間に係るものに限る。）には、全国連合会に通知すること。

三 第八十三条第一項各号に規定する期間における青色申告書（青色申告決算書を含む）の内容について変更が生じた場合には、全国連合会に通知すること。

四 全国連合会による調査及び必要な資料の提供に協力すること。

(重要な事実又は事項)

第九十八条 法第八十六条第一号の農林水産省令で定める重要な事実又は事項は、次に掲げる事項とする。

一 申込みの時に既に災害による被害を受けた対象農産物等があることその他保険期間における農業収入金額が過去における農業収入金額を下回ることが見込まれる事由がある場合にあつては、その事由

二 所得税又は法人税の申告方法に変更があること。

三 第七十九条第一項及び第三項の規定により提出した書類（その提出に代えて電磁的記録を提供する場合における当該電磁的記録を含む。）の記載事項又は記録事項のうち、次に掲げる事項

イ 過去における農業収入金額に関する事項のうち対象農産物等の種類、保険期間の期首及び期末において有する棚卸高、販売金額、事業用消費の金額並びに経営面積

ロ 農業経営に関する計画に関する事項のうち、次に掲げる事項（保険期間に係るものに限る。）

(1) 対象農産物等の種類、当該種類ごとの栽培面積又は飼養頭羽数その他の事業の規模、栽培又は飼養の時期及び経営面積

(2) 対象農産物等の種類ごとの保険期間の期首及び期末において有する棚卸高、収穫量又は出荷頭羽数、販売金額、事業用消費の金額並びにこれらの金額の算定の基礎となる事項

ハ 青色申告書を提出した実績に関する事項

(損害の額の認定の基準)

第九十九条 法第八十七条において準用する法第三十一条第一項の農林水産省令で定める基準は、損害の額の認定が農林水産大臣の定める準則に従って行われていることとする。

(事務費の負担の承認申請手続)

第二百条 全国連合会が令第二十九条において準用する令第十八条第一項前段の行政庁の承認を

受けようとするときには、第七十七条第一項の規定を準用する。

2 全国連合会が令第二十九条において準用する令第十八条第一項後段の行政庁の承認を受けようとするときには、第七十七条第二項の規定を準用する。

(委託することができる業務)

第二百一条

法第八十八条第一項の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 農業経営収入保険（法第八十二条第一項の特約を含む。）の引受けに係る業務（保険関係の成立についての申込みの承諾の決定に係るものを除く。）

二 保険金又は特約補填金の支払に係る業務（保険金又は特約補填金の額の決定に係るものを除く。）

三 法第八十二条第一項第一号の積立金の受領に係る業務

四 事務費の徴収に係る業務

五 農業経営収入保険事業の実施に必要な調査に係る業務

六 保険事故の発生の防止に係る業務（業務を委託することができる金融機関）

第二百二条 法第八十八条第一項第二号の農林水産省令で定める金融機関は、次のとおりとする。

一 銀行法第二条第一項に規定する銀行

二 信用金庫及び信用金庫連合会

三 信用協同組合及び信用協同組合連合会

四 労働金庫及び労働金庫連合会

五 農林中央金庫

六 損害保険会社

(業務を委託することができる法人)

第二百二条の二 法第八十八条第一項第三号の農林水産省令で定める法人は、農業経営収入保険事業に係る業務のうち、保険料の徴収に係るもの、資金の貸付けに係るもの（貸付けの決定を除く。）及び第二百一条各号に掲げる業務の全部又は一部について、その業務を適正かつ円滑に遂行し得る能力のある者とする。

第五章 政府の再保険事業等

第一節 農業共済責任保険事業に係る再保険事業

(農作物再保険区分)

第二百三条 令第三十条第一項の農林水産省令で定める区分（第二百九条第一項において「農作物再保険区分」という。）は、全ての共済目的

の種類に係る第一号に掲げる共済関係及び共済目的の種類ごとの第二号に掲げる共済関係の別とする。

一 法第三十六條第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係

二 法第三十六條第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする共済関係
(果樹再保険区分)

第二百四條 令第三十條第三項の農林水産省令で定める区分(第二百十二條において「果樹再保険区分」という。)は、全ての共済目的の種類に係る第一号に掲げる共済関係及び共済目的の種類ごとの第二号に掲げる共済関係の別とする。

一 法第四十八條第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする收穫共済の共済関係及び樹体共済の共済関係

二 法第四十八條第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする收穫共済の共済関係
(畑作物再保険区分)

第二百五條 令第三十條第四項の農林水産省令で定める区分(第二百十六條第一項において「畑作物再保険区分」という。)は、全ての共済目的の種類に係る第一号に掲げる共済関係及び共済目的の種類ごとの第二号に掲げる共済関係の別とする。

一 法第五十三條第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係

二 法第五十三條第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする共済関係
(園芸施設基準率)

第二百六條 令第三十條第五項の農林水産省令で定める率は、百分の三十とする。

第二百七條 令第三十一條第一項に規定する農作物異常責任保険金額は、共済掛金区分ごと及び危険段階ごとの共済金額の総額に危険段階別農作物異常標準被害率を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

2 前項の危険段階別農作物異常標準被害率は、農作物異常各年被害率を基礎として共済掛金区分ごとに農林水産大臣が定める農作物異常標準被害率に、危険段階ごとに基準共済掛金率の共済掛金標準率に対する割合を乗じて得た率とする。

第二百八條 令第三十一條第二項の農林水産省令で定めるところにより算定される金額は、共済

掛金区分ごと及び危険段階ごとの共済金額の総額に危険段階別農作物再保険料基礎率を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

2 前項の危険段階別農作物再保険料基礎率は、農作物異常標準被害率を超える農作物異常各年被害率のその超える部分の率を基礎として共済掛金区分ごとに農林水産大臣が定める再保険料基礎率に、危険段階ごとに基準共済掛金率の共済掛金標準率に対する割合を乗じて得た率とする。

第二百九條 令第三十一條第三項ただし書の農林水産省令で定める農作物再保険区分は、共済目的の種類ごとの第二十三條第二号に掲げる共済関係に係るものとする。

2 令第三十一條第三項ただし書の規定による再保険金の限度額は、共済目的の種類ごとに、全ての都道府県連合会に係る再保険金額及び全ての特定組合等に係る保険金額の合計金額並びに全ての都道府県連合会に係る同項本文の規定により算定された金額及び全ての特定組合等に係る令第三十七條第三項本文の規定により算定された金額の合計金額を勘案して、農林水産大臣が定めるところにより算定するものとする。

第二百十條 令第三十二條第一項に規定する家畜通常責任保険金額は、次に掲げる家畜共済に係る共済関係の区分(以下「家畜共済区分」という。)ごと及び危険段階ごとの経過総保険金額に危険段階別家畜通常標準被害率を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

一 共済掛金区分
二 令第三十七條第一項の規定による申出により共済事故としない事故の別
三 次に掲げる共済関係の別

イ 都道府県連合会の保険関係のうち令第二十三條第三項第二号イに掲げる金額を保険金とするものに係る共済関係及び令第三十八條第三項の規定により特定組合等が指定をしない共済関係

ロ 都道府県連合会の保険関係のうち令第二十三條第三項第二号ロに掲げる金額を保険金とするものに係る共済関係及び令第三十八條第三項の規定により特定組合等が指定をする共済関係

2 前項の「経過総保険金額」とは、保険金額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める

率を乗じて得た金額を、都道府県連合会の事業年度ごとに合計して得た金額をいう。

一 当該保険金額に対応する共済掛金期間が、当該事業年度の前事業年度に開始し、当該事業年度に満了する場合 次の表の上欄に掲げる共済掛金期間の満了の月につき、それぞれ同表の下欄に掲げる率

共済掛金期間の満了の月		率
四月		二十四分の一
五月		二十四分の三
六月		二十四分の五
七月		二十四分の七
八月		二十四分の九
九月		二十四分の十一
十月		二十四分の十三
十一月		二十四分の十五
十二月		二十四分の十七
一月		二十四分の十九
二月		二十四分の二十一
三月		二十四分の二十三

二 当該保険金額に対応する共済掛金期間が、当該事業年度に開始し、当該事業年度の翌事業年度に満了する場合 次の表の上欄に掲げる共済掛金期間の開始の月につき、それぞれ同表の下欄に掲げる率

共済掛金期間の開始の月		率
四月		二十四分の二十三
五月		二十四分の二十一
六月		二十四分の十九
七月		二十四分の十七
八月		二十四分の十五
九月		二十四分の十三
十月		二十四分の十一
十一月		二十四分の九
十二月		二十四分の七
一月		二十四分の五
二月		二十四分の三
三月		二十四分の一

三 当該保険金額に対応する共済掛金期間が、当該事業年度に開始し、当該事業年度に満了する場合 当該共済掛金期間の月数に二を乗じ二十四で除した率
前項の規定の適用については、共済掛金期間とは、その始期の属する月の十六日に開始するものとみなす。

4 第一項の危険段階別家畜通常標準被害率は、農林水産大臣が家畜共済区分ごとに定める家畜通常標準被害率に、危険段階ごとに基準共済掛金率の共済掛金標準率に対する割合を乗じて得た率とする。

第二百一十條 令第三十二條第二項の農林水産省令で定めるところにより算定される金額は、家畜共済区分ごと及び危険段階ごとの前条第二項に規定する経過総保険金額に危険段階別家畜再保険料基礎率を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

2 前項の危険段階別家畜再保険料基礎率は、家畜異常各年被害率を基礎として家畜共済区分ごとに農林水産大臣が定める再保険料基礎率に、危険段階ごとに基準共済掛金率の共済掛金標準率に対する割合を乗じて得た率とする。

第二百一十二條 令第三十三條第二項の農林水産省令で定めるところにより算定される金額は、果樹再保険区分ごとに、果樹連合会保険区分ごとの果樹異常責任共済掛金の総額に農林水産大臣が定める係数を乗じて得た金額とする。

第二百一十三條 令第三十三條第三項ただし書の農林水産省令で定める果樹再保険区分は、共済目的の種類ごとの第二百四條第二号に掲げる共済関係に係るものとする。

2 令第三十三條第三項ただし書の規定による再保険金の限度額には、第二百九條第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「同項本文」とあるのは「令第三十三條第三項本文」と、「令第三十七條第三項本文」とあるのは「令第三十九條第三項本文」と読み替えるものとする。

第二百一十四條 令第三十四條第一項に規定する畑作物通常責任保険金額は、共済掛金区分ごと及び危険段階ごとの保険金額の総額に危険段階別畑作物通常標準被害率を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

2 前項の危険段階別畑作物通常標準被害率は、畑作物各年被害率を基礎として共済掛金区分ごとに農林水産大臣が定める畑作物通常標準被害率に、危険段階ごとに基準共済掛金率の共済掛金標準率に対する割合を乗じて得た率とする。

（畑作物共済に係る再保険料）

第二百一十五条 令第三十四条第二項の農林水産省令で定めるところにより算定される金額は、共済掛金区分ごと及び危険段階ごとの保険金額の総額に危険段階別畑作物再保険料基礎率を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

2 前項の危険段階別畑作物再保険料基礎率は、畑作物異常各年被害率を基礎として共済掛金区分ごとに農林水産大臣が定める再保険料基礎率に、危険段階ごとに基準共済掛金率の共済掛金標準率に対する割合を乗じて得た率とする。

（畑作物共済に係る再保険金の限度）

第二百一十六条 令第三十四条第三項ただし書の農林水産省令で定める畑作物再保険区分は、共済目的の種類ごとの第二百一十五条第二号に掲げる共済関係に係るものとする。

2 令第三十四条第三項ただし書の規定による再保険金の限度額には、第二百一十九条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「同項本文」とあるのは「令第三十四条第三項本文」と、「令第三十七条第三項本文」とあるのは「令第四十条第三項本文」と読み替えるものとする。

（園芸施設通常責任保険金額）

第二百一十七条 令第三十五条第一項第二号に規定する園芸施設通常責任保険金額は、共済掛金区分及び令第三十七条第二項の規定による申出の有無の別（以下「共済掛金区分等」という。）ごと並びに危険段階ごとの経過総保険金額に危険段階別園芸施設通常標準被害率を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

2 前項の「経過総保険金額」とは、保険金額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た金額を、都道府県連合会の事業年度ごとに合計して得た金額をいう。

一 共済責任期間が、当該事業年度の前事業年度に開始し、当該事業年度に満了する場合
次の表の上欄に掲げる共済責任期間の満了の月につき、それぞれ同表の下欄に掲げる率

共済責任期間の満了の月	
四月	二十四分の一
五月	二十四分の三
六月	二十四分の五
七月	二十四分の七
八月	二十四分の九

九月	二十四分の十一
十月	二十四分の十三
十一月	二十四分の十五
十二月	二十四分の十七
一月	二十四分の十九
二月	二十四分の二十一
三月	二十四分の二十三

二 共済責任期間が、当該事業年度に開始し、当該事業年度の翌事業年度に満了する場合
次の表の上欄に掲げる共済責任期間の開始の月につき、それぞれ同表の下欄に掲げる率

共済責任期間の開始の月	
三月	二十四分の一
四月	二十四分の二
五月	二十四分の三
六月	二十四分の四
七月	二十四分の五
八月	二十四分の六
九月	二十四分の七
十月	二十四分の八
十一月	二十四分の九
十二月	二十四分の十
一月	二十四分の十一
二月	二十四分の十二
三月	二十四分の十三
四月	二十四分の十四
五月	二十四分の十五
六月	二十四分の十六
七月	二十四分の十七
八月	二十四分の十八
九月	二十四分の十九
十月	二十四分の二十
十一月	二十四分の二十一
十二月	二十四分の二十二
一月	二十四分の二十三
二月	二十四分の二十四
三月	二十四分の二十五
四月	二十四分の二十六
五月	二十四分の二十七
六月	二十四分の二十八
七月	二十四分の二十九
八月	二十四分の三十
九月	二十四分の三十一
十月	二十四分の三十二
十一月	二十四分の三十三
十二月	二十四分の三十四
一月	二十四分の三十五
二月	二十四分の三十六
三月	二十四分の三十七
四月	二十四分の三十八
五月	二十四分の三十九
六月	二十四分の四十
七月	二十四分の四十一
八月	二十四分の四十二
九月	二十四分の四十三
十月	二十四分の四十四
十一月	二十四分の四十五
十二月	二十四分の四十六
一月	二十四分の四十七
二月	二十四分の四十八
三月	二十四分の四十九
四月	二十四分の五十
五月	二十四分の五十一
六月	二十四分の五十二
七月	二十四分の五十三
八月	二十四分の五十四
九月	二十四分の五十五
十月	二十四分の五十六
十一月	二十四分の五十七
十二月	二十四分の五十八
一月	二十四分の五十九
二月	二十四分の六十
三月	二十四分の六十一
四月	二十四分の六十二
五月	二十四分の六十三
六月	二十四分の六十四
七月	二十四分の六十五
八月	二十四分の六十六
九月	二十四分の六十七
十月	二十四分の六十八
十一月	二十四分の六十九
十二月	二十四分の七十
一月	二十四分の七十一
二月	二十四分の七十二
三月	二十四分の七十三
四月	二十四分の七十四
五月	二十四分の七十五
六月	二十四分の七十六
七月	二十四分の七十七
八月	二十四分の七十八
九月	二十四分の七十九
十月	二十四分の八十
十一月	二十四分の八十一
十二月	二十四分の八十二
一月	二十四分の八十三
二月	二十四分の八十四
三月	二十四分の八十五
四月	二十四分の八十六
五月	二十四分の八十七
六月	二十四分の八十八
七月	二十四分の八十九
八月	二十四分の九十
九月	二十四分の九十一
十月	二十四分の九十二
十一月	二十四分の九十三
十二月	二十四分の九十四
一月	二十四分の九十五
二月	二十四分の九十六
三月	二十四分の九十七
四月	二十四分の九十八
五月	二十四分の九十九
六月	二十四分の百

3

前項の規定の適用については、共済責任期間は、その始期の属する月の十六日に開始するものとみなす。

4 第一項の危険段階別園芸施設通常標準被害率は、農林水産大臣が共済掛金区分ごとに定める園芸施設通常標準被害率に、危険段階ごとに基準共済掛金率の共済掛金標準率に対する割合を乗じて得た率とする。

（園芸施設共済に係る再保険料）

第二百一十八条 令第三十五条第二項第一号に掲げる金額は、保険金額に危険段階別園芸施設再保険料基礎率甲を乗じて得た金額（共済責任期間が一年に満たない共済関係に係る再保険関係にあつては、その金額に共済責任期間の程度に応じて農林水産大臣が定める係数を乗じて得た金額）とする。

2 前項の危険段階別園芸施設再保険料基礎率甲は、園芸施設異常各年被害率甲を基礎として共

済掛金区分等ごとに農林水産大臣が定める再保険料基礎率に、危険段階ごとに基準共済掛金率の共済掛金標準率に対する割合を乗じて得た率とする。

3 令第三十五条第二項第二号に掲げる金額は、共済掛金区分等ごと及び危険段階ごとの前条第二項に規定する経過総保険金額に危険段階別園芸施設再保険料基礎率乙を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

4 前項の危険段階別園芸施設再保険料基礎率乙は、園芸施設異常各年被害率乙を基礎として共済掛金区分等ごとに農林水産大臣が定める再保険料基礎率に、危険段階ごとに基準共済掛金率の共済掛金標準率に対する割合を乗じて得た率とする。

（再保険料の分割支払）

第二百一十九条 法第九十四条の規定による再保険料の分割支払は、家畜共済に係る再保険関係について、次に掲げる要件の全てに適合する場合に限り、させることができるものとする。

一 当該都道府県連合会の組合員たる組合等が、当該再保険関係に係る共済関係につき組合員等の支払うべき共済掛金を分割して支払わされており、かつ、当該共済掛金の支払につき確実な担保又は保証を徴していること。

二 当該組合等の事業規程等で、共済掛金の分割支払について、共済掛金の支払期限ごとに、共済掛金の額に当該共済掛金期間の開始の日から当該支払期限の次の支払期限までの期間の共済支払期間に対する日数の割合を乗じて得た額（共済掛金期間における最後の支払期限にあつては、当該共済掛金の額）を支払わなければならないこととなるように定められていることを、当該都道府県連合会が確認していること。

2 法第九十四条の規定により再保険料を分割して支払わせる場合には、当該再保険関係に係る家畜共済に係る共済掛金期間の開始の時から三月を経過すること、その経過した期間に対する再保険料が支払われているようにしなければならない。

（保険関係に関する通知）

第二百二十条 法第九十五条第一項の規定により通知すべき事項は、次のとおりとする。

一 農業共済組合連合会の組合員の名称又は略称

二 農作物共済にあつては農作物連合会保険区分、家畜共済にあつては共済目的の種類（包

括共済家畜区分又は種雄牛若しくは種雄馬の別をいう。第二百四十一条において同じ。）、果樹共済にあつては果樹連合会保険区分、畑作物共済にあつては類区分、園芸施設共済にあつては共済目的

三 共済金額及び保険金額
四 共済掛金及び保険料の額
五 その他共済関係及び保険関係を明らかにすべき事項

2 前項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、遅滞なく、法第九十五条第二項の規定による通知をしなければならない。

3 法第九十五条第一項の規定による通知は、農作物共済、果樹共済及び畑作物共済にあつては毎年第一項第三号及び第四号に掲げる事項の全てが確定した後、遅滞なく、家畜共済及び園芸施設共済にあつては毎月するものとする。

（損害発生に関する通知事項）

第二百二十一条 法第九十六条の規定により通知すべき事項は、次の各号に掲げる共済事業の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 農作物共済 収穫期前にあつてはイに掲げる事項、収穫期において農作物連合会保険区分ごとの損害が確定したときにあつてはロに掲げる事項

イ 農作物連合会保険区分、被害地区、災害の種類、保険金の支払見込額、当該保険金の支払見込額に係る減収量、収穫物の品質の低下の程度又は生産金額の減少額及びこれらに係る被害面積の概数その他災害の状況を明らかにすべき事項
ロ 農作物連合会保険区分、保険金の支払をすべき組合等の名称又は略称、共済責任期間中に発生した災害の種類、当該保険金に係る減収量、収穫物の品質の低下の程度又は生産金額の減少額及びこれらに係る被害面積、当該保険金及びその保険金に係る共済金の額その他再保険金の額の決定に必要な事項

二 家畜共済及び園芸施設共済 共済関係及び保険関係を明らかにすべき事項、共済事故の種類、原因及び経過、共済金及び保険金その他再保険金の額の決定に必要な事項

三 果樹共済 果樹連合会保険区分ごとの損害が確定する前にあつてはイに掲げる事項、果樹連合会保険区分ごとの損害が確定したときにあつてはロに掲げる事項

イ 果樹連合会保険区分、類区分、被害地区、災害の種類、保険金の支払見込額、当該保険金の支払見込額に係る減収量、減収金額、果実の品質の低下の程度若しくは生産金額の減少額又は損害の額及びこれらに係る被害面積（樹体共済に係るものにあつては、被害面積及び樹齢別被害本数。ロにおいて同じ。）の概数その他災害の状況を明らかにすべき事項

ロ 果樹連合会保険区分、類区分、保険金の支払をすべき組合等の名称又は略称、共済責任期間中に発生した災害の種類、当該保険金に係る減収量、減収金額、果実の品質の低下の程度若しくは生産金額の減少額又は損害の額及びこれらに係る被害面積、当該保険金及びその保険金に係る共済金の額その他再保険金の額の決定に必要な事項
畑作物共済 類区分ごとの損害が確定する前にあつてはイに掲げる事項、類区分ごとの損害が確定したときにあつてはロに掲げる事項

イ 類区分、被害地区、災害の種類、保険金の支払見込額、当該保険金の支払見込額に係る減収量又は生産金額の減少額及びこれらに係る被害面積（蚕繭に係る畑作物共済にあつては、被害箱数。ロにおいて同じ。）の概数その他災害の状況を明らかにすべき事項

ロ 類区分、保険金の支払をすべき組合等の名称又は略称、共済責任期間中（蚕繭に係る畑作物共済にあつては、当該蚕期中）に発生した災害の種類、当該保険金に係る減収量又は生産金額の減少額及びこれらに係る被害面積、当該保険金及びその保険金に係る共済金の額その他再保険金の額の決定に必要な事項

（再保険金請求手続）

第二百二十二条 都道府県連合会は、政府に対して再保険金の支払を請求する場合には、その請求書に金額の算定の基礎を記載した書面を添付してこれを提出しなければならない。

（免責事由）

第二百二十三条 法第九十七号第一号又は第二号の場合には、政府は、都道府県連合会の支払った保険金のうち、支払の責任がないにもかかわらず支払われたものについて、再保険金の支払の責任を負わない。

2 法第九十七号第三号の場合には、政府は、都道府県連合会が正当な理由がないのにその払込みを遅滞している再保険料の額に相当する金額を限度として再保険金の支払の責任を負わなければならない。

3 法第九十七号第四号の場合には、政府は、再保険金の全部の支払の責任を負わない。

（農漁業保険審査会の審査の申立て）
第二百二十四条 法第九十八号第一項の規定により農漁業保険審査会の審査を受けようとするときは、都道府県連合会は、次の事項を記載した審査申立書に、証拠書類があるときはこれを添え、農林水産大臣を経て、農漁業保険審査会に提出しなければならない。

一 都道府県連合会の名称及び住所並びに代表者の氏名
二 申立ての目的たる再保険の表示
三 申立ての趣旨
四 申立ての理由
五 証拠方法
六 申立ての年月日

2 農漁業保険審査会の審査の申立ての取下げをしようとするときは、都道府県連合会は、書面で行なければならない。

（再保険料の返還請求手続）

第二百二十五条 都道府県連合会は、政府に対して再保険料の返還を請求する場合には、その請求書に請求の理由及び金額の算定の基礎を記載した書面を添付してこれを提出しなければならない。

（再保険料の支払）

第二百二十六条 都道府県連合会は、政府再保険料が連合会別国庫負担金を超えるときは、その超える部分の金額を政府に支払うものとする。

第二百二十七条 令第三十六号第一項の農林水産省令で定める区分（以下「農作物政府保険区分」という。）は、全ての共済目的の種類に係る第一号に掲げる共済関係及び共済目的の種類ごとの第二号に掲げる共済関係の別とする。

一 法第三十六号第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係
二 法第三十六号第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする共済関係
（果樹政府保険区分）
第二百二十八条 令第三十六号第三項の農林水産省令で定める区分（以下「果樹政府保険区分」という。）は、全ての共済目的の種類に係る第一号に掲げる共済関係及び共済目的の種類ごとの第二号に掲げる共済関係の別とする。

一 法第四十八号第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済の共済関係及び樹体共済の共済関係
二 法第四十八号第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済の共済関係
（畑作物政府保険区分）
第二百二十九条 令第三十六号第四項の農林水産省令で定める区分（以下「畑作物政府保険区分」という。）は、全ての共済目的の種類に係る第一号に掲げる共済関係及び共済目的の種類ごとの第二号に掲げる共済関係の別とする。

一 法第五十三号第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係
二 法第五十三号第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする共済関係
（農作物共済に係る保険金の限度）
第二百三十条 令第三十七号第三項ただし書の農林水産省令で定める農作物保険区分は、共済目的の種類ごとの第二百二十七号第二号に掲げる共済関係に係るものとする。

2 令第三十七号第三項ただし書の規定による保険金の限度額には、第二百九条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「同項本文」とあるのは、「令第三十一条第三項本文」と読み替えるものとする。

第二百三十一条 令第三十八号第一項に規定する家畜通常責任共済金額は、家畜共済区分ごと及び危険段階ごとの経過総共済金額に第二百十号第一項の危険段階別家畜通常標準被害率を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

2 前項の「経過総共済金額」とは、共済金額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た金額を、特定組合等の事業年度ごとに合計して得た金額をいう。

一 当該共済金額に対応する共済掛金期間が、当該事業年度の前事業年度に開始し、当該事業年度に満了する場合 次の表の上欄に掲げる共済掛金期間の満了の月につき、それぞれ同表の下欄に掲げる率

共済掛金期間の満了の月	率
四月	二十四分の一

五月	二十四分の三
六月	二十四分の五
七月	二十四分の七
八月	二十四分の九
九月	二十四分の十一
十月	二十四分の十三
十一月	二十四分の十五
十二月	二十四分の十七
一月	二十四分の十九
二月	二十四分の二十一
三月	二十四分の二十三

二 当該共済金額に対応する共済掛金期間が、当該事業年度に開始し、当該事業年度の翌事業年度に満了する場合 次の表の上欄に掲げる共済掛金期間の開始の月につき、それぞれ同表の下欄に掲げる率

共済掛金期間の開始の月	率
四月	二十四分の二十三
五月	二十四分の二十一
六月	二十四分の十九
七月	二十四分の十七
八月	二十四分の十五
九月	二十四分の十三
十月	二十四分の十一
十一月	二十四分の九
十二月	二十四分の七
一月	二十四分の五
二月	二十四分の三
三月	二十四分の一

三 当該共済金額に対応する共済掛金期間が、当該事業年度に開始し、当該事業年度に満了する場合 当該共済掛金期間の月数に二を乗じ二十四で除した率

3 前項の規定の適用については、共済掛金期間は、その始期の属する月の十六日に開始するものとみなす。

（家畜共済に係る保険料）

第二百三十二条 令第三十八号第二項の農林水産省令で定めるところにより算定される金額は、家畜共済区分ごと及び危険段階ごとの前条第二項に規定する経過総共済金額に危険段階別家畜保険料基礎率を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

2 前項の危険段階別家畜保険料基礎率は、家畜異常各年被害率を基礎として家畜共済区分ごと

に農林水産大臣が定める保険料基礎率に、危険段階ごとに基準共済掛金率の共済掛金標準率に對する割合を乗じて得た率とする。

(家畜共済に係る保険金の算定)

第二百三十三條 令第三十八條第三項の共済事故による損害に応じて算定される金額には、第六十六條の規定を準用する。

(果樹共済に係る保険金の限度)

第二百三十四條 令第三十九條第三項ただし書の農林水産省令で定める果樹保険区分は、共済目的の種類ごとの第二百二十八條第二号に掲げる共済関係に係るものとする。

2 前項の「経過総共済金額」とは、共済金額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た金額を、特定組合等の事業年度ごとに合計して得た金額をいう。

2 令第三十九條第三項ただし書の規定による保険金の限度額には、第二百九條第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「同項本文」とあるのは「令第三十三條第三項本文」と、「令第三十七條第三項本文」とあるのは「令第三十九條第三項本文」と読み替えるものとする。

1 共済責任期間が、当該事業年度の前事業年度に開始し、当該事業年度に満了する場合次の表の上欄に掲げる共済責任期間の満了の月につき、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(煙作物通常責任共済金額)

第二百三十五條 令第四十條第一項に規定する煙作物通常責任共済金額は、共済掛金区分ごと及び危険段階ごとの共済金額の総額に第二百十四條第一項の危険段階別煙作物通常標準被害率を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

共済責任期間の満了の月

四月	二十四分の一
五月	二十四分の三
六月	二十四分の五
七月	二十四分の七
八月	二十四分の九
九月	二十四分の十一
十月	二十四分の十三
十一月	二十四分の十五
十二月	二十四分の十七
一月	二十四分の十九
二月	二十四分の二十一
三月	二十四分の二十三

(煙作物共済に係る保険料)

第二百三十六條 令第四十條第二項の農林水産省令で定めるところにより算定される金額は、共済掛金区分ごと及び危険段階ごとの共済金額の総額に危険段階別煙作物保険料基礎率を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

2 前項の危険段階別煙作物保険料基礎率は、煙作物異常各年被害率を基礎として共済掛金区分ごとに農林水産大臣が定める保険料基礎率に、危険段階ごとに基準共済掛金率の共済掛金標準率に對する割合を乗じて得た率とする。

(煙作物共済に係る保険金の限度)

第二百三十七條 令第四十條第三項ただし書の農林水産省令で定める煙作物保険区分は、共済目的の種類ごとの第二百二十九條第二号に掲げる共済関係に係るものとする。

2 令第四十條第三項ただし書の規定による保険金の限度額には、第二百九條第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「同項本文」とあるのは「令第三十四條第三項本文」と、「令第三十七條第三項本文」とあるのは「令第四十條第三項本文」と読み替えるものとする。

(園芸施設通常責任共済金額)

第二百三十八條 令第四十一條第一項第二号に規定する園芸施設通常責任共済金額は、共済掛金区分等ごと及び危険段階ごとの経過総共済金額に第二百十七條第一項の危険段階別園芸施設通常標準被害率を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

2 前項の「経過総共済金額」とは、共済金額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た金額を、特定組合等の事業年度ごとに合計して得た金額をいう。

2 令第三十九條第三項ただし書の規定による保険金の限度額には、第二百九條第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「同項本文」とあるのは「令第三十四條第三項本文」と、「令第三十七條第三項本文」とあるのは「令第四十條第三項本文」と読み替えるものとする。

共済責任期間の開始の月

四月	二十四分の二十三
五月	二十四分の二十一
六月	二十四分の十九
七月	二十四分の十七
八月	二十四分の十五
九月	二十四分の十三
十月	二十四分の十一
十一月	二十四分の九
十二月	二十四分の七
一月	二十四分の五

(園芸施設通常責任共済金額)

第二百三十九條 令第四十一條第二項第一号に掲げる金額は、共済金額に危険段階別園芸施設保険料基礎率を乗じて得た金額(共済責任期間が一年に満たない共済関係に係る保険関係にあつては、その金額に第二百十八條第一項の農林水産大臣が定める係数を乗じて得た金額)とする。

2 前項の危険段階別園芸施設保険料基礎率甲は、園芸施設異常各年被害率甲を基礎として共済掛金区分等ごとに農林水産大臣が定める保険料基礎率に、危険段階ごとに基準共済掛金率の共済掛金標準率に對する割合を乗じて得た率とする。

(園芸施設通常責任共済金額)

第二百四十條 令第四十一條第二項第二号に掲げる金額は、共済金額に危険段階ごとの前条第二項に規定する経過総共済金額に危険段階別園芸施設保険料基礎率を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

2 前項の危険段階別園芸施設保険料基礎率乙は、園芸施設異常各年被害率乙を基礎として共済掛金区分等ごとに農林水産大臣が定める保険料基礎率に、危険段階ごとに基準共済掛金率の共済掛金標準率に對する割合を乗じて得た率とする。

(保険料の分割支払)

第二百四十一條 法第二百三條において準用する法第二百九十五條第一項の規定により通知すべき事項は、次のとおりとする。

1 農作物共済にあつては農作物政府保険区分、家畜共済にあつては共済目的の種類、果樹共済にあつては果樹政府保険区分、煙作物共済にあつては煙作物政府保険区分、園芸施設共済にあつては共済目的

二 共済金額

三 共済掛金の額

四 その他共済関係を明らかにすべき事項

2 前項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、遅滞なく、法第二百三條において準用する法第二百九十五條第二項の規定による通知をしなければならない。

3 法第二百三條において準用する法第二百九十五條第一項の規定による通知は、農作物共済、果樹共済及び煙作物共済にあつては毎年第一項第二号及び第三号に掲げる事項の全てが確定した後、遅滞なく、家畜共済及び園芸施設共済にあつては毎月するものとする。

(損害発生に関する通知事項)

第二百四十二條 法第二百三條において準用する法第二百九十六條の規定により通知すべき事項については、第二百三十一條の規定を準用する。

(保険料の支払)

第二百四十三條 特定組合等は、政府保険料が特定組合等別国庫負担金を超えるときは、その超える部分の金額を政府に支払うものとする。

(準用規定)

第二百四十四條 政府の保険事業には、第二百二十二條から第二百二十五條までの規定を準用する。

第三節 農業経営収入保険事業に係る再保険事業

(再保険期間)

第二百四十五條 令第四十二條の農林水産省令で定める期間は、一月から十二月までの期間とする。

(通常責任保険金額)

第二百四十六條 令第四十三條第一項に規定する通常責任保険金額は、法第二百九十九條第一項の保険限度額と同条第二項の基準収入金額に對する割合の別及び第二百九十五條第九項の規定により保険期間中の農業収入金額として申し出た金額の基準収入金額に對する割合の別(以下この節において「保険限度額区分等」という。)ごとと並びに危険段階ごとの保険金額の総額に危険段階別通常標準被害率を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

(再保険期間)

第二百四十五條 令第四十二條の農林水産省令で定める期間は、一月から十二月までの期間とする。

(通常責任保険金額)

第二百四十六條 令第四十三條第一項に規定する通常責任保険金額は、法第二百九十九條第一項の保険限度額と同条第二項の基準収入金額に對する割合の別及び第二百九十五條第九項の規定により保険期間中の農業収入金額として申し出た金額の基準収入金額に對する割合の別(以下この節において「保険限度額区分等」という。)ごとと並びに危険段階ごとの保険金額の総額に危険段階別通常標準被害率を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

(再保険期間)

第二百四十五條 令第四十二條の農林水産省令で定める期間は、一月から十二月までの期間とする。

計金額に対応する国の負担に係る金額を、国庫に納付しなければならない。

（農作物共済の一筆方式）

第八条 令和三年以前の年産（大規模な災害その他の事情により農林水産大臣が必要と認めるときにおいて農林水産大臣が指定する組合等の区域にあつては、令和五年以前の年産）の農作物に係る法第百三十八条第一項の減収量は、第九十七条第一項各号に掲げるもののほか、類区分ごと及び組合員等の耕地ごとに、耕地別基準収収量（第九十六条第二項に規定する耕地別基準収収量をいう。以下この条及び次条において同じ。）から第八十二条の準則に従い認定されたその年産における収収量を差し引いて得た数量（移植不能耕地にあつては、その数量に実損害を勘案して農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて得た数量）により算定することができる。この場合において、第八十七条第一項中「区分」とあるのは「区分又は一筆方式（法第百三十六条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であつて、附則第八条第一項に規定する方法により減収量を算定するものをいう。以下この款において同じ。）」と、同条第五項中「申込み」とあるのは「申込み（一筆方式を選択する場合を除く。）」と、第九十条中「半相殺方式」とあるのは「半相殺方式及び一筆方式」と読み替えるものとする。

第九条 水稲に係る過去の共済事故の発生状況、水稲に係る農作物共済の収支の状況等が農林水産大臣の定める基準に適合する組合等が行う農作物共済の共済関係（水稲に係るものであるとして、次の各号に掲げる引受方式を選択したものに限る。）における法第百三十八条第一項の農

林水産省令で定める数量は、当分の間、第九十六条第一項又は前条第二項の規定にかかわらず、事業規程等で定めるところにより、当該引受方式に応じ当該各号に定める数量とすることができる。

一 半相殺方式（第八十七条第一項第二号に規定する半相殺方式をいう。次項において同じ。） 組合員等ごとに、当該組合員等の基準収収量（法第百三十六条第一項第一号の基準収収量をいう。以下この条において同じ。）に、第九十六条第一項第二号の規定により当該組合員等が申し出た次の表の上欄に掲げる割合に応じ、同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た数量

申し出た割合	基準収収量に乘ずる割合
百分の二十	百分の十五
百分の三十	百分の二十五
百分の四十	百分の三十五

二 一筆方式 組合員等の耕地ごとに、当該耕地の耕地別基準収収量に、前条第二項の規定により当該組合員等が申し出た次の表の上欄に掲げる割合に応じ、同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た数量

申し出た割合	基準収収量に乘ずる割合
百分の三十	百分の二十
百分の四十	百分の三十
百分の五十	百分の四十

2 前項の規定を適用する場合における法第百三十八条第一項の減収量は、第九十七条第一項第二号又は前条第一項の規定にかかわらず、半相殺方式にあつては基準収収量、一筆方式にあつては耕地別基準収収量に、前項各号の表の上欄に掲げる割合に応じ、半相殺方式にあつては第九十七条第一項の規定により算定される減収量の基準収収量に対する割合、一筆方式にあつては前条第一項の規定により算定される減収量の耕地別基準収収量に対する割合をそれぞれ勘案して農林水産大臣が定める率を乗じて得た数量とする。

3 第一項の規定を適用する場合において支払われる共済金の金額は、組合等ごとに、不足金填補準備金及び特別積立金（これらのうち、水稲に係る部分の金額に限る。）を合計して得た金額を限度とする。

第十条 令和二年一月一日前に開始する家畜共済の共済掛金期間に係る共済関係についての第百

十三条、第百七条及び第百六十六条（第二十三三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第百十三条中「要する費用」とあるのは「要する費用（初診料を除く。）」と、第百七条第一項中「費用」とあるのは「費用（初診料を除く。）」と、「金額の百分の九十に相当する金額」とあるのは「金額」と、同条第二項中「費用の百分の九十に相当する金額」とあるのは「費用（初診料を除く。）」の額と、第百六十六条中「費用」とあるのは「費用（初診料を除く。）」と、「金額の百分の九十に相当する金額」とあるのは「金額」とする。

（収獲共済の樹園地方式）

第十一条 令和三年以前の年産（大規模な災害その他の事情により農林水産大臣が必要と認めるときにおいて農林水産大臣が指定する組合等の区域にあつては、令和五年以前の年産）の果実に係る法第百五十条第一項の減収量は、第百三十一條各号に掲げるもののほか、類区分（法第百四十八条第五項の規定により細区分が定められた類区分にあつては、当該細区分）ごと及び組合員等の樹園地ごとに、同条第三号に規定する樹園地別基準収収量から第八十二条の準則に従い認定されたその年産における収収量を差し引いて得た数量により算定することができる。この場合において、第百二十九条第一項中「区分」とあるのは「区分又は樹園地方式（法第百四十八条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であつて、附則第十一条第一項に規定する方法により減収量を算定するものをいう。以下同じ。）」と、第百二十二条及び第百三十七条第二項中「半相殺方式」とあるのは「半相殺方式及び樹園地方式」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により読み替えて適用する第百四十九条第一項の規定により樹園地方式（法第百四十八条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であつて、前項に規定する方法により減収量を算定するものをいう。以下同じ。）と、前項に規定する方法により減収量を算定するものをいう。以下同じ。）を選択することができる収獲共済の共済関係は、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、かき、くり、うめ、すもも及びキウイフルーツに係るものとする。

3 樹園地方式に係る法第百四十八条第一項第一号に掲げる金額は、第百二十条の規定にかかわらず、同条第一号に規定する標準収獲金額の百分の四十に相当する金額を下回らず、当該標準

収獲金額の百分の六十に相当する金額を超えない範囲内で、組合員又は共済資格者が申し出た金額とする。

4 樹園地方式に係る法第百五十条第一項の農林水産省令で定める数量は、第百二十九条の規定にかかわらず、組合員等の樹園地ごとに、同項の基準収収量の百分の四十に相当する数量とする。

5 樹園地方式に係る法第百五十条第一項の農林水産省令で定める率は、組合員等の樹園地ごとに、第一号に掲げる率に第二号に掲げる割合を乗じて得た率とする。

一 法第百五十条第一項の減収量の基準収収量に対する割合に三分の五を乗じて得た率から三分の二を差し引いて得た率

二 標準収収量に対する、その算定の基礎となつた当該樹園地の標準的な収収量の割合

6 樹園地方式に係る法第百五十条第一項の基準収収量は、第百三十二条の規定にかかわらず、同条の準則に従い、組合員等の樹園地ごとに、標準収収量及びその算定の基礎となつた樹園地ごとの標準的な収収量を基礎とし、隔年結果の状況その他の事情を勘案して定めるものとする。

7 樹園地方式に係る法第百五十条第四項の規定により読み替えて適用する同条第一項の農林水産省令で定める金額には、第百三十五条の規定にかかわらず、第四項の規定を準用する。この場合において、同項中「第百二十九条」とあるのは「第百三十五条において読み替えて適用する第百二十九条」と、「同項の基準収収量」とあるのは「法第百五十条第四項において読み替えて適用する同条第一項に規定する基準収収金額」と、「数量とする」とあるのは「金額とする」と読み替えるものとする。

（特定危険方式の申出）

第十二条 令附則第四条の農林水産省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 当該収獲共済の共済関係に係る果樹の栽培面積が共済目的の種類ごとに農林水産大臣が定める面積を下回らない範囲内において事業規程等で定める面積以上であり、かつ、当該果樹につき、当該共済責任期間の開始前五十年にわたり引き続き栽培の業務を営んだ経験を有すること。

二 当該申出に係る共済事故による損害の防止を行うために必要な施設が整備され、かつ、そ

の防止を果樹の栽培の業務を営む者と共同して適正に行う見込みがあること。

2 令附則第四条の規定による申出は、法第百四十七条の規定による申込みと同時にしなければならない。

3 令附則第四条の規定による申出は、半相殺方式及び樹園地方式の共済関係に限ることができる。

4 令附則第四条の農林水産省令で定める共済事故は、法第九十八条第一項第四号に掲げる共済事故のうち、次に掲げるもののいずれかとする。

一 暴風雨（農林水産大臣が定めるものに限る。以下この項において同じ。）による果実の減収以外の共済事故

二 降ひようによる果実の減収以外の共済事故

三 凍傷又は降霜による果実の減収以外の共済事故

四 暴風雨又は降ひようによる果実の減収以外の共済事故

五 暴風雨、降ひよう又は凍傷若しくは降霜による果実の減収以外の共済事故

（特定危険方式の共済掛金の割引）
第十三条 令附則第四条の規定による申出に係る共済関係（以下「特定危険方式」という。）の共済掛金を法第百七十七条第三項の規定により割り引く場合における割引後の共済掛金は、共済掛金区分ごと及び前条第四項各号に掲げる共済事故の別ごとに、共済事故の一部を共済事故としない場合における被害率を基礎として農林水産大臣が定める率を、共済掛金標準率とみなして算定するものとする。

2 法第百七十七条第三項の規定により読み替えて適用する法第十三条の農林水産省令で定めるところにより算定される率は、組合員等ごとの基準共済掛金率に、前項の農林水産大臣が定める率の共済掛金標準率に対する割合を乗じて得た率とする。

（特定危険方式の支払開始減収量等）

第十四条 特定危険方式に係る第百二十九条第二号、第百三十条第一項及び附則第十一条第三項から第五項までの規定の適用については、同号中「百分の三十、百分の四十又は百分の五十のうち当該組合員等が法第百四十七条の規定による申込みの際に申し出た割合」とあるのは、「百分の二十」と、第百三十条第一項中「前条各号の規定により組合員等が申し出た」とあるのは

「前条第二号に規定する」と、附則第十一条第三項中「百分の六十」とあるのは「百分の七十」と、同条第四項中「百分の四十」とあるのは「百分の三十」と、同条第五項第一号中「三分の五」とあるのは「七分の十」と、「三分の二」とあるのは「七分の三」とする。

（特定危険方式の共済責任期間）

第十五条 特定危険方式の共済責任期間は、第百三十七条の規定にかかわらず、同条第二項各号に掲げる共済目的の種類に応じ、当該各号に定める期間とする。

（特定危険方式に係る読替え）

第十六条 令和三年以前の年産の果実に係る収穫共済の共済関係に係る保険関係についての第百六十二条、第百六十七条及び第百六十八条の規定の適用については、第百六十二条中「区分及び」とあるのは「区分及び令附則第四条の規定による申出の有無の別並びに」と、第百六十七条第一項中「共済掛金区分」とあるのは「共済掛金区分（収穫共済に係る保険関係にあつては、共済掛金区分及び令附則第四条の規定による申出により共済事故としない事故の別、次項及び次条において「共済掛金区分等」という。）」と、同条第二項及び第百六十八条中「共済掛金区分」とあるのは「共済掛金区分等」とする。

（畑作物共済の一筆方式）

第十七条 令和三年以前の年産（大規模な災害その他の事情により農林水産大臣が必要と認めるときにおいて農林水産大臣が指定する組合等の区域にあつては、令和五年以前の年産）の農作物に係る法第百五十五条第一項の減収量は、第百四十九条第一項各号に掲げるもののほか、類区分ごと及び組合員等の耕地ごとに、耕地別基準収穫量（第百四十八条第二項に規定する耕地別基準収穫量をいう。第四項において同じ。）から第八十二条の準則に従い認定されたその年産における収穫量を差し引いて得た数量（発芽不能耕地にあつては、その数量に実損害を勘案して農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて得た数量）により算定することができる。この場合において、第百四十条第一項中「区分」とあるのは「区分又は一筆方式（法第百五十三条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であつて、附則第十七条第一項に規定する方法により減収量を算定するもの）をいう。以下この款において同じ。）」と、第

百四十三条中「半相殺方式」とあるのは「半相殺方式及び一筆方式」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により読み替えて適用する第百四十条第一項の規定により一筆方式（法第百五十三条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であつて、附則第十七条第一項に規定する方法により減収量を算定するもの）をいう。以下この条において同じ。）を選択することのできる畑作物共済の共済関係は、大豆に係るものとする。

3 一筆方式に係る法第百五十三条第一項第一号の農林水産省令で定める割合は、第百四十一条の規定にかかわらず、百分の七十とする。

4 一筆方式に係る法第百五十五条第一項の農林水産省令で定める数量は、第百四十八条の規定にかかわらず、組合員等の耕地ごとに、当該耕地の耕地別基準収穫量の百分の三十に相当する数量とする。

（都道府県連合会の家畜共済に係る保険金額の特例）
第十八条 組合等の行う家畜共済の規模を勘案して農林水産大臣が定める基準に適合する組合等の行う家畜共済に係る保険金額についての第百六十五条の規定の適用については、当分の間、同条中「百分の七十」とあるのは、「百分の九十又は百分の七十」とする。

（共済金額又は保険金額の削減の区分）
第十九条 令附則第五条において読み替えて適用する令第十九条第一項の農林水産省令で定める区分は、旧規則第十九条第一項各号に掲げる区分とする。

2 令附則第五条において読み替えて適用する令第二十七条の農林水産省令で定める区分は、旧規則第十九条第五項各号に掲げる区分、共済目的の種類別の農作物共済に係る保険事業及び家畜共済に係る保険事業とする。

（農業災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴う家畜共済の共済関係に係る経過措置）
第二十条 農業災害補償法の一部を改正する法律による改正前の農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号。以下「旧法」という。）の規定により成立した家畜共済の共済関係に付された家畜であつて、当該共済関係の平成三十年十二月三十一日の属する共済掛金期間の満了日の翌日までに死亡廃用共済又は疾病傷害共済の共済関係に付されたものについての第四十九

条第一項第五号及び第六号の規定の適用については、当該家畜に係る共済責任は、当該旧法の規定により成立した共済関係に付された時に始まったものとみなす。

2 令第二十号第一号の農林水産省令で定める場合は、第八十四条各号に掲げるもののほか、当該共済事故に係る家畜が、旧法の規定により成立した家畜共済の共済関係に付された家畜であつて、当該共済関係の平成三十年十二月三十一日の属する共済掛金期間の満了日の翌日までに死亡廃用共済又は疾病傷害共済の共済関係に付されたものであることとする。

（令和元年台風第十五号及び同年台風第十九号に伴う農業経営収入保険の保険料の支払期限の特例）
第二十一条 令和元年台風第十五号及び同年台風第十九号による災害が発生した時において、当該災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市区町村の区域内に住所を有していた者に係る第百八十一条に規定する保険料の支払期限（保険期間の開始の日が事業規程で定める日以前である農業経営収入保険の保険関係に係るものに限る。）についての同条の規定の適用については、同条第一項中「保険期間の開始の日の前日」とあるのは「保険期間の開始の日から起算して三月を経過する日」と、同条第二項中「保険期間の開始の日から起算して八月を経過する日」とあるのは「保険期間の開始の日から起算して十一月を経過する日」とする。

（保険資格者に関する特例等）
第二十二条 法第百七十七条第一項の規定による申込みをしたことがない者（同項の規定による申込みの承諾を受けたことがない者を含む。）が同項の規定による申込みをする場合における当該申込みに係る保険関係の保険期間（令和六年十二月三十一日までの間に開始するものに限る。）についての第百七十八条の規定の適用については、同条中「次に」とあるのは、「第二号から第四号までに」とする。

2 前項の保険関係が成立した場合における当該保険関係の保険期間において第百七十八条第一号に掲げる事業を利用した被保険者が、当該保険期間の満了日の翌日にその保険期間を開始する保険関係について、法第百七十七条第一項の規定による申込みをする場合における当該保険関係の保険期間についての第百七十八条の規定

保險關係及び当該保險關係に係る再保險關係か

ら適用するものとし、同日前に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

附 則（令和三年三月二三日農林水産省令第二二号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
（農作物共済に関する経過措置）

- 2 この省令による改正後の第八十七条の規定は、令和四年産の農作物に係る農作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、令和三年以前の年産の農作物に係る農作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

（園芸施設共済に関する経過措置）

- 3 この省令による改正後の第五十七条の規定は、令和三年四月一日以後に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

（農業経営収入保険に関する経過措置）

- 4 この省令による改正後の第七十五条の規定は、令和三年四月一日以後に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

附 則（令和三年七月二〇日農林水産省令第四三三号）

- 1 この省令は、令和三年八月一日から施行する。
（農作物共済に関する経過措置）

（農業経営収入保険に関する経過措置）

- 2 この省令による改正後の規定は、令和四年一月一日以後に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

附 則（令和三年一月二二日農林水産省令第六七号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
（施行期日）

- 2 この省令による改正後の規定は、令和四年一月一日以後に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとする。

- 3 令和三年一月一日から令和三年十二月三十一日までの間にその保険期間が開始する保険関係を成立させた被保険者であつて、当該保険期間において農業保険法施行規則第七十八条第一号に掲げる事業を利用したものは、この省令による改正後の農業保険法施行規則附則第二十二条第二項の被保険者とみなす。

附 則（令和四年三月二日農林水産省令第一四四号）

- 1 この省令は、令和四年四月一日から施行する。
（施行期日）

（農作物共済に関する経過措置）

- 2 この省令による改正後の農業保険法施行規則（以下「新規則」という。）第八十七条の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に共済責任期間が開始する農作物共済の共済関係（麦を共済目的とする共済関係にあっては、令和五年産のものに係る共済関係）に、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、施行日前に共済責任期間が開始する農作物共済の共済関係（麦を共済目的とする共済関係にあっては、令和四年以前の年産のものに係る共済関係）に、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

（収穫共済に関する経過措置）

- 3 新規則第十九条の規定は、施行日以後に共済責任期間が開始する収穫共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、施行日前に共済責任期間が開始する収穫共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

（畑作物共済に関する経過措置）

- 4 新規則第四十条の規定は、施行日以後に共済責任期間が開始する畑作物共済の共済関係、

当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、施行日前に共済責任期間が開始する畑作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

附 則（令和四年二月八日農林水産省令第七二号）

- この省令は、令和五年一月一日から施行する。

附 則（令和四年二月二日農林水産省令第七四号）

- この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年三月二七日農林水産省令第二〇号）

- 1 この省令は、令和五年四月一日から施行する。
（施行期日）

（経過措置）

- 2 この省令による改正後の規定は、この省令の施行の日以後に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係から適用する。

附 則（令和五年五月二五日農林水産省令第三三三号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
（施行期日）

（経過措置）

- 2 この省令による改正後の規定（第二十九条第四項の規定を除く。）は、令和六年一月一日以後に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

附 則（令和五年六月二日農林水産省令第三五五号）

- この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年二月一八日農林水産省令第六〇号）

- この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年二月二八日農林水産省令第六三三号）抄

- この省令は、公布の日から施行する。